

# 議会改革って何だ？

## -議会アンケート報告-

2008年8月

全国市民オンブズマン連絡会議

### 1 議会は、何をしていたのか？

市民オンブズマンが95年に官官接待を問題として以来、自治体の違法支出や税金の無駄使いをテーマとする度に議会の行政監視能力が機能不全に陥っていることが立証されている。加えて、第二給与化したと言われる政務調査費の支給や実費とかけ離れた費用弁償の給付、観光旅行としか言いようのない内容の視察など、議会に対する支出そのものが税金の無駄使いと言えるようなケースについて、各地の市民オンブズマンが住民監査請求を提起することも今や「定番」だ。私たちが「議員さん、何してはりまんねん。」とのテーマのもと、地方議会の非公開体質を取り上げたのは98年大阪で開催した第5回大会であるが、以後10年間、地方議会の政策遂行能力の欠如は私たちが自治体の問題を追及すればするほど、解消どころかより顕著になっている。今や議会制度や議員の活動に対する不信感は議会の外にいる私たち市民の多くに共通している。

地方議会に対する問題意識は議員にも存在する。2007年4月には全国都道府県議長会の都道府県議会制度研究会が「自治体議会議員の新たな位置付け」と題する報告書を発表し、これに追従する意見書を採択する都府県の議会も出てきている。今や「議会改革」と言う言葉は議会の内外を問わず、誰もが口にするようになっている。しかし、「改革」というからには、現在の制度やシステムのどこに問題があり、それをどう変えるのかの説明が必要であるにもかかわらず、かけ声の勇ましさと比較して現在の議会の何を一体「改革」しようとしているのか、一向に見えてこないことも多い。特に、前述の地方議会議員の位置付けの明確化を求める意見書については、実質的には議員の既得権益を拡大しようとすることに主目的が置かれているように思えるものすらある。

もちろん、地方議会の改革は絶対に必要である。しかし重要な点は、議会外の市民が議会に対する信頼を回復するために、何をどう改善したらよいかという点である。したがって「改革」とは、何よりも議員ではない市民の側から見て、いままでの議会の問題点を改善するものでなければならない。このような問題意識のもと、市民にとってのあるべき「議会改革」を提案するためのアンケートを実施した。

このアンケートにあたっては、私たちからみた、あるべき地方議会の制度をいわば「期待モデル」として提示し、アンケート結果と期待する内容とが一致した場合にはポイントを加算する方法で点数化して、現状の議会制度がどれだけ私たちの期待に近いかを表現した。その結果が後述の「議会通信簿」である。

### 2 調査方法

#### (1) 対象自治体と調査方法

47都道府県、17政令市、39中核市の議会を対象として、議会事務局にアンケート用紙を送付して行った。アンケートは2008年5月下旬に発送し、6月中旬までに回答を依頼した。

#### (2) 調査項目

アンケートの内容の詳細は別紙の通り。大きく分類して、1) 議会・議員活動に要する費用に

についての項目、II) 議会活動の活性化に関する項目、III) 議会運営の民主度に関する項目、IV) 議員(議会)活動の透明性に関する項目、V) 議会への住民参加の項目 からなる。具体的な質問項目と配点表は別紙をご覧ください。

### (3) 評価方法

アンケート毎に得点を合算した。満点の場合には29ポイントとなる。今回はこの合計点数をそのままランキング化することなく、0ポイント以上8ポイント未満をDランク、8ポイント以上15ポイント未満をCランク、15ポイント以上22ポイント未満をBランク、22ポイント以上をAランクとしてランク付けした、市民による「議会通信簿」である。いうまでもなく、DからAにすすむにつれ、私たちがモデルとしたあるべき地方議会の姿に近いということになる。

### (4) 議会自慢

今回のアンケート調査の中で「貴議会が他より優れているところ、セールスポイント(努力している点)」を自由に書いていただいた。これは、議会側の努力を知ること、我々の期待との一致点、相違点を知ることが、議会改革の方向性を検討するために有益、と考えたことによる。したがって、回答結果は素点化していない。

## 3 調査結果

### (1) 著しい低迷

調査した結果、Bランク以上をとった議会は長野県議会の15.0ポイントのみであった。Cランクは47都道府県中16都道府県、17政令指定市中12市、39中核市中12市となり、Dランクは30府県、5市、27市となった。50%以上のポイントを獲得した場合には、Bランク以上になることに鑑みれば、今回調査したほぼ全議会が我々の期待値を半分も満たしていない、という結果となった。

### (2) 期待と現実のギャップの意味するもの

このように、現状の議会の運営状況が私たちが考える地方議会のあるべき姿とほど遠いことがアンケートからは明らかになったと言えるが、この結果には、市民の多くはあまり違和感を感じないのではないだろうか。

とはいうものの、地方議会の議員(少なくとも多数派に属する議員)の描く地方議会の運営方法と、私たち議会外の市民が望む議会運営のあり方との間に大きなギャップがあるという事実は、決して軽視できない。地方議会の運営に対する市民意識との乖離については、アンケート結果を吟味した上で最後に検討することとしたい。

## 4 調査対象、調査結果と評価

### (1) 議会・議員活動に要する費用

#### A) 【費用の必要最小限度性】 調査の内容と趣旨

地方自治法2条14項は地方公共団体に対して「最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定めている。議会、議員の経費についてもこの原則が当然あてはまる。ところが、実費を遙かに超える金額を費用弁償の名のもとに交付する議会も多い。そこで、本アンケートでは費用弁償について、議員に支給していない議会には2ポイント、実費支給については1ポイント、定額制は0ポイントとし、費用の最小限度性に対する議会の姿勢を調査した。ポイントの高いところはそれだけ公金の意識が高いことを意味する。

#### B) 調査結果

ア) 都道府県で実費制をとるところはわずか4県である。移動距離が短いはずの政令市でも、支

給なしが7市、実費制をとるところは2市に止まる。地方自治法の原則からすれば、少なくとも実費制をとることが当然のはずである。議会の常識は市民からみて非常識である。また、このことは議員の特権意識の表れと言うべきか。

イ)費用対効果 ただし通信簿のポイントからは除外

費用の最小限度性とは別に、年間の議員1人あたりの政務調査費、費用弁償額、報酬額を調査し、自治体の人口一人当たりの金額を調査した。数字が多額なほど、議員活動に税金が投入されていることになる。

また、政務調査費の有効活用の度合いを調査するため、過去5年間の政策条例1件あたりに要する政務調査費の金額を評価し、ランキング化してみた。

この政務調査費のいわば費用対効果の考え方について、議員提案の条例のみを対象とするのは不当だ、との反論も当然ある。しかし、政務調査費の用途が満足に公開されていない状況をもとにすれば、納税者たる私たちが議員に対する費用対効果についての判断対象は、さしあたり議員提出条例以外にはない。少なくとも、議員に対する費用をどのように生かしているかについては、議員の説明責任に属する問題ではないだろうか。

ウ)政務調査費は政策条例提案に役に立っておらず

算出してみて慄然とした。都道府県で費用対効果がよい高知県・島根県でも政策条例案1件当たり9000万円台。他は軒並み数億円単位であり、7府県では1件十億円を超えていた。まったく政策条例が提案されなかった千葉県・富山県・愛知県・奈良県の5年間の政務調査費を合計してみると69億1200万円にも上った。これら傾向は政令市・中核市でも同様である。

この結果から、地方自治法96条、112条2項が根拠の「地方議会の議員立法」はほとんど空文化しており、政務調査費は議員立法には役に立っていないといえる。

今後、政務調査費が透明化されるにしたがって「まともに」使われるものと考えられる。それに伴って議員立法が増えることに期待したい。

(2)議会活動の活性化についての手段

A)調査の内容と趣旨

【本会議・委員会の活性化】

多くの地方議会では、本会議、委員会での議論が低調である。県民、市民に公開されない非公式な席で政策が事実上決定し、本会議、委員会が既に決まった事項を議決するだけの儀式の場と化しているとさえ言われている。そこで、執行部とのなれ合いを防止するための手だてや、なれ合いを助長する制度の温存の有無を調査し、執行部とのなれ合い防止を意識的に制度化している場合にポイント加算した。項目は以下の通り。

- i)反問権(首長から議員への質問)が認められているか(認められている場合には1ポイント)
- ii)質問内容の事前通告制度が義務となっていないか(義務化されている場合は0ポイント)
- iii)執行部と議員との事前調整の制度が存在しないか(存在する場合には0ポイント)
- iv)文書での質問をする制度があるか(ある場合には1ポイント)
- v)議員相互の公開された議論の有無(本会議での議員間討論が行われている場合には2ポイント、委員会のみの場合は1ポイント、さらに議員間討議について条例、規則、要綱などの明文規定のある場合には1ポイント加算)

アンケートには、以上の5項目の外に委員会の質問時間制限についての質問も行った。しかし、委員会の質問時間制限に関する運用は議運での調整に任されている自治体や規則や条例で決めていないが、先例によって制限を設けている自治体など、実際の運用形態が当該議会の議員以外にはとても理解できないものが多く、今回のアンケートの配点項目に加えることを断念した。なお、この点については別に項を改めて述べたい。

#### 【少数意見を取り入れる仕組みの有無】

地方議会の制度も会派を前提としている。民主主義は少数意見を意思決定に生かすシステムの存在を求めるから、議会運営が一人会派を含む少数派の意見の反映を保障したものにしているかが重要である。そこで、議会運営に関する以下の質問を行った。

- i) 議会運営委員会に所属するための会派要件(定数の1/24以下で所属できる場合は2ポイント、1/24以上1/12未満の場合は1ポイント、それよりも厳しい場合は0ポイント)
- ii) 委員会所属議員以外の議員が委員会で発言できるか(発言できる場合には1ポイント)

このほか、アンケートでは定例会において一般質問における質問者数の制限を設けているか否かについても尋ねた。この回答も先の質問時間の制限と同様、ほとんどの議会で先例や慣行に基づいてルール化された調整を行っているにもかかわらず成文化されていないことが明らかになったため、配点項目に加えることを断念した。

#### 【議長・副議長の任期】

議長は議場の秩序維持、議事の整理、議会の事務を統理し、議会を代表する(地方自治法104条)。その地位の重要性を受けて、議長の任期は議員の任期とされており(同法103条2項)、軽々に辞任すべきでないとされている(『標準町村議会会議規則・委員会条例詳解(第一次改訂版)』(学陽書房)175頁)。ところが、実際は議長、副議長が1年で交代することが往々に行われている。議員の職務内容の法定化を求める動きの中で議会側が強調する「二元代表制」のその一翼を担うトップが1年で交代するというのは矛盾をはらむ。また、1年で交代するような議長が、議事の整理、議事の事務の統理を円滑に行うことは可能であるとしたら、それは議会運営が形式化している証ではないだろうか。このような観点から、地方自治法103条2項通りの場合にはそれぞれ1ポイントを配点した。

## B) 調査結果と特徴

### ア) 概観

全体的に得点が伸びない。議会活動の活性化を妨げる制度や慣行が見直しされないまま、漫然と維持され続けているのが原因となっていると言って良い。かかる観点から、議会の常識は私たちにとって理解できないものとなっているというのが実感である。

たとえば、アンケート項目中の反問権にしても、原則は首長が議員に質問をしてはならない、という規則等の存在が出发点になっている。しかし、そもそも首長が対立する意見を述べる議員との論争をなぜ行えないのだろうか。事前通告や事前調整についても、このような制度を維持していることが議会での「ガチンコ」の論争を阻害している、という実情がある。しかし、なぜ質問の事前通告を義務づけなければならないのかと言う点や、質問について事前調整の制度を設けなければならないのかについて、その必要性が十分に吟味されているかについては重大な疑問がある。

### イ) 本会議・委員会の活性化について

「議会活性化」の視点で、今回あえて調査項目に入れた「質問主意(趣意)書」については、これを制度化している議会は都道府県で6議会(12.8%)、政令市で4議会(23.5%)と少数であった。実際に制度が活用されている議会は、東京都、神奈川県などさらに少数であると見られる。首長部局の見解を質したり、情報提供を求めることができる質問主意書制度は、議場での質問回数や質問時間が限られる少数会派の議員にとっては有用な手段であり、地方議会においても制度として定着することが議会全体の活性化につながる。制度を取り入れる議会が増え、そしてそれを使いこなせる議員が増えることが必要である。

議員間討議の制度および現状をアンケート内容としたが、これについても根本的な違和感をぬぐえない。議会というのは言論の府である。ところが、一方で「議会改革」の名の下に議員間討議の制度を作らなければならない現状がある。制度化しなければならないほど議員相互の議論ができないことを意味する。言論の府である議会の議論を低調にした原因は何であろうか。この分析が地方議会にはもとめられている。

#### ウ)少数意見を取り入れる仕組み

少数意見を生かす工夫も貧弱である。地方議会は国会のように、全国民の意思を代表することは期待されていない。むしろ、より地域に密着したきめ細かな条例や制度を生み出すことが期待されている。そうである以上、国会以上に少数意見を生かす制度を作ることが求められるはずである。

ところが、議事日程や質問者数、質問時間、議案や請願・陳情の委員会付託を決定する議会運営委員会から、少数会派を閉め出している議会が依然として多い。今回の調査では便宜的な尺度として、地方自治法112条の議案提出権の要件である「議員定数の1/12」を採用し、所属議員数が何名以上の会派から議運委員を出せるか(以下、「要件」と略)を問い、それが議員定数の1/12を上回っている場合は、少数会派閉め出しの傾向が強いと捉え0ポイントとした。

0ポイントとなったのは、47都道府県中18議会、39中核市中8議会で17政令市はなかった。0ポイントの18県議会は、福岡県議会の88名を除くと実定数38~53名と比較的小規模なところが多く、「要件」は石川県議会の6名を筆頭に5名または4名と、定数の割に高いハードルになっている。一方、定数100名以上の5都道府県議会を見ると、分母が大きいために0ポイントとなったところはないが、神奈川県議会(定数107)の「要件」8名、愛知県議会(定数104)の同7名は目をひく。ちなみに議員定数に占める議運委員数の割合は、神奈川県議会(議運委員数15名)14.0%、愛知県議会(議運委員数14名)13.5%で、0ポイントのついた石川県議会(定数46、議運委員数8名)の同割合17.4%よりも低く、点数には反映されなかったが、少数会派閉め出しの度合いが強いと言える。

また、委員外議員の臨席・発言を認めない議会で、「要件」を3名以上としているところをあげると、埼玉県、大阪府、香川県、大阪市および青森市ほか6中核市である。

少数派が意思決定により多く参加できるか否かが民主度の度合いを示すと考えられるが、このような観点からみて、これらの県の議会の民主度には疑問がある。

今回の調査対象とはしなかったが、議会運営委員会の多数会派優位が、議会運営委員会理事(者)会の存在によって強まることも指摘しておきたい。その構成は議会によって異なるが、正副委員長、正副議長が構成員であれば、最大会派と2番目に大きい会派の比重は、議会運営委員会以上に高くなる。さらに問題なのは、議運理事会が非公開で議事録が作成されず、市民に見えないものになっていることだ。

さらに言えば、常任委員会においても少数会派閉め出しの傾向が見られる。少数会派の

議員は希望を出しても総務、警察などの常任委員会に入れない議会がある。しかしそれは慣行であるため、調査の対象とからははずさざるをえなかった。議運の構成要件のように可視化できない分、問題は根深いと言える。

#### エ) 議長・副議長の任期

議長の在職期間が議員の任期と同じ4年間であったのは、都道府県では山口県と広島県の2議会、政令市では、北九州市の1議会、中核市では盛岡市のみであった。このうち、副議長の任期も4年間であったのは北九州市と盛岡市である。

各議会が回答した過去10年間の平均在任期間を、3、2、1年に四捨五入してその比率を概観すると、都道府県では、3年:2議会 = 4.3%、2年:13議会 = 27.7%、1年:30議会 = 63.8% (4年は2議会4.3%)、政令市では、3年:なし、2年:7議会41.2%、1年:8議会47.1% (4年は2議会11.8%)、中核市では、3年:2議会 = 5.1%、2年:16議会 = 41.0%、1年:20議会 = 51.3% (4年は1議会2.6%)となる。いずれにおいても、「2年以下」が9割前後を占めるが、都道府県においては任期1年が6割を越すのが際だっている。

このように、短期間で議長が交代する原因については、議長職、副議長職に就くことによって支給される高額な報酬が特権として意識されることで、特権のたらい回しをしようとしている現状が現れたものだ、とする見方もあり得よう。また、かりにそうでないとしても、議長職、副議長職が名誉職化し、その重要な職責が十分に意識されないまま、漫然と議会運営がなされることで、地方議会の活性化が阻害されている要因の一つとなっているのではないだろうか。

#### オ) 小結

結局、議会の活性化についてみても、少数意見の尊重制度についてみても、地方議会の活性化を妨げているのは、議事の効率的運営のみを考慮した制度や慣行の存在ではないだろうか。これに対して、制度を温存していることで、得点が伸びなかった議会の側から見れば、それぞれの規則、制度や慣行などは限られた時間内に有意義且つ効率的に議事を進行するためのものだ、と一通りの説明はされるであろう。しかし問題は、個々の制度を義務づけてまで議員に守らせる必要があるかという点であり、義務づけによって本来予定しない悪影響が生じている点を意識しているかである。たとえば、事前通告、事前調整についてみれば、そもそも議会に限らず、会議などの場で有意義な結果を引き出したい場合には、事前に資料を送付したり、質問の趣旨を確認するために事前に相手方と接触することは当然である。しかし、それは義務づけられたから行っているのではない。実のある結果を期待して会議に臨む場合の常識なのである。義務づけられていない場合であっても、真剣な議論を行う場合には、当然におこなうべきものなのだ。

すくなくとも議会の活性化を真剣に論じるのであれば、まずは議員自身をがんじがらめにしている先例や、いつのまにかルール化したことで議会の制度をよりわかりにくくしている「慣行」、さらには合理性についての検討がなされていない規則の見直しからスタートすべきではないだろうか。

### (3) 議会情報の透明度

#### A) 調査の内容と趣旨

##### 【議事の透明化】

個々の議員がどのような意見を述べ、議案に対する議決でどのような態度を取ったか、という観点から以下の二点を調査した。

i)委員会議事録については、全発言を作成している場合は2ポイント、要約のみの場合は1ポイントを配した。

ii)各会派、議員の議案に対する賛否をホームページや広報で公表している場合は1ポイントを配した。

#### 【議員活動の透明化】

議員が具体的にどのような仕事をしてきたかは、政務調査費の使途の公開に依るところが大きい。そこで、平成18年度の政務調査費の公開について本年私たちが発表した、第12回情報公開度ランキングの素点を5で割り、小数点以下を四捨五入したポイントを配した。

#### B)調査結果

政務調査費については、領収証の公開をするかどうかのレベルに止まっている。しかし、政務調査費の公開は、議員活動を市民が理解するために必要なものであって、領収証を公開するだけでは議員活動を透明化することにはならないことを、改めて理解すべきである。

各会派、議員の議案に対する賛否をホームページや広報で公表している議会は少数派である。しかし、議案に対する賛否すらわからない状態で、議員や会派を支持するのは困難である。これは早急に改善すべきである。委員会議事録の記載については、全発言を作成している自治体はまだ多数派とは言えない。要約の記載だけで、誰がどのような発言をしているかを正確に知ることができるか、疑問なしとしない。

議員や会派に対する姿勢を市民が決定するのは、普段の議員の行動である。選挙の前になると議員が「報告会」なるものを開催する例が相変わらず多いが、私たち市民にとってこれら報告会よりも重要なのは、当の議員が普段どのような政務調査活動をおこない、委員会でどのように積極的に意見を述べ、議案に対してどのような態度をとったかである。これら基本的な情報が公開されない(公開しない)状態では、議員の仕事が市民、県民には見えにくいのは当然である。地方議員の仕事を県民、市民にわかりやすく伝える手段は、地方議員の職務を国会に「お願い」して法律で規定してもらうことではなく、地方議員や地方議会がみずから情報を公開することである。

#### (4)住民参加の制度の充実度

##### A)調査の内容と趣旨

###### 【住民参加・傍聴】

いずれも住民から提案されたものである陳情・請願については、住民がすすんで議会で意見を述べる機会が保証されることが望ましい。その観点から、参考人・公聴会の制度を設けている場合には1ポイントを加算した(但し、陳情・請願提出者の送付・付託委員会での意見陳述(発言)の状況について併せてたずねなかったため、参考人が陳情・請願提出者に相当するか不明な部分が残ったことを附記したい。 )。

また、全員協議会を行った場合の傍聴の可否について、傍聴を可としている場合には1ポイントを加算した。

###### 【対人口比でみた陳情、請願件数】

住民参加の基礎は、住民による議会への期待である。議会への陳情、請願が多いほど、住民が議会に期待していることになる。この観点から、平成15年度～平成19年度までの過去5年間について、陳情件数÷人口×100、請願件数÷人口×100の計算式を用い、数値が100以上の場合には2ポイント、50以上100未満の場合には1ポイントとした。

##### B)調査結果

まず、【住民参加・傍聴の制度】については、都道府県別では、2ポイントがわずかに11自治体、あとは、1ポイントが27自治体、0ポイントが9自治体である。参考人・公聴会の制度も、全員協議会傍聴制度も、住民参加には不可欠の制度である。幸うじて、11自治体が正常な状態にあると言える。政令市、中核市は、57市中、2ポイントがわずかに5市、0ポイントが22市である。まさに惨憺たる状況といわなければならない。

次に、【対人口比でみた陳情、請願件数】については、都道府県、政令市、中核市を通じて最高点が2ポイント、しかもその最高点は、山形県と京都市のみであり、1ポイントは、都道府県では3自治体、政令市、中核市では5市のみである。あとは、0ポイントの山が築かれた。もっともな結果であろう。透明度が低く、議員たちは何をやっているかわからない、住民参加・傍聴の制度も整っていないというこんな議会に住民が期待するはずはないのである。

#### (5) 議会のセールスポイント

アンケートに際して、自ら他の自治体と比較して、評価できる事項を尋ねたところ、以下の回答がなされた。これらを紹介したい。

##### 【一問一答方式(対面演壇)の導入】

一問一答方式(対面演壇)の導入をセールスポイントとしてとりあげたのは、群馬県、滋賀県、富山市、長野市、鹿児島市の各議会であった。しかしそもそも、一問一答方式を導入していない場合には、質疑は「議員はまとめて質問をして、執行部はまとめて答弁する」という形をとらざるを得ないのであって、「議論」というより「儀式」に近いものとならざるを得ない。しかし、一問一答方式の採用がセールスポイントになってしまうような現状は、それだけ議会での質疑の方法が市民の常識からかけ離れていることを示すものである。

##### 【定例会閉会中に委員会を開催する】

これをあげた議会は青森県、石川県、滋賀県、広島県、金沢市、豊橋市、岡崎市であった。回答はほとんどが「閉会中に月1回委員会を開催」であったが、なかには、豊橋市のように「閉会中に年2～3回委員会を開催」というものもあった。しかし、定例会閉会中に委員会を開催するという回答は、私たちからみれば当たり前のように見える。多くの議会では「閉会中は委員会活動をしていない」ということが常識化しているのではあるだろうか。そうであるなら、なぜ定例会閉会中には委員会を開催しないのか。制度でそうなっているというだけでは、その制度を存続させる合理性は理解できないのだが。

##### 【委員会において議題に関係ない一般質問ができる】

神戸市は「委員会において議題に関係ない一般質問ができること。」をあげている。裏を返せば、委員会においては「議題以外は質問ができなかった」ということになるが、そもそも委員会とはそのような消極的な議論だけですまされるものなのか疑問である。

##### 【時間制限について】

滋賀県は「議員が希望すれば1人年間120分以内、1回30分以内であれば、人数の制限なく一般質問を行うことができる」と、一般質問の時間制限をセールスポイント(努力している点)であげている。しかし、人数も時間も制限なしで一般質問をしている議会がいくつもある中で、このような内容が他の議会と比べてセールスポイントと判断すること自体、議会の制度についての情報交換が不足しているのではないだろうか。また、福岡県は「一般質問では会派の持ち時間制(8分×所属議員数)とし、持ち時間内であれば質問者1人当たりの発言時間を制限していないこと。」をセールスポイントとしているが、福岡県はアンケートで「定例会毎の一般質問者数の制限について、希望すれば制限なくできる」と回答している。「希望すれば制限なくできる」と



いう回答と「時間制限がある」というのはどうみても矛盾である。このような矛盾がまかり通っているとすれば、福岡県の議会のルールを理解するのは市民にとって極めて困難である。

【少しずつ改善される議会】

これまで述べてきた「セールスポイント」は、果たして実際に他の自治体よりも優れているセールスポイントと言って良いか、私たち議会の外にいる市民にとって疑問に思われる事項である。これらの事項が他の議会にはないすぐれたものであるとすれば、議会の常識は我々とかけ離れたものと言わざるを得ないが、どうであろうか。

もちろん、制度の優秀性を我々にも容易に理解できる回答も寄せられた。議会の審議内容をテレビやインターネットで配信しているとしたのは、京都府、奈良県、山口県、香川県、新潟市、京都市、横須賀市、岐阜市、福山市、下関市、長崎市など、全国に拡大している。

岩手県では、「議長を除く全議員で構成する決算特別委員会及び予算特別委員会を設置し、総合的な審査を行っており、この2特別委員会において総括質疑の場を設け、知事の出席を求めている」としている。

静岡市からは「陳情、請願に関し、参考人制度を準用し、提出者の趣旨説明及び提出者と委員の質疑応答ができることとしている。許可制だが、求めを断った例はほとんどない」との回答が寄せられた。

西宮市は「会議規則において、質疑・質問の回数を制限していない。」

以上のように、議事の内容を公開し、議論をして、住民参加の方向を模索するという方向に進んできた事例がある。

そして、鳥取県からは「議場では、事前に根回し無しの活発な議論が展開されている。代表質問では、1議員が1日かけて質問を行い、一般質問では人数制限を設けず、毎定例会6日間で20数名が行っている。執行部提出議案についても、議論してなお意見の相違が見られれば、議会が責任を持って修正又は附帯意見を付すなど日常的に行われている。また、議員提案の政策条例の成立も多い。最近では、特に現場の声を県政に活かすために、委員会などの現地調査、意見交換、勉強会を積極的に実施している。」という回答があった。

本来の議論を行う議会の姿を表していると評価できる。

## 5 議会「改革」とは議会、議員活動の透明化につきる

### (1) 議会制度のわかりにくさ

アンケートをまとめる過程で第1に実感したのは、地方議会が前提とする制度の複雑さである。特に【本会議・委員会の活性化】で触れた委員会の質問制限の項目や【少数意見を取り入れる仕組みの有無】で触れた定例会の質問者数の制限に関する項目など、規則に依拠するだけでなく、当の議会の議員から個別に説明を受けなければ理解できないような議長の裁量や慣行によって一定のルールが定められ、そのルールによって運用がなされているという実態が明らかになった。例えば、委員会の質問制限についてアンケートでは「定例会毎の一般質問者数の制限について、希望すれば制限なくできる」と答えながら、その一方で同じアンケートの「セールスポイント」や全国都道府県議会議長会の調査では「一般質問では会派の持ち時間制(8分×所属議員数)とし、持ち時間内であれば質問者1人当たりの発言時間を制限していないこと。」と答えているような福岡県の例がある。このほか、福島県、東京都、山梨県、長野県、島根県も、アンケートでは「定例会毎の一般質問者数の制限について、希望すれば制限なくできる」と答えながら、全国都道府県議会議長会の調査では「議運で質問日数を決定し、その範囲内で各会派が考慮している(福島県)」や「議員1名当たり発言回数は年

間 2 回以内とし、発言者数は、各会派内で一定例会に集中しないよう調整する(山梨県)などの制限をつけている。

このように、言論の府である議会での質疑応答といったもっとも基本的な事項ですら、少なくとも議会の外部の市民には運用が理解できないのである。

また、規則として定められた事項であっても、事前通告や事前調整の制度をはじめとして、現状の議会で果たして合理性があるかどうか疑わしいものも多い。

すなわち、現在の議会の制度の特徴は、私たち市民からみて「理解しにくいもの」「制度維持の合理性が理解できないもの」が多いということである。

## (2) 議員活動の不透明性

政務調査費の領収証の公開は序々に進みつつあるが、政務調査費を用いてどのような調査を行い、自治体行政にどのように生かしたかまで発表する自治体はまだ少ない。議員の活動を選挙民が知る重要な機会であるにもかかわらず、政務調査活動の内容を説明しないというのは、議員が説明責任を尽くしていないというに尽きる。今回の調査で、私たちは議員提案条例 1 件あたりのコスト計算をしたが、もちろん議員の仕事が条例制定だけで評価すべきだ、と言っているのではない。私たちが指摘したいのは、議員の仕事で私たちがみることのできるものが、いかに少ないかということである。

議案に対する賛否を公表しない自治体の存在も疑問である。議員の調査活動の内容も、条例案提出以外の仕事も、自分の投票した議員が議案に対してどのような姿勢であったかも知ることができないままで、私たち市民はどのような基準で投票したら良いのか。議員の活動内容以外で投票せざるを得ない状況が、最終的には「議員に頼んでもどうせだめだ」といった議員や議会に対する不信感を助長しているのではないだろうか。

## (3) 議会改革とは何を改革することか

ところが最近、冒頭で述べたように「自治体議会議員の新たな位置付け」が必要であるとして、地方自治法に地方議員の職務内容を法定化し、従前の報酬や政務調査費といった区別の撤廃を目指した、地方自治法の改正を求める動きが一部の議会で起こっている。議員の活動が市民に理解されないのは議員の職務の内容が法定化されていないからだ、という理由が挙げられている。しかしこれは問題である。議員の活動が市民に理解されないのは、国が作った法律に仕事は法定化されていないからではない。単に議会の制度や議員の仕事が不透明だからにすぎない。そのことも理解されないまま、報酬や政務調査費の区別を撤廃した場合に予想されるのは、議員に支払われる税金の使途をますます不透明にする結果だけである。

そして、議会外の市民に議員の仕事や議会の制度が理解できない原因は、複雑な議会の制度や議事の運用、合理性に疑いがあるにもかかわらず改正されないままの議会規則、先輩や長老議員がつくったと言われる先例、それに自らの活動を公開しようとしぬ議員の姿勢そのものにある。

議会改革とは少なくとも、地方自治法を改正することからスタートするべきものではない。まず行うべきことは、議会や議員の活動を透明化することである。議会改革とは議会・議員の活動を可視化することに他ならないことを指摘し、本レポートのまとめとしたい。

了

第15回全国オンブズマン大会 議会「期待はずれ度」調査基準

			ポイント	記号			
議会・議員にかかる経費	2ポイント	費用弁償	支給額	2	c	支給せず	
			1	bi	実費支給		
			0	a,bii	定額制、地域ごとに決める		
			議会にかかる費用		4+8÷3+7 (4+8÷3+7)÷	議員1人当たりの(政務調査費+費用弁償+報酬)額	
			政務調査費の費用対効果			人口1人当たりの(政務調査費+費用弁償+報酬)額	
						政策条例1提案(新規+改正)当たりの政務調査費額	
議会活性化度	7ポイント	首長からの質問	反問権	1	a	首長が議員に対して質問可能	
			0	b	首長が議員に対して質問不可		
		質問	事前通告制度	1	b	事前通告「義務付け」制度なし	
			0	a	事前通告「義務付け」制度あり		
			事前調整(ヒアリング)	1	b	事前調整なし	
		0	a	事前調整あり			
		文書での質問	質問趣意書	1	a	文書での質問(質問趣意書)制度あり	
			0	b	文書での質問(質問趣意書)制度なし		
		議員間討議	現状	2	de	本会議で議員間討議が行われている	
				1	c	委員会で議員間討議が行われている	
0	ab			議員間討議が行われていない。休憩時間に行っており議事録は残っていない。			
明文化	1		a	議員間討議について、明文化されている			
0	b	議員間討議について、明文化されていない					
議会運営民主度	5ポイント	議会運営委員会	会派所属議員数の要件	2		会派の人数が議員定数の1/24未満でも議運構成員になれる	
			1		会派の人数が議員定数の1/24以上1/12未満で議運構成員になれる		
			0		会派の人数が議員定数の1/12以上(議案提出権あり 地方自治法112条)のみ議運構成員		
		委員外議員の発言	1	a	発言可能		
			0	bc	発言不可能。臨席不可能。		
		議長の任期	過去10年の平均在任期間	1		4年(地方自治法103条通り)	
			0		4年未満		
		副議長の任期	1		4年(地方自治法103条通り)		
0			4年未満				
議員(議会)活動の成果	9ポイント	委員会議事録	記載方法	2	a	委員会議事録につき、全発言作成	
			1	b	委員会議事録につき、要約作成である。		
			0	c	作成していない。		
		議案に対する賛否	各会派・議員の賛否	1	a	ネット、公報など何らかの形で公表している	
		0	b	公表していない			
政務調査費	H18年度	6		第12回情報公開度ランキング 政務調査費採点(30点満点)を5で割って四捨五入			
住民参加	6ポイント	陳情・請願	参考人・公聴会制度	1	a	あり	
			0	b	なし		
		全員協議会	傍聴	1	a	全員協議会を行った際、市民は傍聴可能。全員協議会を行っていない。	
			0	b	全員協議会を行った際、市民は傍聴不可		
		陳情・請願	陳情件数÷人口×100	2		100以上	
				1		50以上100未満	
				0		50未満	
			請願件数÷人口×100	2		100以上	
1		50以上100未満					
0		50未満					
ポイント計			29				

## 回答表（都道府県）

議会名	1. 人口 (千人)	2. 議員定数		3. 議会（議員）にかかる経費 (1/2)		
		議員定数 法定数	議員定数 実定数	(1) 政務調査費 交付額(円)	会派支給額 (円)	議員支給額 (円)
	(08年4月2 日現在)	(名)	(名)	1年当たり1人分 平成20年度		
北海道	5,572	112	106	6,360,000	1,200,000	5,160,000
青森県	1,399	52	48	3,720,000		
岩手県	1,355	51	48	3,720,000		
宮城県	2,339	65	61	4,200,000		
秋田県	1,112	48	45	3,720,000	720,000	3,000,000
山形県	1,191	49	44	3,720,000	360,000	3,360,000
福島県	2,058	62	58	4,200,000		
茨城県	2,964	74	65	3,600,000		
栃木県	2,011	60	50	3,600,000		
群馬県	2,011	60	50	3,600,000		
埼玉県	7,116	120	94	6,000,000		
千葉県	6,123	118	95	4,800,000	600,000	4,200,000
東京都	12,838	128	127	7,200,000		
神奈川県	8,917	120	107	6,360,000		
新潟県	2,394	66	53	3,960,000	792,000	3,168,000
富山県	1,101	47	40	3,600,000		
石川県	1,168	48	46	3,600,000		
福井県	814	42	40	3,600,000	1,200,000	2,400,000
山梨県	873	43	38	3,360,000	600,000	2,760,000
長野県	2,174	63	58	3,480,000		
岐阜県	2,097	61	46	3,960,000		
静岡県	3,793	85	74	5,400,000		
愛知県	7,366	120	104	6,000,000		
三重県	1,856	58	51	3,960,000	1,800,000	2,160,000
滋賀県	1,396	51	47	3,600,000	1,200,000	2,400,000
京都府	2,632	69	62	6,000,000	1,200,000	4,800,000
大阪府	8,221	120	112	7,080,000	1,200,000	5,880,000
兵庫県	5,586	111	92	6,000,000	2,400,000	3,600,000
奈良県	1,406	51	44	3,600,000	600,000	3,000,000
和歌山県	1,046	46	46	3,600,000	360,000	3,240,000
鳥取県	596	40	38	3,000,000		
島根県	726	40	37	3,600,000	360,000	3,240,000
岡山県	1,948	59	56	4,200,000		
広島県	2,865	72	66	4,200,000		
山口県	1,465	53	49	4,200,000		
徳島県	795	42	41	3,000,000	1,200,000	1,800,000
香川県	1,002	46	45	3,600,000		
愛媛県	1,443	52	47	3,960,000		
高知県	785	41	39	3,360,000	1,680,000	1,680,000
福岡県	5,049	103	88	6,000,000		
佐賀県	855	43	41	3,000,000		
長崎県	1,440	52	46	3,600,000	480,000	3,120,000
熊本県	1,844	58	49	3,600,000		
大分県	1,200	48	44	3,600,000		
宮崎県	1,138	48	45	3,600,000	1,200,000	2,400,000
鹿児島県	1,722	56	54	3,600,000		
沖縄県	1,370	51	48	3,000,000	1,200,000	1,800,000

## 回答表（都道府県）

3. 議会（議員）にかかる経費（2/2）					
議会名	a) 支給対象	b) 領収書の 添付	(2) 報酬総額 (歳費額)(円)	(3) 費用弁償 総支出決算額 (円)	(4) 費用弁償 支給方法  (a) : 定額制  (b)(i):実費 (b)(ii):距離に よる一定額 (c): 費用弁 償給付せず
	会派又は議員 会派と議員		1年当たり1人分 平成20年度予算	平成19年度	
北海道	会派	yes	14,026,500	234,470,310	距離による一定額
青森県	議員	yes	12,811,500	35,343,690	距離による一定額
岩手県	議員	yes	12,795,475	48,869,700	距離による一定額
宮城県	会派	yes	13,958,700	52,128,625	距離による一定額
秋田県	会派、議員	yes	9,126,000	35,874,200	距離による一定額
山形県	会派、議員	yes	12,360,000	45,869,155	距離による一定額
福島県	会派	yes	13,433,500	44,828,020	距離による一定額
茨城県	会派	yes	13,350,000	42,827,700	距離による一定額
栃木県	会派	yes	13,991,725	41,979,000	距離による一定額
群馬県	会派	yes	13,991,725	18,703,078	距離による一定額
埼玉県	会派	no	15,626,902	75,379,320	距離による一定額
千葉県	会派、議員	no	14,942,400	20,660,760	実費
東京都	会派	no	17,706,775	53,994,000	定額
神奈川県	その他	yes	16,878,000	11,829,343	実費
新潟県	会派、議員	yes	12,980,275	52,723,642	距離による一定額
富山県	会派	yes	13,148,850	19,219,100	距離による一定額
石川県	会派	no	13,148,850	23,039,500	距離による一定額
福井県	会派、議員	yes	12,868,050	20,108,800	距離による一定額
山梨県	会派、議員	yes	12,495,600	28,963,800	距離による一定額
長野県	会派	yes	13,604,002	41,087,314	距離による一定額
岐阜県	議員	yes	14,139,000	31,489,494	距離による一定額
静岡県	会派	yes	14,160,300	15,807,417	距離による一定額
愛知県	会派	yes	16,469,777	123,267,800	距離による一定額
三重県	会派、議員	yes	14,392,200	43,444,205	距離による一定額
滋賀県	会派、議員	yes	13,328,070	23,874,900	距離による一定額
京都府	会派、議員	yes	16,175,871	19,686,590	距離による一定額
大阪府	会派、議員	yes	16,070,400	40,531,000	距離による一定額
兵庫県	会派、議員	yes	14,561,475	37,907,250	距離による一定額
奈良県	会派、議員	yes	13,216,280	8,804,500	定額
和歌山県	会派、議員	yes	12,425,875	21,013,000	距離による一定額
鳥取県	議員	yes	12,709,368	35,199,467	実費
島根県	会派、議員	yes	11,426,800	26,489,312	距離による一定額
岡山県	議員	no	14,160,300	48,351,400	定額
広島県	会派	yes	13,290,032	54,907,550	実費
山口県	議員	yes	14,160,300	24,135,000	距離による一定額
徳島県	会派	yes	12,995,850	23,270,000	距離による一定額
香川県	議員	yes	13,486,000	36,373,000	距離による一定額
愛媛県	議員	yes	13,823,150	33,899,750	距離による一定額
高知県	会派	yes	13,148,850	22,162,000	距離による一定額
福岡県	会派	no	15,171,965	90,060,000	距離による一定額
佐賀県	会派	yes	12,175,200	20,845,970	距離による一定額
長崎県	会派、議員	yes	13,584,957	58,794,775	距離による一定額
熊本県	議員	no	13,182,000	44,394,363	距離による一定額
大分県	会派	yes	13,261,000	16,351,320	距離による一定額
宮崎県	会派、議員	yes	12,495,600	49,955,000	距離による一定額
鹿児島県	会派	yes	12,103,200	50,031,255	距離による一定額
沖縄県	会派、議員	yes	12,129,600	45,269,020	距離による一定額

## 回答表（都道府県）

議会名	4. 議会活動の活性化						5. 議会運営の民主度（1/2）			
	(2) 首長が議員に対して質問できるか	(3) 質問事前通告制度があるか	(4) 質問事前調整があるか	(5) 文書での質問（質問趣意書制度）があるか	(6) 議員間討議 i)現状 a:委員会休憩時間で議事録なし b:委員会で討議なし c:委員会で討議あり d:本会議で討議あり議事録なし e:議事録がある	ii) 議員間討議 明文化しているか	(1) 議運構成員 i)会派所属議員数の要件 要件の議員数（名）		(3) 実際の議長・副議長の在任期間（過去10年の平均在任期間） 議長の在任期間（年） 副議長の在任期間（年）	
北海道	不可	ある	ある	ある	休憩中に	いない	4	可能	2	2
青森県	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	5	可能	1.2	1.2
岩手県	不可	ある	ない	ない	委員会討議する	いない	5	可能	2	2
宮城県	不可	ある	ない	ない	委員会討議する	いない	2	可能	2	2
秋田県	不可	ある	ある	ない	委員会討議する	いない	3	可能	2	2
山形県	不可	ある	ない	ない	委員会討議する	いない	5	可能	2	1
福島県	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	2	発言不可	2	2
茨城県	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	3	可能	1	1
栃木県	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	3	可能	1	2
群馬県	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	2	可能	1	1
埼玉県	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	4	発言不可	1	1
千葉県	不可	ある	ない	ない	委員会討議する	いない	5	可能	1	1
東京都	不可	ある	ない	ある	休憩中に	いない	4	可能	2	2
神奈川県	不可	ある	ない	ある	委員会討議する	いない	8	可能	1	1
新潟県	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	5	可能	1	1
富山県	不可	ある	ある	ない	委員会討議する	している	4	可能	1	2
石川県	不可	ある	ない	ある	休憩中に	いない	6	可能	0.7	0.7
福井県	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	4	可能	1	1
山梨県	可能	ない	ない	ない	休憩中に	いない	4	可能	0.9	1.1
長野県	不可	ある	ない	ある	休憩中に	いない	4	可能	1	1
岐阜県	不可	ある	ある	ない	委員会討議する	いない	5	可能	1	1
静岡県	不可	ある	ある	ない	休憩中に	している	4	可能	1	1
愛知県	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	7	可能	1	1
三重県	不可	ある	ある	ない	委員会討議する	している	5	可能	1	1
滋賀県	不可	ある	ある	ない	委員会討議する	いない	5	可能	1	1
京都府	不可	ある	ない	ない	委員会討議する	している	4	可能	2	2
大阪府	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	5	臨席不可	1	1
兵庫県	不可	ない	ない	ない	趣旨不明なので回	いない	6	可能	1	1
奈良県	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	4	可能	1	1
和歌山県	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	3	可能	1	1
鳥取県	不可	ある	ない	ない	委員会討議する	いない	4	可能	1.8	1.8
島根県	不可	ある	ない	ない	委員会討議する	いない	3	可能	1.1	1
岡山県	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	4	可能	1	1
広島県	可能	ある	ない	ない	委員会討議する	いない	5	可能	4	1
山口県	可能	ある	ない	ない	委員会討議する	いない	2	可能	4	1.8
徳島県	可能	ある	ない	ある	休憩中に	いない	4	可能	1	1
香川県	不可	ない	ない	ない	休憩中に	いない	4	臨席不可	1	1
愛媛県	不可	ある	ない	ない	委員会討議する	いない	3	可能	1	1
高知県	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	2	可能	1	1
福岡県	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	9	可能	1.3	1
佐賀県	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	4	可能	2	1
長崎県	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	5	可能	2	1
熊本県	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	3	可能	1.1	1.1
大分県	不可	ある	ない	ない	委員会討議なし	いない	3	可能	2	2
宮崎県	不可	ある	ない	ない	委員会討議なし	いない	3	可能	2	1
鹿児島県	不可	ある	ない	ない	委員会討議する	している	3	可能	3	1
沖縄県	不可	ある	ない	ない	委員会討議なし	いない	2	可能	3	3

## 回答表（都道府県）

5. 議会運営の民主度（2/2）		6. 議員（議会）活動の成果							
議会名	(4) 議会選出監査委員の在任期間	4.(7) 委員会議事録	(1) 議員による条例提案数（H15-19）				(2) 視察報告書の公開 i)委員会視察	ii)会派視察等	(3) 議案に対する各会派・議員の賛否の公表しているか
	(過去10年の平均在任期間)(年)	作成しているか	・議員、議員自身に関する提案 新規議案 (本数)	・議員、議員自身に関する提案、改正議案 (本数)	・左記以外の議案、新規議案 (本数)	・左記以外の議案、改正議案 (本数)	a: 請求で閲覧 b: 請求しても出来ず c: 公開している		
北海道	2	作成	1	15	2	0	公開	請求可	公表
青森県	1.7	作成	2	3	3	0	請求可	不可	公表
岩手県	2	作成	1	10	6	0	請求可	公開	非公表
宮城県	2	作成	2	16	8	0	請求可	請求可	非公表
秋田県	2	要約	1	9	1	0	請求可	請求可	公表
山形県	2	要約	1	14	2	0	公開	請求可	非公表
福島県	2	要約	4	9	3	1	請求可	不可	非公表
茨城県	1	作成	4	13	1	1	請求可	不可	公表
栃木県	1	作成	0	0	2	2	請求可	不可	非公表
群馬県	1	要約		22	1	1	公開	不可	非公表
埼玉県	1	要約	1	8	4	0	公開	—	非公表
千葉県	1	要約	2	13	0	0	請求可	不可	非公表
東京都	1	作成	0	17	4	5	公開	公開	公表
神奈川県	1	作成	1	12	4	0	公開	公開	非公表
新潟県	1	作成	3	18	1	0	請求可	請求可	公表
富山県	2	作成	5	12	0	0	請求可	公開	非公表
石川県	1.2	作成	2	17	1	0	請求可	不可	公表
福井県	1	要約	1		4	0	請求可	不可	非公表
山梨県	11.5	作成	1	12	1	0	請求可	—	非公表
長野県	1	作成	1	14	2	1	請求可	不可	公表
岐阜県	1	作成	10	18	3	3	公開	公開	非公表
静岡県	1	作成	5	10	1	0	請求可	請求可	非公表
愛知県	1	要約	1	16	0	0	公開	公開	非公表
三重県	1	作成	12	19	3	2	公開	請求可	公表
滋賀県	1	要約	7	11	2	2	請求可	不可	非公表
京都府	2	作成	5	22	3	1	公開	不可	非公表
大阪府	1	作成	0	11	1	0	請求可	不可	非公表
兵庫県	1	作成	1	29	2	2	請求可	不可	公表
奈良県	1	作成	2	15	0	0	請求可	請求可	非公表
和歌山県	1	要約	2	16	5	1	請求可	—	非公表
鳥取県	2	作成	4	14	1	3	公開	請求可	非公表
島根県	2	作成	1	8	7	0	請求可	不可	非公表
岡山県	1	要約	3	17	1	0	請求可	請求可	公表
広島県	1.6	作成	3	15	3	0	請求可	不可	非公表
山口県	2	作成	4	13	1	0	請求可	不可	非公表
徳島県	1	要約	0	10	2	0	公開	不可	非公表
香川県	2	作成	5	19	4	1	請求可	請求可	非公表
愛媛県	2	作成	3	14	2		請求可	公開	公表
高知県	1.1	作成	3	4	5	2	請求可	不可	非公表
福岡県	1	作成	2	11	1	0	請求可	請求可	非公表
佐賀県	1.5	作成	7	13	4	0	請求可	不可	非公表
長崎県	1	作成	2	20	1	0	請求可	請求可	非公表
熊本県	1	作成	10	11	2	0	請求可	公開	非公表
大分県	1	要約	3	10	2	0	請求可	請求可	非公表
宮崎県	1	作成	2	17	2	0	請求可	不可	非公表
鹿児島県	1	作成	2	20	1	0	不可	公開	非公表
沖縄県	4	作成	2	8	1	0	請求可	公開	非公表

## 回答表（都道府県）

議会名	7. 住 民 参 加							8. 議会の セールスポイ 別紙に掲載	
	(1) 陳情の委員会への 付託 (H15-19年度)		(2) 請願の委員会への 付託 (H15-20年度)		陳情・請願に対 する参考人制 度・公聴会制度 の実施の有無 (H15-19年度 で)	参考人 制度の 実施は 何件か (件数)	公聴会 制度の 実施は 何件か (件数)		(3) 全員協議会の傍聴の 可否 及び全員協議会を行っ ていない
	全件	付託件 数	全件	付託件 数					
北海道	9	9	120	120	なし			制度なし	
青森県	149	17	50	50	なし			傍聴可or全協なし	
岩手県	293	0	98	98	制度あり	4	0	傍聴可or全協なし	
宮城県	610		99	99	制度あり	48	0	傍聴可or全協なし	
秋田県	265	256	104	104	なし			傍聴可or全協なし	
山形県	1,483	0	109	109	なし			制度なし	
福島県	512	0	278	278	なし	0	0	傍聴可or全協なし	
茨城県	58	0	112	112	なし			傍聴不可	
栃木県	101	94	20	20	なし	b	b	傍聴可or全協なし	
群馬県	85		403	403	なし			傍聴不可	
埼玉県	115	0	126	126	なし			傍聴不可	
千葉県	106	0	287	287	制度あり	3	0	傍聴可or全協なし	
東京都	707	707	526	457	なし			その都度協議	
神奈川県	372	353	122	122	なし			傍聴可or全協なし	
新潟県	68	68	88	88	なし	0	0	その都度協議	
富山県	241	12	111	111	なし			傍聴可or全協なし	
石川県	201	199	154	154	なし	0	0	制度なし	
福井県	188	36	56	56	なし			傍聴可or全協なし	
山梨県	136	136	82	81	なし	b	b	傍聴可or全協なし	
長野県	1,173	1,170	202	202	なし			傍聴可or全協なし	
岐阜県	287	0	90	90	なし			制度なし	
静岡県	863	823	17	16	なし			傍聴可or全協なし	
愛知県	571	0	27	27	なし	0	0	傍聴可or全協なし	
三重県	37	0	64	64	制度あり	5	0	傍聴可or全協なし	
滋賀県	33	0	79	79	制度あり	1	0	傍聴不可	
京都府	120	0	1,281	1,281	なし			傍聴不可	
大阪府	281	0	92	92	なし			傍聴可or全協なし	
兵庫県	197	33	204	204	なし			制度なし	
奈良県	71	71	24	24	制度あり		0	その都度協議	
和歌山県	147	0	30	29	制度あり	1	0	傍聴可or全協なし	
鳥取県	256	256	18	18	制度あり	5		傍聴可or全協なし	
島根県	209	209	109	109	制度あり	2	0	傍聴可or全協なし	
岡山県	269	266	64	61	なし			傍聴不可	
広島県	839	839	33	33	なし			傍聴不可	
山口県	247	0	58	58	制度あり	0	0	傍聴不可	
徳島県	52	0	123	123	なし			傍聴可or全協なし	
香川県	117	100	10	10	なし			傍聴不可	
愛媛県	365	0	291	291	なし			傍聴不可	
高知県	421	0	53	53	なし			制度なし	
福岡県	191	191	93	93	なし			制度なし	
佐賀県	22	0	22	22	なし	0	0	制度なし	
長崎県	379	379	50	50	なし			傍聴可or全協なし	
熊本県	68	0	136	136	制度あり	0	0	傍聴可or全協なし	
大分県	26	0	42	42	なし			傍聴可or全協なし	
宮崎県	332	0	45	45	制度あり	9	0	傍聴可or全協なし	
鹿児島県	300	300	19	19	なし			傍聴不可	
沖縄県	783	783	17	17	制度あり	21	0	傍聴可or全協なし	



## 回答表（政令市）

議会名	1. 人口 (千人)	2. 議員定数		3. 議会（議員）にかかる経費		
		議員定数 法定数	議員定数 実定数	(1) 政務調査費 交付額(円)	会派支給額 (円)	議員支給額 (円)
	(08年4月2日 現在) (名)			1年当たり1人分 平成20年度		
札幌市	1,893	80	68	4,800,000		
仙台市	1,025	64	60	4,200,000		
さいたま市	1,204	64	64	4,080,000		
千葉市	941	64	54	3,600,000	600,000	3,000,000
横浜市	3,635	96	92	6,600,000		
川崎市	1,380	72	63	5,400,000	600,000	4,800,000
新潟市	802	56	56	1,800,000	360,000	1,440,000
静岡市	710	56	54	3,000,000		
浜松市	811	56	54	1,800,000		
名古屋市	2,236	88	75	6,600,000		
京都市	1,465	72	69	6,480,000	1,680,000	4,800,000
大阪市	2,644	96	89	7,200,000		
堺市	835	56	52	3,600,000		
神戸市	1,529	72	69	4,560,000		
広島市	1,163	64	55	4,080,000		
北九州市	983	64	64	4,560,000		
福岡市	1,430	72	63	4,200,000		

## 回答表（政令市）

3. 議会（議員）にかかる経費					
議会名	a) 支給対象	b) 領収書 の添付	(2) 報酬総額 (歳費額)(円)	(3) 費用弁償 総支出決算額 (円)	(4) 費用弁償 支給方法
	会派又は議員 会派と議員		1年当たり1人分 平成20年度予算	平成19年度	(a) : 定額制  (b)(i) : 実費 (b)(ii) : 距離に よる一定額 (c) : 費用弁 償給付せず
札幌市	会派	yes	14,497,450	12,020,000	支給しない
仙台市	会派	yes	13,968,300	39,870,000	定額
さいたま市	会派	yes	13,545,495	0	支給しない
千葉市	会派又は、会派と議員	yes	13,351,800	23,640,000	支給しない
横浜市	その他		16,878,000	0	支給しない
川崎市	会派と議員	yes	14,051,900	16,242,540	実費
新潟市	会派又は、会派と議員	yes	10,461,060	12,930,000	定額
静岡市	会派	yes	11,496,420	66,930	実費
浜松市	会派	yes	10,876,680	0	支給しない
名古屋市	会派	yes	16,688,925	56,350,000	定額
京都市	会派と議員	yes	16,183,200	35,520,000	定額
大阪市	会派	yes	17,748,000	0	支給しない
堺市	会派又は、会派と議員	yes	13,572,000	0	支給しない
神戸市	会派	yes	16,182,000	32,131,000	距離による一定額
広島市	会派	yes	14,912,400	20,663,000	距離による一定額
北九州市	会派	yes	14,698,200	28,804,000	距離による一定額
福岡市	会派又は、会派と議員	yes	14,834,600	40,000,000	距離による一定額

## 回答表（政令市）

議会名	4. 議会活動の活性化						5. 議会運営の民主度			
	(2) 首長が議員に対して質問できるか	(3) 質問事前通告制度があるか	(4) 質問事前調整があるか	(5) 文書での質問（質問趣意書制度）があるか	(6) 議員間討議 i)現状 a:委員会休憩時間で議事録なし b:委員会で討議なし c:委員会で討議あり d:本会議で討議あり議事録なし e:議事録がある	ii) 議員間討議 明文化しているか	(1) 議運構成員		(3) 実際の議長・副議長の在任期間（過去10年の平均在任期間）	
							i)会派所属議員数の要件 要件の議員数（名）	ii)委員外委員の発言は可能か	議長の在任期間（年）	副議長の在任期間（年）
札幌市	不可	ある	ない	ある	休憩中に	いない	3	可能	2	2
仙台市	不可	ない	ない	ない	休憩中に	いない	5	可能	2	2
さいたま市	不可	ある	ある	ない	委員会討議する	いない	5	可能	1.17	1.17
千葉市	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	4	可能	1	1
横浜市	不可	ある	ある	ある	委員会討議する	いない	5	可能	2	2
川崎市	不可	ない	ある	ない	休憩中に	いない	3	可能	2	2
新潟市	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	4	可能	2	2
静岡市	不可	ある	ある	ない	委員会討議する	いない	4	可能	1	1
浜松市	不可	ある	ない	ない	委員会討議する	いない	4	可能	1.05	1.05
名古屋市	不可	ない	ない	ない	休憩中に	いない	5	可能	1	1
京都市	不可	ある	ない	ある	休憩中に	いない	5	可能	1.7	1
大阪市	不可	ある	ない	ある	休憩中に	いない	5	発言不可	1	1
堺市	不可	ある	ある	ない	委員会討議する	いない	2	可能	0.9	1
神戸市	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	5	可能	1	1
広島市	不可	ある	ない	ない	なし	いない	3	可能	1.5	1
北九州市	不可	ない	ない	ない	休憩中に	いない	5	可能	4	4
福岡市	不可	ある	ない	ない	委員会討議する	いない	4	可能	2	2

## 回答表（政令市）

5. 議会運営の民主		6. 議員（議会）活動の成果							
議会名	(4) 議会選出監査委員の在任期間	4. (7) 委員会議事録	(1) 議員による条例提案数 (H15-19)				(2) 視察報告書の公開 i)委員会視察 ii)会派視察等		(3) 議案に対する各会派・議員の賛否の公表しているか
	(過去10年の平均在任期間) (年)	作成しているか	・議員、議員自身に関する提案 新規議案 (本数)	・議員、議員自身に関する提案、改正議案 (本数)	・左記以外の議案、新規議案 (本数)	・左記以外の議案、改正議案 (本数)	a: 請求で閲覧 b: 請求しても出来ず c: 公開している		
札幌市	2	作成	0	8	3	0	公開	不可	公表
仙台市	2	作成	15	13	12	2	請求可	請求可	公表
さいたま市	1	作成	3	15	2	1	請求可	不可	非公表
千葉市	1	作成	0	8	12	11	請求可	不可	公表
横浜市	1	作成	0	15	0	0	公開	公開	公表
川崎市	2	作成	2	10	0	0	請求可	—	公表
新潟市	2	要約	4	22	2	1	公開	公開	非公表
静岡市	1	作成	6	8	0	1	請求可	—	非公表
浜松市	1	要約	4	10	0	0	請求可	請求可	非公表
名古屋	1	作成	0	13	0	1	請求可	請求可	非公表
京都市	1	作成	2	16	2	0	公開	不可	公表
大阪市	1	作成	0	23	3	5	公開	不可	非公表
堺市	1.1	作成	2	23	2	0	請求可	請求可	非公表
神戸市	1	要約	2	12	2	0	公開	請求可	公表
広島市	1	作成	3	16	0	1	請求可	公開	非公表
北九州	2.25	作成	0	11	1	1	請求可	請求可	非公表
福岡市	1	要約	2	12	0	0	請求可	請求可	非公表

## 回答表（政令市）

議会名	7. 住 民 参 加								8.
	(1) 陳情の委員会への付託 (H15-19年度)		(1) 請願の委員会への 付託 (H15-20年度)		陳情・請願に対す る参考人制度・公 聴会制度の実施 の有無 (H15-19年度 で)	参考人 制度の 実施は 何件か (件数)	公聴会 制度の 実施は 何件か (件数)	(3) 全員協議会の傍聴の 可否 及び全員協議会を行っ ていない	議会の セール スポイ ント
	全件	付託件 数	(件数)	付託件 数					
札幌市	264	179	275	275	制度あり	10	0	傍聴不可	別紙に 掲載
仙台市	116	0	20	17	制度あり	0	0	傍聴可or全協なし	
さいたま市	0	0	187	179	なし			傍聴不可	
千葉市	49	49	62	62	なし			傍聴不可	
横浜市	327	117	215	209	なし			傍聴不可	
川崎市	174	172	130	132	なし			傍聴可or全協なし	
新潟市	114	114	63	63	なし			傍聴不可	
静岡市	78	62	9	9	なし	0	0	傍聴可or全協なし	
浜松市	56	39	14	14	なし			傍聴不可	
名古屋市	80	75	168	168	なし			傍聴可or全協なし	
京都市	98	98	1793	1793	なし			制度なし	
大阪市	600	581	96	94	なし			傍聴不可	
堺市	606	481	12	12	なし	0	0	制度なし	
神戸市	833	829	217	217	なし			傍聴可or全協なし	
広島市	174	0	62	62	なし			傍聴可	
北九州市	192	191	46	46	なし			制度なし	
福岡市	68		293	293	なし			制度なし	

## 回答表（中核市）

3. 議会（議員）にかかる経費					
議会名	a) 支給対象	b) 領収書の添付	(2) 報酬総額 (歳費額)(円)	(3) 費用弁償 総支出決算額(円)	(4) 費用弁償 支給方法
	会派又は議員 会派と議員		1年当たり1人分 平成20年度予算	平成19年度	(a) : 定額制 (b)(i) : 実費 (b)(ii) : 距離による一定額 (c) : 費用弁償給付せず
函館市	会派	yes	8,874,000	9,110,000	実費
旭川市	会派	yes	8,899,200	0	支給しない
青森市	その他	yes	10,102,680	8,610,000	定額
盛岡市	議員	yes	9,884,340	8,052,000	実費
秋田市	会派	yes	9,937,500	5,832,500	実費
郡山市	会派	yes	9,935,225	8,166,000	支給しない
いわき市	会派	yes	10,054,800	8,198,800	距離による一定額
宇都宮市	会派	yes	11,617,800	24,251,700	定額
川越市	会派	yes	9,987,840	5,420,100	定額
船橋市	会派又は議員	yes	10,666,200	0	支給しない
柏市	会派と議員	yes	9,901,440	0	支給しない
横須賀市	議員	yes	11,399,640	0	支給しない
相模原市	会派	yes	11,294,525	1,430,060	実費
富山市	会派	yes	10,114,500	7,132,000	定額
金沢市	議員	yes	11,182,300	6,276,000	定額
岐阜市	会派又は議員	yes	11,791,200	5,197,000	定額
長野市	会派	yes	10,114,500	15,260,480	距離による一定額
豊橋市	会派	yes	9,533,880	0	支給しない
岡崎市	会派	yes	9,726,777	0	支給しない
豊田市	会派	yes	10,502,222	907,740	距離による一定額
高槻市	議員	yes	11,444,400	0	支給しない
東大阪市	会派		12,138,000	0	支給しない
姫路市	会派	yes	12,207,360	14,273,000	距離による一定額
西宮市	会派と議員	yes	11,964,600	0	支給しない
奈良市	会派	yes	10,453,572	0	支給しない
和歌山市	会派	yes	11,484,000	11,035,000	定額
岡山市	会派	yes	12,312,000	19,276,500	支給しない
倉敷市	会派	yes	11,573,400	11,672,000	距離による一定額
福山市	会派	yes	11,049,000	548,000	支給しない
下関市	会派	yes	9,237,750	8,252,000	距離による一定額
高松市	議員	yes	9,740,160	14,720,000	距離による一定額
松山市	議員	yes	9,980,460	9,703,000	定額
高知市	会派	yes	9,251,700	0	支給しない
久留米市	会派	yes	9,811,065	10,011,700	定額
長崎市	議員	yes	10,409,175	0	支給しない
熊本市	議員	yes	10,861,560	12,773,000	距離による一定額
大分市	会派	yes	10,698,290	15,505,000	定額
宮崎市	会派	yes	9,483,840	11,640,000	支給しない
鹿児島市	会派	yes	10,948,560	10,884,000	定額

## 回答表 (中核市)

議会名	4. 議会活動の活性化						5. 議会運営の民主度			
	(2) 首長が議員に対して質問できるか	(3) 質問事前通告制度があるか	(4) 質問事前調整があるか	(5) 文書での質問(質問趣意書制度)があるか	(6) 議員間討議 i)現状 a:委員会休憩時間で議事録なし b:委員会討議なし c:委員会討議あり d:本会議で討議あり 議事録はなし e:議事録がある 委員会討議する	ii) 議員間討議 明文化しているか	(1) 議運構成員		(3) 実際の議長・副議長の在任期間(過去10年の平均在任期間)	
							i)会派所属議員数の要件 要件の議員数(名)	ii)委員外委員の発言は可能か	議長の在任期間(年)	副議長の在任期間(年)
函館市	不可	ある	ない	ない	委員会討議する	している	3	可能	2.5	2.5
旭川市	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	2	可能	2	2
青森市	不可	ある	ない	ない	委員会討議する	いない	3	臨席不可	2	2
盛岡市	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	3	可能	4	4
秋田市	不可	ある	ある	ある	委員会討議なし	いない	4	可能	2	2
郡山市	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	4	臨席不可	2	2
いわき市	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	3	可能	3	3
宇都宮	不可	ある	ある	ない	委員会討議する	いない	3	可能	1.33	1
川越市	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	2	可能	1	1
船橋市	不可	ある	ない	ある	委員会討議する	いない	3	可能	1.5	1.5
柏市	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	3	可能	1	1
横須賀	不可	ある	ない	ない	委員会討議なし	いない	4	可能	2	1
相模原	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	3	可能	2	2
富山市	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	3	臨席不可	1	1
金沢市	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	3	可能	0.8	0.8
岐阜市	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	3	可能	1	1
長野市	不可	ある	ない	ない	委員会討議する	いない	2	可能	2	1
豊橋市	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	3	可能	1	1
岡崎市	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	2	可能	1	1
豊田市	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	3	可能	1	1
高槻市	不可	ない	ない	ない	休憩中に	いない	4	可能	1	1
東大阪	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	2	可能	1	1
姫路市	不可	ない	ある	ない	休憩中に	いない	3	発言不可	1	1
西宮市	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	3	可能	1	1
奈良市	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	3	臨席不可	1	1
和歌山	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	2	可能	1	1
岡山市	不可	ある	ある	ある	休憩中に	いない	5	可能	2	2
倉敷市	不可	ある	ある	ない	委員会討議する	いない	3	可能	1.7	2
福山市	不可	ある	ない	ない	休憩中に	している	3	可能	2	1
下関市	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	3	可能	2	1
高松市	不可	ある	ない	ない	休憩中に	いない	3	臨席不可	1	1
松山市	不可	ある	ない	ない	委員会討議する	いない	3	可能	1	1
高知市	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	9	可能	1	1
久留米	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	4	可能	2	2
長崎市	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	4	可能	1	1
熊本市	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	3	可能	1.5	1.5
大分市	不可	ある	ない	ない	委員会討議する	いない	4	臨席不可	2	2
宮崎市	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	2	可能	2	1
鹿児島	不可	ある	ある	ない	休憩中に	いない	3	可能	1	1

回答表 (中核市)

5. 議会運営の民主度		6. 議員(議会)活動の成果							
議会名	(4) 議会選出監査委員の在任期間	4.(7) 委員会議事録	(1) 議員による条例提案数 (H15-19)				(2) 視察報告書の公開	ii) 会派視察等	(3) 議案に対する各会派・議員の賛否の公表しているか
	(過去10年の平均在任期間) (年)	作成しているか	・議員、議員自身に関する提案 新規議案 (本数)	・議員、議員自身に関する提案、改正議案 (本数)	・左記以外の議案、新規議案 (本数)	・左記以外の議案、改正議案 (本数)	i) 委員会視察		
函館市	1.85	作成	1	7	1	0	公開	請求可	公表
旭川市	1.8	作成	0	7	0	0	公開	公開	公表
青森市	2	作成	2	10	0	0	請求可	請求可	非公表
盛岡市	4	作成	1	17	6	1	請求可	請求可	非公表
秋田市	2	要約	0	13	1	1	請求可	請求可	非公表
郡山市	2	作成	0	7	0	0	公開	請求可	非公表
いわき市	2	作成	4	13	0	0	請求可	請求可	非公表
宇都宮市	1	要約	0	14	1	1	請求可	公開	非公表
川越市	2	要約	0	5	1	0	請求可	不可	非公表
船橋市	2	要約	2	3	5	8	請求可	不可	公表
柏市	1	作成	1	4	2	0	請求可	請求可	非公表
横須賀市	2	作成	0	11	1	2	公開	請求可	非公表
相模原市	1	要約	0	4	2	0	請求可	一	公表
富山市	1	要約	5	3	0	0	請求可	請求可	非公表
金沢市	1.5	要約	0	5	0	0	公開	不可	非公表
岐阜市	1	要約	0	10	0	0	請求可	請求可	非公表
長野市	1	作成	1	8	0	0	請求可	請求可	非公表
豊橋市	1	作成	0	3	0	0	請求可	不可	非公表
岡崎市	1	作成	1	6	0	0	請求可	請求可	公表
豊田市	1	作成	0	0	0	0	公開	公開	公表
高槻市	1	作成	0	6	0	0	請求可	請求可	非公表
東大阪市	1	作成	1	9	2	3	請求可	請求可	公表
姫路市	1	要約	17	0			請求可	請求可	非公表
西宮市	1	作成	0	8	0	0	請求可	請求可	非公表
奈良市	1	作成	0	10	0	1	請求可	請求可	非公表
和歌山市	1.5	要約	0	3	0	1	請求可	請求可	非公表
岡山市	2	要約	0	12	0	3	一	請求可	非公表
倉敷市	2	作成	0	5	0	0	請求可	請求可	非公表
福山市	1	作成	0	10	0	4	請求可	公開	非公表
下関市	1	要約	3	6	1	0	請求可	請求可	非公表
高松市	1	作成	3	6	0	0	請求可	請求可	非公表
松山市	1	作成	8	9	0	1	公開	請求可	非公表
高知市	1	作成	3	16	0	0	公開	公開	非公表
久留米市	2	作成	0	7	0	0	請求可	請求可	非公表
長崎市	2	作成	2	11	0	0	請求可	情報	非公表
熊本市	1.8	作成	1		0	0	請求可	請求可	非公表
大分市	2	要約	0	10	2	3	公開	公開	非公表
宮崎市	1	要約	0	9	1	0	請求可	請求可	非公表
鹿児島市	1	要約	0	4	0	0	請求可	請求可	公表



## 回答表 (中核市)

議会名	7. 住 民 参 加								○. 議会の セールス ポイント  別紙に掲 載
	(1) 陳情の委員会への付託  (H15-19年度)		(2) 請願の委員会への付託  (H15-20年度)		陳情・請願に対する参考人制度・公聴会制度の実施の有無  (H15-19年度で)	参考人制度の実施は何件か  (件数)	公聴会制度の実施は何件か  (件数)	(3) 全員協議会の傍聴の可否  及び全員協議会を行っていない	
	全件	付託件数	全件	付託件数					
函館市	70	68	3	2	なし			傍聴不可	
旭川市	92	92	6	6	なし			傍聴可or全協なし	
青森市	15	6	21	5	制度あり	0		傍聴可or全協なし	
盛岡市	29	0	63	63	制度あり	1	0	傍聴可or全協なし	
秋田市	186	182	26	26	なし			傍聴可or全協なし	
郡山市	41	13	105	105	制度あり	1	0	傍聴不可	
いわき市	90	0	4	4	なし			傍聴可or全協なし	
宇都宮市	66	57	0		なし			傍聴不可	
川越市	79	0	23	23	なし			傍聴可or全協なし	
船橋市	266	266	19	19	制度あり	8	0	傍聴可or全協なし	
柏市	31	0	191	191	なし			傍聴不可	
横須賀市	141	132	40	40	なし			傍聴可or全協なし	
相模原市	221	219	13	13	なし			傍聴不可	
富山市	112	3	50	10	なし			傍聴不可	
金沢市	101	7	54	54	なし			傍聴不可	
岐阜市	40	40	32	32	制度あり	1	0	傍聴可or全協なし	
長野市	68	0	142	142	なし			傍聴可or全協なし	
豊橋市	197	197	20	20	なし			傍聴可or全協なし	
岡崎市	78	78	38	38	なし			傍聴不可	
豊田市	60	0	23	23	なし			傍聴不可	
高槻市	132	0	12	12	なし			傍聴不可	
東大阪市	17	0	20	18	なし			傍聴不可	
姫路市	37	37	54	54	なし			制度なし	
西宮市	145	131	98	97	なし			傍聴可or全協なし	
奈良市	34	0	6	3	なし			傍聴不可	
和歌山市	52	0	26	26	なし			傍聴可or全協なし	
岡山市	255	254	16	16	なし			傍聴不可	
倉敷市	79	0	84	84	なし			傍聴可or全協なし	
福山市			19	19	なし			傍聴可or全協なし	
下関市	86	0	15	15	制度あり	6	0	傍聴不可	
高松市	55	14	28	28	なし			傍聴不可	
松山市	0	28	96	96	制度あり	3	0	傍聴不可	
高知市	105	105	42	42	なし			傍聴不可	
久留米市	35	0	22	22	制度あり	0	0	傍聴不可	
長崎市	39	39	48	48	制度あり	61	0	傍聴不可	
熊本市	423	423	67	67	なし			その都度協議	
大分市	35	26	72	72	なし			傍聴不可	
宮崎市	1	0	49	49	なし			傍聴可or全協なし	
鹿児島市	118	109	8	8	なし			傍聴可or全協なし	

素点 元表

議会調査 素点表	3. 議会経費				4. 議会活動活性化度														
	(4)費用弁償			計	(2)首長 からの 質問	質 問				文書で の質問		(6)議員間討議					計		
	(a) 定額	(b) 実費				c) なし	反問権	(3) 事前通 告		(4) 事前調 整		(5) 質問趣 意書		現 状				明文化	
		a	b i	b ii	c			a	b	b	a	a	b	a	b	c	d	e	a
0	1	0	2	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	2	2	1	0	
北海道			0	0	0		0		0	1		0						0	1
青森県			0	0	0		0		0	0		0						0	0
岩手県			0	0	0		0		0	1		0		1				0	2
宮城県			0	0	0		0		0	1		0		1				0	2
秋田県			0	0	0		0		0	0		0		1				0	1
山形県			0	0	0		0		0	1		0		1				0	2
福島県			0	0	0		0		0	0		0						0	0
茨城県			0	0	0		0		0	0		0						0	0
栃木県			0	0	0		0		0	1		0						0	1
群馬県			0	0	0		0		0	1		0						0	1
埼玉県			0	0	0		0		0	1		0						0	1
千葉県		1		1	0		0		0	1		0		1				0	2
東京都	0			0	0		0		0	1		1		0				0	2
神奈川県		1		1	0		0		0	1		1		1				0	3
新潟県			0	0	0		0		0	1		0		0				0	1
富山県			0	0	0		0		0	0		0		1			1	0	2
石川県			0	0	0		0		0	1		1		0				0	2
福井県			0	0	0		0		0	1		0		0				0	1
山梨県			0	0	0	1			0	1		0		0				0	2
長野県			0	0	0		0		0	1		1		0				0	2
岐阜県			0	0	0		0		0	0		0		1				0	1
静岡県			0	0	0		0		0	0		0					1	0	1
愛知県			0	0	0		0		0	1		0						0	1
三重県			0	0	0		0		0	0		0		1			1	0	2
滋賀県			0	0	0		0		0	0		0		1				0	1
京都府			0	0	0		0		0	1		0		1			1	0	3
大阪府			0	0	0		0		0	1		0		0				0	1
兵庫県			0	0	0		0	1		1		0						0	2
奈良県	0			0	0		0		0	1		0		0				0	1
和歌山県			0	0	0		0		0	1		0		0				0	1
鳥取県		1		1	0		0		0	1		0		1				0	2
島根県			0	0	0		0		0	1		0		1				0	2
岡山県	0			0	0		0		0	1		0		0				0	1
広島県		1		1	1		0		0	1		0		1				0	3
山口県			0	0	0	1			0	1		0		1				0	3
徳島県			0	0	0	1			0	1		1		0				0	3
香川県			0	0	0		0	1		1		0		0				0	2
愛媛県			0	0	0		0		0	1		0			1			0	2
高知県			0	0	0		0		0	0		0						0	0
福岡県			0	0	0		0		0	1		0		0				0	1
佐賀県			0	0	0		0		0	0		0		0				0	0
長崎県			0	0	0		0		0	0		0		0				0	0
熊本県			0	0	0		0		0	0		0		0				0	0
大分県			0	0	0		0		0	1		0		0				0	1
宮崎県			0	0	0		0		0	1		0		0				0	1
鹿児島県			0	0	0		0		0	1		0		1			1	0	3
沖縄県			0	0	0		0		0	1		0		0				0	1

素点 元表

議会調査 素点表	3. 議会経費				4. 議会活動活性化度														
	(4)費用弁償			計	(2)首長 からの 質問	質 問			文書で の質問		(6)議員間討議					計			
	(a) 定額	(b) 実費				c) なし	反問権	(3) 事前通 告		(4) 事前調 整		(5) 質問趣 意書		現 状			明文化		
		a	b i	b ii	c			a	b	a	b	a	b	a	b	c	d	e	a
0	1	0	2	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	2	2	1	0	
札幌市			2	2	0	0	1		1	0								0	2
仙台市	0			0	0	1		1		0	0							0	2
さいたま市			2	2	0	0	0	0		0			1					0	1
千葉市			2	2	0	0	1			0	0							0	1
横浜市			2	2	0	0		0	1				1					0	2
川崎市		1		1	0	0		0		0	0							0	0
新潟市	0			0	0	0	1			0	0							0	1
静岡市		1		1	0	0		0		0			1					0	1
浜松市			2	2	0	0	1			0			1					0	2
名古屋市	0			0	0	0	1			0	0							0	1
京都市	0			0	0	0	1			1			0					0	2
大阪市			2	2	0	0	1			1			0					0	2
堺市			2	2	0	0		0		0						2		0	2
神戸市			0	0	0	0	1			0	0							0	1
広島市	0			0	0	0	1			0	0							0	1
北九州市			0	0	0	0	1			0	0							0	1
福岡市			0	0	0	0	1			0			1					0	2
函館市		1		1	0	0	1			0			1			1		3	
旭川市			2	2	0	0		0		0	0						0	0	
青森市	0			0	0	0	1			0			1					0	2
盛岡市		1		1	0	0	1			0	0							0	1
秋田市		1		1	0	0		0	1				0					0	1
郡山市			2	2	0	0		0		0	0							0	0
いわき市			0	0	0	0		0		0	0							0	0
宇都宮市	0			0	0	0	0		0				1					0	1
川越市	0			0	0	0	1			0	0							0	1
船橋市			2	2	0	0	1			1			1					0	3
柏市			2	2	0	0		0		0	0							0	0
横須賀市			2	2	0	0	1			0			0					0	1
相模原市		1		1	0	0		0		0	0							0	0
富山市	0			0	0	0		0		0	0							0	0
金沢市	0			0	0	0	1			0	0							0	1
岐阜市	0			0	0	0	1			0	0							0	1
長野市		0		0	0	0	1			0			1					0	2
豊橋市			2	2	0	0		0		0	0							0	0
岡崎市			2	2	0	0		0		0	0							0	0
豊田市		0		0	0	0		0		0	0							0	0
高槻市			2	2	0	1		1		0	0							0	2
東大阪市			2	2	0	0		0		0	0							0	0
姫路市			0	0	0	0		0		0	0							0	0
西宮市			2	2	0	0		0		0	0							0	0
奈良市			2	2	0	0	1			0	0							0	1
和歌山市	0			0	0	0	1			0	0							0	1
岡山市			2	2	0	0		0	1		0							0	1
倉敷市		0		0	0	0		0		0			1					0	1
福山市			2	2	0	0	1			0	0					1		2	
下関市		0		0	0	0	1		0		0							0	0
高松市		0		0	0	0	1			0	0							0	1
松山市	0			0	0	0	1			0			1					0	2
高知市			2	2	0	0		0		0	0							0	0
久留米市	0			0	0	0		0		0	0							0	0
長崎市			2	2	0	0		0		0	0							0	0
熊本市		0		0	0	0		0		0	0							0	0
大分市	0			0	0	0	1			0			1					0	2
宮崎市			2	2	0	0		0		0	0							0	0
鹿児島市	0			0	0	0		0		0	0							0	0

素点 元表

議会調査 素点表	5. 議会運営民主度									6. 議員活動の成果							
	議会運営委員会						(3)議長 の任期	(3)副議 長の任 期	計	4. (7) 委員会議事録				議案に たいす る賛否		政務 調査費	計
	(i) 会派所属数の要 件			(ii) 委員外議員 の発言			過去10年間の 平均在任期間			記載方法				各会 派・ 議員の 替否			
	i-1	i-2	i-3	a	b	c	4	4	a	b	c	d	a	b	対平成 18年度 ランキン グ 比率		
2	1	0	1	0	0	1	1	2	1	0	0	1	0				
北海道	2			1			0	0	3	2				1		1.2	4.2
青森県			0	1			0	0	1	2				1		0.4	3.4
岩手県			0	1			0	0	1	2				0		3.2	5.2
宮城県	2			1			0	0	3	2				0		2.8	4.8
秋田県		1		1			0	0	2		1			1		0.8	2.8
山形県			0	1			0	0	1		1			0		1.2	2.2
福島県	2					0	0	0	2		1			0		0.6	1.6
茨城県		1		1			0	0	2	2				1		0.6	3.6
栃木県		1		1			0	0	2	2				0		1.6	3.6
群馬県	2			1			0	0	3		1			0		0.2	1.2
埼玉県		1				0	0	0	1		1			0		0.2	1.2
千葉県		1		1			0	0	2		1			0		0.2	1.2
東京都	2			1			0	0	3	2				1		0.0	3.0
神奈川県		1		1			0	0	2	2				0		0.6	2.6
新潟県			0	1			0	0	1	2				1		0.6	3.6
富山県			0	1			0	0	1	2				0		0.2	2.2
石川県			0	1			0	0	1	2				1		0.2	3.2
福井県			0	1			0	0	1		1			0		0.2	1.2
山梨県			0	1			0	0	1	2				0		0.2	2.2
長野県		1		1			0	0	2	2				1		6.0	9.0
岐阜県			0	1			0	0	1	2				0		0.6	2.6
静岡県		1		1			0	0	2	2				0		0.2	2.2
愛知県		1		1			0	0	2		1			0		0.2	1.2
三重県			0	1			0	0	1	2				1		0.6	3.6
滋賀県			0	1			0	0	1		1			0		1.6	2.6
京都府		1		1			0	0	2	2				0		0.8	2.8
大阪府		1			0		0	0	1	2				0		0.2	2.2
兵庫県		1		1			0	0	2	2				1		0.6	3.6
奈良県			0	1			0	0	1	2				0		0.2	2.2
和歌山県		1		1			0	0	2		1			0		0.8	1.8
鳥取県			0	1			0	0	1	2				0		3.2	5.2
島根県		1		1			0	0	2	2				0		0.6	2.6
岡山県		1		1			0	0	2		1			1		0.6	2.6
広島県		1		1			1	0	3	2				0		1.4	3.4
山口県	2			1			1	0	4	2				0		1.2	3.2
徳島県			0	1			0	0	1		1			0		0.6	1.6
香川県			0		0		0	0	0	2				0		1.0	3.0
愛媛県		1		1			0	0	2	2				1		1.2	4.2
高知県		1		1			0	0	2	2				0		1.8	3.8
福岡県			0	1			0	0	1	2				0		0.2	2.2
佐賀県			0	1			0	0	1	2				0		0.2	2.2
長崎県			0	1			0	0	1	2				0		0.6	2.6
熊本県		1		1			0	0	2	2				0		0.6	2.6
大分県		1		1			0	0	2		1			0		0.2	1.2
宮崎県		1		1			0	0	2	2				0		0.2	2.2
鹿児島県		1		1			0	0	2	2				0		1.2	3.2
沖縄県		1		1			0	0	2	2				0		0.6	2.6

素点 元表

議会調査 素点表	5. 議会運営民主度									6. 議員活動の成果							
	議会運営委員会						(3)議長 の任期	(3)副議 長の任 期	計	4. (7) 委員会議事録				議案に たいす る賛否		政務 調査費	計
	(i) 会派所属数の要 件			(ii) 委員外議員 の発言			過去10年間の 平均在任期間			記載方法				各会 派・ 議員の 替否			
	i-1	i-2	i-3	a	b	c	4	4	a	b	c	d	a	b	対平成 18年度 ランキン グ 比率		
2	1	0	1	0	0	1	1	2	1	0	0	1	0				
札幌市		1		1			0	0	2	2				1		2.2	5.2
仙台市		1		1			0	0	2	2				1		0.2	3.2
さいたま市		1		1			0	0	2	2				0		2.8	4.8
千葉市		1		1			0	0	2	2				1		0.2	3.2
横浜市		1		1			0	0	2	2				1		0.2	3.2
川崎市		1		1			0	0	2	2				1		0.6	3.6
新潟市		1		1			0	0	2		1			0		0.6	1.6
静岡市		1		1			0	0	2	2				0		5.0	7.0
浜松市		1		1			0	0	2		1			0		3.2	4.2
名古屋市		1		1			0	0	2	2				0		0.2	2.2
京都市		1		1			0	0	2	2				1		1.0	4.0
大阪市		1				0	0	0	1	2				0		1.2	3.2
堺市	2			1			0	0	3	2				0		0.6	2.6
神戸市		1		1			0	0	2		1			1		1.4	3.4
広島市		1		1			0	0	2	2				0		0.8	2.8
北九州市		1		1			1	1	4	2				0		0.2	2.2
福岡市		1		1			0	0	2		1			0		1.8	2.8
函館市		1		1			0	0	2	2				1		4.6	7.6
旭川市		1		1			0	0	2	2				1		3.0	6.0
青森市		1			0		0	0	1	2				0		0.2	2.2
盛岡市		1		1			1	1	4	2				0		0.0	2.0
秋田市			0	1			0	0	1		1			0		2.8	3.8
郡山市			0		0		0	0	0	2				0		1.2	3.2
いわき市		1		1			0	0	2	2				0		3.8	5.8
宇都宮市		1		1			0	0	2		1			0		0.6	1.6
川越市		1		1			0	0	2		1			0		0.2	1.2
船橋市		1		1			0	0	2		1			1		0.6	2.6
柏市		1		1			0	0	2	2				0		0.0	2.0
横須賀市			0	1			0	0	1	2				0		2.0	4.0
相模原市		1		1			0	0	2		1			1		0.6	2.6
富山市		1			0		0	0	1		1			0		1.4	2.4
金沢市		1		1			0	0	2		1			0		0.2	1.2
岐阜市		1		1			0	0	2		1			0		0.6	1.6
長野市		1		1			0	0	2	2				0		2.6	4.6
豊橋市		1		1			0	0	2	2				0		2.2	4.2
岡崎市		1		1			0	0	2	2				1		2.8	5.8
豊田市		1		1			0	0	2	2				1		2.8	5.8
高槻市			0	1			0	0	1	2				0		0.2	2.2
東大阪市		1		1			0	0	2	2				1		0.2	3.2
姫路市		1				0	0	0	1		1			0		0.4	1.4
西宮市		1		1			0	0	2	2				0		0.0	2.0
奈良市		1			0		0	0	1	2				0		0.2	2.2
和歌山市		1		1			0	0	2		1			0		0.2	1.2
岡山市			0	1			0	0	1		1			0		0.6	1.6
倉敷市		1		1			0	0	2	2				0		1.4	3.4
福山市		1		1			0	0	2	2				0		4.4	6.4
下関市		1		1			0	0	2		1			0		2.0	3.0
高松市		1			0		0	0	1	2				0		0.6	2.6
松山市		1		1			0	0	2	2				0		3.4	5.4
高知市			0	1			0	0	1	2				0		2.0	4.0
久留米市			0	1			0	0	1	2				0		0.0	2.0
長崎市			0	1			0	0	1	2				0		1.8	3.8
熊本市		1		1			0	0	2	2				0		0.2	2.2
大分市		1			0		0	0	1		1			0		0.2	1.2
宮崎市		1		1			0	0	2		1			0		1.0	2.0
鹿児島市		1		1			0	0	2		1			1		1.2	3.2

## 素点 元表

議会調査 素点表	7. 住 民 参 加												A: 22点以上 B: 15~22点 C: 8~15点 D: 0~ 8点		
	議会名	陳情・請願		全員協 議会		陳情・請願						計			得点
		(2)参考 人・公 聴会制 度		(3)傍 聴		議会への期待度									
	a	b	a	b	陳情の 人口比	A	B	C	請願の 人口比	A	B	C			
1	0	1	0	2		1	0	2		1	0				
北海道	0	1			0			0	2			0	1	9.2	C
青森県	0	1			11			0	4			0	1	5.4	D
岩手県	1		1		22			0	7			0	2	10.2	C
宮城県	1		1		26			0	4			0	2	11.8	C
秋田県	0	1			24			0	9			0	1	6.8	D
山形県	0	1			125	2			9			0	3	8.2	C
福島県	0	1			25			0	14			0	1	4.6	D
茨城県	0	1	0		2			0	4			0	0	5.6	D
栃木県	0	1			5			0	1			0	1	7.6	D
群馬県	0	1	0		4			0	20			0	0	5.2	D
埼玉県	0	1	0		2			0	2			0	0	3.2	D
千葉県	1		1		2			0	5			0	2	8.2	C
東京都	0	1			6			0	4			0	1	9.0	C
神奈川県	0	1			4			0	1			0	1	9.6	C
新潟県	0	1			3			0	4			0	1	6.6	D
富山県	0	1			22			0	10			0	1	6.2	D
石川県	0	1			17			0	13			0	1	7.2	D
福井県	0	1			23			0	7			0	1	4.2	D
山梨県	0	1			16			0	9			0	1	6.2	D
長野県	0	1			54	1			9			0	2	15.0	B
岐阜県	0	1			14			0	4			0	1	5.6	D
静岡県	0	1			23			0	0			0	1	6.2	D
愛知県	0	1			8			0	0			0	1	5.2	D
三重県	1		1		2			0	3			0	2	8.6	C
滋賀県	1			0	2			0	6			0	1	5.6	D
京都府	0	1	0		5			0	49			0	0	7.8	D
大阪府	0	1			3			0	1			0	1	5.2	D
兵庫県	0	1			4			0	4			0	1	8.6	C
奈良県	1		1		5			0	2			0	2	6.2	D
和歌山県	1		1		14			0	3			0	2	6.8	D
鳥取県	1		1		43			0	3			0	2	11.2	C
島根県	1		1		29			0	15			0	2	8.6	C
岡山県	0	1	0		14			0	3			0	0	5.6	D
広島県	0	1	0		29			0	1			0	0	10.4	C
山口県	1		0		17			0	4			0	1	11.2	C
徳島県	0	1			7			0	15			0	1	6.6	D
香川県	0	1	0		12			0	1			0	0	5.0	D
愛媛県	0	1	0		25			0	20			0	0	8.2	C
高知県	0	1			54	1			7			0	2	7.8	D
福岡県	0	1			4			0	2			0	1	5.2	D
佐賀県	0	1			3			0	3			0	1	4.2	D
長崎県	0	1			26			0	3			0	1	4.6	D
熊本県	1		1		4			0	7			0	2	6.6	D
大分県	0	1			2			0	4			0	1	5.2	D
宮崎県	1		1		29			0	4			0	2	7.2	D
鹿児島県	0	1	0		17			0	1			0	0	8.2	C
沖縄県	1		1		57	1			1			0	3	8.6	C

## 素点 元表

議会調査 素点表	7. 住 民 参 加												A: 22点以上 B: 15~22点 C: 8~15点 D: 0~ 8点			
	議会名	陳情・請願		全員協 議会		陳情・請願						計			得点	ランク
		(2)参考 人・公 聴会制 度	(3)傍 聴	議会への期待度												
	a			b	a	b	陳情の 人口比			請願の 人口比			計			
1	0	1	0	2	1	0	2	1	0	2	1	0				
札幌市	1			0	14			0	15				0	1	12.2	C
仙台市	1		1		11			0	2				0	2	9.2	C
さいたま市		0		0	0			0	16				0	0	9.8	C
千葉市		0		0	5			0	7				0	0	8.2	C
横浜市		0		0	9			0	6				0	0	9.2	C
川崎市		0	1		13			0	9				0	1	7.6	D
新潟市		0		0	14			0	8				0	0	4.6	D
静岡市		0	1		11			0	1				0	1	12.0	C
浜松市		0		0	7			0	2				0	0	10.2	C
名古屋市		0	1		4			0	8				0	1	6.2	D
京都市		0	1		7			0	122	2			3		11.0	C
大阪市		0		0	23			0	4				0	0	8.2	C
堺市		0	1		73		1		1				0	2	11.6	C
神戸市		0	1		54		1		14				0	2	8.4	C
広島市		0	1		15			0	5				0	1	6.8	D
北九州市		0	1		20			0	5				0	1	8.2	C
福岡市		0	1		5			0	20				0	1	7.8	D
函館市		0		0	24			0	1				0	0	13.6	C
旭川市		0	1		26			0	2				0	1	11.0	C
青森市	1		1		5			0	7				0	2	7.2	D
盛岡市	1		1		10			0	21				0	2	10.0	C
秋田市		0	1		57		1		8				0	2	8.8	C
郡山市	1			0	12			0	31				0	1	6.2	D
いわき市		0	1		26			0	1				0	1	8.8	C
宇都宮市		0		0	13			0	0				0	0	4.6	D
川越市		0	1		24			0	7				0	1	5.2	D
船橋市	1		1		45			0	3				0	2	11.6	C
柏市		0		0	8			0	49				0	0	6.0	D
横須賀市		0	1		34			0	10				0	1	9.0	C
相模原市		0		0	31			0	2				0	0	5.6	D
富山市		0		0	27			0	12				0	0	3.4	D
金沢市		0		0	22			0	12				0	0	4.2	D
岐阜市	1		1		10			0	8				0	2	6.6	D
長野市		0	1		18			0	37				0	1	9.6	C
豊橋市		0	1		51		1		5				0	2	10.2	C
岡崎市		0		0	21			0	10				0	0	9.8	C
豊田市		0		0	14			0	5				0	0	7.8	D
高槻市		0		0	37			0	3				0	0	7.2	D
東大阪市		0		0	3			0	4				0	0	7.2	D
姫路市		0	1		7			0	10				0	1	3.4	D
西宮市		0	1		30			0	21				0	1	7.0	D
奈良市		0		0	9			0	2				0	0	6.2	D
和歌山市		0	1		14			0	7				0	1	5.2	D
岡山市		0		0	37			0	2				0	0	5.6	D
倉敷市		0	1		17			0	18				0	1	7.4	D
福山市		0	1		0			0	4				0	1	13.4	C
下関市	1			0	30			0	5				0	1	6.0	D
高松市		0		0	13			0	7				0	0	4.6	D
松山市	1			0	0			0	19				0	1	10.4	C
高知市		0		0	31			0	12				0	0	7.0	D
久留米市	1			0	12			0	7				0	1	4.0	D
長崎市	1			0	9			0	11				0	1	7.8	D
熊本市		0	1		64		1		10				0	2	6.2	D
大分市		0		0	7			0	15				0	0	4.2	D
宮崎市		0	1		0			0	13				0	1	7.0	D
鹿児島市		0	1		20			0	1				0	1	6.2	D

## 得点 ・ ランキング表

都道府県		
得点	ランク	議会名
15.0	B	長野県
11.8	C	宮城県
11.2	C	鳥取県
11.2	C	山口県
10.4	C	広島県
10.2	C	岩手県
9.6	C	神奈川
9.2	C	北海道
9.0	C	東京都
8.6	C	三重県
8.6	C	兵庫県
8.6	C	島根県
8.6	C	沖縄県
8.2	C	山形県
8.2	C	千葉県
8.2	C	愛媛県
8.2	C	鹿児島県
7.8	D	京都府
7.8	D	高知県
7.6	D	栃木県
7.2	D	石川県
7.2	D	宮崎県
6.8	D	秋田県
6.8	D	和歌山県
6.6	D	新潟県
6.6	D	徳島県
6.6	D	熊本県
6.2	D	富山県
6.2	D	山梨県
6.2	D	静岡県
6.2	D	奈良県
5.6	D	茨城県
5.6	D	岐阜県
5.6	D	滋賀県
5.6	D	岡山県
5.4	D	青森県
5.2	D	群馬県
5.2	D	愛知県
5.2	D	大阪府
5.2	D	福岡県
5.2	D	大分県
5.0	D	香川県
4.6	D	福島県
4.6	D	長崎県
4.2	D	福井県
4.2	D	佐賀県
3.2	D	埼玉県

政令市		
得点	ランク	議会名
12.2	C	札幌市
12.0	C	静岡市
11.6	C	堺市
11.0	C	京都市
10.2	C	浜松市
9.8	C	さいたま市
9.2	C	仙台市
9.2	C	横浜市
8.4	C	神戸市
8.2	C	千葉市
8.2	C	大阪市
8.2	C	北九州市
7.8	D	福岡市
7.6	D	川崎市
6.8	D	広島市
6.2	D	名古屋市
4.6	D	新潟市

中核市		
得点	ランク	議会名
13.6	C	函館市
13.4	C	福山市
11.6	C	船橋市
11.0	C	旭川市
10.4	C	松山市
10.2	C	豊橋市
10.0	C	盛岡市
9.8	C	岡崎市
9.6	C	長野市
9.0	C	横須賀市
8.8	C	秋田市
8.8	C	いわき市
7.8	D	豊田市
7.8	D	長崎市
7.4	D	倉敷市
7.2	D	青森市
7.2	D	高槻市
7.2	D	東大阪市
7.0	D	西宮市
7.0	D	高知市
7.0	D	宮崎市
6.6	D	岐阜市
6.2	D	郡山市
6.2	D	奈良市
6.2	D	熊本市
6.2	D	鹿児島市
6.0	D	柏市
6.0	D	下関市
5.6	D	相模原市
5.6	D	岡山市
5.2	D	川崎市
5.2	D	和歌山市
4.6	D	宇都宮市
4.6	D	高松市
4.2	D	金沢市
4.2	D	大分市
4.0	D	久留米市
3.4	D	富山市
3.4	D	姫路市



## 議会改革アンケート 回答 本文中のコメント

NO	議会名	項目	回答本文中のコメント
1	北海道	政務調査費 領収書の添付	1 事務費、事務所費、人件費を除く1件5万円以上の支出が対象
		平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	2 往復 100km ~ 20,000円 :50 ~ 100km 16,000円 : ~ 50km 15,000円
		委員会質 時間制限(明文化)	3 予算特別委員会のみ、持ち時間制
		委員会質問時間 (実際)	4 均等配分15分(165分-均等配分の合計)/分科会委員数*各派の分科会
		委員会議事録	5 予算特別委員会、b)決算特別委員会
		委員会議事録	6 1日6人。通告時間20分程度を基本とし、議事日程を考慮しながら所属議員数に応じ、各会派に時間を割り当てている。
		全員協議会の傍聴の可否	11 通常全員協議会は行われていない。
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	7 図書室
		視察報告書の公開 -会派	8 a=議員派遣のうち海外調査を除く C=海外調査は図書室
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	9 会派の賛否を記載している議事順序を配布
2	青森県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 居住地が招集地 6700円(日額旅費) 往復50km未満( 除く)8300円(日額旅費) 往復50 ~ 100km 9900円(日額旅費) 往復100km以上 13301円(日額旅費) 上記の距離数は、居住地から招集地までの往復の距離
		委員会質問時間 (実際)	2 常任委員会は質問時間を制約していないが、予算特別委員会、決算特別委員会は「答弁時間を含め1時間以内」としている。
		質問事前通告制度	3 a)本会議、予算特別委員会、決算特別委員会は通告制。B)常任委員会及び他の特別委員会は通告制を採用していない。
		質問事前調整	4 a)執行部で行なっている。B)議会事務局としては行っていない。
		委員会での委員外委員の発言	5 委員長の許可を得て発言することは出来るが、選挙及び表決に参加することは出来ない。
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	6 HP、議会情報誌
3	岩手県	平成19年度費用弁償総支出決算額	1 決算認定前につき、支出済額を記載しました。
		平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	2 8,700 ~ 18,000
		議員間討議の現状	3 b (常任委員会)、c (議会運営委員会、特別委員会)
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	4 a, c(県外調査のみ概要をホームページ)
		視察報告書の公開 -会派	5 海外行政視察についてはホームページ 会派視察については、事務局において報告書を保有していない。
4	宮城県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 10,800 ~ 20,200円 行程距離により5段階に区分されている
		委員会質問時間 (実際)	2 a 予算・決算特別委員会 議員1人あたりの時間×会派所属人数(答弁時間も含む) b 常任委員会、予算・決算以外の特別委員会
		質問事前通告制度	3 a(本会議、予算・決算特別委員会) b(常任委員会、予算・決算以外の特別
		委員会での委員外委員の発言	4 委員長の許可により
		視察報告書の公開 -会派	5 県費支出部分のみ
		陳情の委員会への付託件数	6 陳情は、委員会に付託ではなく、送付となる。送付 610
5	秋田県	平成20年度予算1年当たり1人分(歳費額)報酬総額	1 議長10,647,000円 副議長9,477,000円 議員9,126,000円
		平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	2 3,600 ~ 12,900円(距離に応じ7区分)
		定例会一般質問者数の制限	3 先例129 一般(代表)質問者数は、次の基準及び申合せにより各会派に割り当てる。 会派別の一般質問者数及び代表質問者数の基準及び運用については次のとおりとした。(平成三・五・二〇議運決定、平成七・五・二二議運確認) (割り当ての基準等) ㊦ 一般質問者数は、全議員が任期中(四年間)に二回質問することを基準として会派に割り当てる。 ㊧ 交渉団体以外の会派には、㊦のほか所属議員一人につき任期中一回一般質問を割り当てる。 ㊨ 議運が認めた交渉団体は、㊦のほか二月定例会で一回会派を代表して代表質問をすることができる。
		視察報告書の公開 -会派	4 海外調査の報告書は出来る。
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	5 記名投票は議事録にて公表。起立採決は公表していない。

## 議会改革アンケート 回答 本文中のコメント

NO	議会名	項目	回答本文中のコメント
		全員協議会の傍聴の可否	6 非公開にする場合もある
6	山形県	平成20年度予算1年当たり2人分(歳費額)報酬総額	1 議長14,365,000 副議長12,824,000 議員12,360,000
		平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	2 距離に応じて 10,900 ~ 19,000
		質問事前通告制度	3 本会議のみ
		委員会議事録	4 一問一答式の要約としている。
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	5 議会報を議会図書室で
		視察報告書の公開 -会派	6 海外行政視察の報告書。
7	福島県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 定額(3300円)及び実費を支給している。
		委員会での委員外委員の発言	2 副議長は除く。
		定例会一般質問者数の制限	3 5人程度に調整している。
8	茨城県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 5,000 ~ 11,000
		委員会質 時間制限(明文化)	2 b ただし予算特別委員会の質疑時間は1委員40分以内(答弁を含む)とされている
		委員会質問時間 (実際)	3 予算特別委員会の質疑時間は1委員40分以内(答弁を含む)とされている
		質問事前通告制度	4 ただし本会議及び予算特別委員会のみ
		質問事前調整	5 ただし本会議での質問について
		議運構成員(会派所属議員数の要件)	6 特に明文化されていないが、先例では3人以上の会派から選任されている
		視察報告書の公開 -会派	7 該当する視察がないため何れにも該当しない。
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	8 表決態度については議会運営委員会で記者配付。また議会運営委員会会議録により一般の閲覧も可
		陳情の委員会への付託件数	9 陳情は委員会付託はしていないが参考送付している
9	栃木県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 距離に応じて4区分(11500 ~ 14500)
		質問事前通告制度	2 本会議はa、委員会はb
		定例会一般質問者数の制限	3 c 正副議長と監査委員を除く全議員が年1回
10	群馬県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 距離に応じて5区分
11	埼玉県	平成20年度予算1年当たり3人分(歳費額)報酬総額	1 ただし役職なしの場合
		平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	2 本会議:11,700円 ~ 18,700円
		委員会質問時間 (実際)	3 予算特別委員会では会派の人数により時間を按分している。
		質問事前通告制度	4 本会議、予算特別委員会
		委員会議事録	5 予算特別委員会のみ全発言作成
		議運構成員(会派所属議員数の要件)	6 定めていない
		委員会での委員外委員の発言	7 議運に所属していない議員は、委員外委員として臨席を認めていない。ただし、内規に基づき、議運に所属している委員に事故がある場合は、所属会派の議員が委員外議員として出席し、発言することができる。
		定例会一般質問者数の制限	8 先例に基づき、定例会ごとに議会運営委員会において決定している。
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	9 県議会時報(冊子)及びホームページ
12	千葉県	平成20年度1年当たり1人分政務調査費交付額	1 会派分一人あたり 50,000円 議員 一人あたり 350,000円
		政務調査費の支給対象	2 a(本会議・予算委員会のみ)
		質問事前通告制度	3 a(本会議・予算委員会のみ)
		委員会議事録	4 H20年度中に全発言作成とする予定
		定例会一般質問者数の制限	5 (・定例会質問者数年間計画表により、各定例会ごとの質問者数を決定している。 ・代表・一般を併せ、総質問者数は議員数としている。)
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	6 H20年度中にホームページで公開する予定
		視察報告書の公開 -会派	7 報告義務がないため該当文書が存在しない
13	東京都	平成20年度費用弁償 (a)定額制(円)	1 一律10,000円(23区)12,000円(23区外、島しょ)

## 議会改革アンケート 回答 本文中のコメント

NO	議会名	項目	回答本文中のコメント
		委員会質問時間 (実際)	2 予算委員会及び決算特別委員会においては総質疑時間を会派毎の委員数で按分している。(分科会除く)
		議運構成員(会派所属議員数の要件)	3 委員数23名を会派所属議員数によって按分し、各会派に割り振っている。
		委員会での委員外委員の発言	4 一律10,000円(23区)12,000円(23区外、島しょ)
		委員会での委員外委員の発言	5 会派議員数で按分された質問時間内で割り振る。
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	6 議会事務局
		視察報告書の公開 -会派	7 議会事務局
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	8 都議会便り
14	神奈川県	委員会質 時間制限(明文化)	2 回答時間を含む
		政務調査費の支給対象	1 会派、議員、会派及び議員のいずれかにより交付。
		委員会質問時間 (実際)	3 予算委員会を除く。
		議運構成員(会派所属議員数の要件)	4 全ての常任委員会に、委員を最低1人出せる議員数を有している会派。
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	5 議会図書室、憲政情報センター
		視察報告書の公開 -会派	6 憲政調査の報告書は議会図書室、憲政情報センター
		陳情の件数(H15 - H19)	7 陳情は議長が委員会へ付議。県外陳情のみ付議していない。
15	新潟県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 8,000～18,600 (6区分)
		委員会での委員外委員の発言	2 委員会の許可を得た場合に発言できる
		定例会一般質問者数の制限	3 ルールに基づいて定例会毎に割り振る
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	4 県内視察、図書室運営委員会視察については情報公開請求すると閲覧可。県外視察については情報公開請求しなくとも県議会HPにおいて閲覧可。
		視察報告書の公開 -会派	5 議会が派遣する視察については情報公開請求すると閲覧できる。
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	6 議会のホームページで公表している
		全員協議会の傍聴の可否	7 開催の都度、協議のうえ決定
16	富山県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 車賃(路程1kmにつき37円) + 公務諸費3000円を給付
		質問事前通告制度	2 a(本会議・予算特別委員会)
		議員間討議 明文化	3 富山県議会政策討論委員会要綱
		視察報告書の公開 -会派	4 議員派遣決定した海外視察の報告書は議会図書室
17	石川県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 車賃1km当たり37円及び公務諸費 50km未満3,000円 50km以上100km未満5,000円 100km以上8,000円
		議運構成員(会派所属議員数の要件)	2 議員定数の要件はなく、定員8人を会派所属議員数で案分している。結果、現在は6人以上の会派で構成している。
		委員会での委員外委員の発言	3 委員長の許可を得て
		定例会一般質問者数の制限	4 通告者全員を認める原則であるが、2日間14人(2月定例会は3日間21日)を超えた場合は、議運で調整する。
		視察報告書の公開 -会派	5 ただし、議会の海外視察報告書は、議会図書室にて閲覧可能
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	6 会議録、ホームページ
		陳情の件数(H15 - H20)	7 陳情は委員会へ参考送付
18	福井県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 公務雑費3000円 + 交通費実費
		委員会質 時間制限(明文化)	2 ただし予算特別委員会のみ細則で会派ごとの質問時間を決めている。
		委員会質 時間制限(明文化)	3 ただし予算特別委員会のみ細則で会派ごとの質問時間を決めている。
		質問事前通告制度	4 本会議と予算特別委員会のみ
		委員会議事録	5 逐語に近い要点記録
		委員会での委員外委員の発言	6 委員長の許可を得て
		視察報告書の公開 -会派	7 会派によってはHPに視察内容を載せている
		全員協議会の傍聴の可否	8 マスコミのみ可能で一般傍聴は認めていない
19	山梨県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 10,000～14,400
		議長・副議長の在任期間(過去10年の平均)	2 議長8.5月 副議長12.8月

## 議会改革アンケート 回答 本文中のコメント

NO	議会名	項目	回答本文中のコメント
20	長野県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 会期中は居住地から召集地までの距離に応じて3500円または5000円の定額も支給。
		議運構成員(会派所属議員数の要件)	2 ドント方式により各会派へ配分
		委員会での委員外委員の発言	3 あらかじめ発言申出書を提出し許可を得たうえで
		定例会一般質問者数の制限	4 各会派等へ割り当てた時間の範囲内で
		視察報告書の公開 -会派	5 会議録に記載:記名投票のみ
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	6 会議録に記載:記名投票のみ
21	岐阜県	政務調査費 領収書の添付	1 義務(1件3万円以上の支出分)
		平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	2 5,000円 (費用弁償 = 5,000円 + 37円/Km × 距離)
		質問事前通告制度	3 本会議のみ
		委員会議事録	4 議運のみ要約
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	5 情報公開総合窓口
		視察報告書の公開 -会派	6 議会図書室
22	静岡県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	2 i) 諸費1,000円 + 実費
		政務調査費 領収書の添付	1 平成20年度交付分から。
		質問事前通告制度	3 本会議のみ
		質問事前調整	4 本会議のみ、執行部主催のレクチャー制度
		議員間討議 明文化	5 (特別委員会のみ) 代表者会議における特別委員会に関する申し合わせ事項で、委員間討議を積極的に実施することとしている。
		定例会一般質問者数の制限	6 総時間数から算出
		視察報告書の公開 -会派	7 公務の視察調査について閲覧可。なお、20年度分政務調査費の収支報告書から、政務調査活動として行った県外視察について、概要書が添付され
23	愛知県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 9,500(住所地の区分に応じた加算額(最高4,600円)あり。)
		質問事前通告制度	2 本会議a 委員会b
		定例会一般質問者数の制限	3 発言通告者は、会派按分により決められた質問順序表に従い質問していくが、午後4時50分を過ぎて新しい質問者に入らないことを議運で申し合わせている。 平成19年度において、発言通告のあった者は全員質問をおこなっている。
		視察報告書の公開 -会派	4 a:ただし、会派視察など、議会の職員が行政文書として作成又は取得していないものを除く。 c:海外調査団については、「愛知県議会海外調査団報告書」(冊子)が議会図書室で閲覧できる。
24	三重県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 交通費実費 + 公務雑費(3000円)
		委員会質問時間 (実際)	2 予算決算常任委員会 ~ 総括質疑を除く。
		質問事前通告制度	3 本会議のみ
		質問事前調整	4 本会議のみ。執行部の求めに応じて発言通告レクチャーを行っている。
		議員間討議 明文化	5 議会基本条例
		委員会議事録	6 質疑部分
		議運構成員(会派所属議員数の要件)	7 4名以下の会派のうち、2名以上の少数会派は、委員会の同意を待って1名の委員を選出できる。
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	8 HP
25	滋賀県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 3000円 ~ 12000円
		委員会質 時間制限(明文化)	2 決算特別委員会の総括的質疑質問および予算特別委員会の全体質疑のみ質問時間の制限を設けており明文化している。時間制限は回答時間を含まない。
		委員会質問時間 (実際)	3 b)決算特別委員会の総括的質疑質問および予算特別委員会の全体質疑は時間制限がある。

## 議会改革アンケート 回答 本文中のコメント

NO	議会名	項目	回答本文中のコメント
		質問事前通告制度	4 a)本会議m決算特別委員会の総括的質疑質問および予算特別委員会の全体質疑のみ。
		質問事前調整	5 a)本会議、決算特別委員会の総括的質疑質問および予算特別委員会の全体質疑のみ。
		視察報告書の公開 -会派	7 不存在
		陳情・請願に対する参考人制度・公聴会制度の実施の有無	8 参考人は委員会審査等のため、県議会の求めに応じて委員会に出席した者であり、請願・陳情以外にも事例あり。
26	京都府	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 実費を給付している (公務諸費3,000円+交通費)
		委員会質問時間 (実際)	2 a) 予算・決算特別委員会...書面審査は各部局の割当時間を会派で按分もしくは発言希望者数で均等に配分 常任・特別委員会(所管事項の質問のみ)... 会派持ち時間制とし、常任委員会は20分に、特別委員会は13分に会派委員数を乗じた時間を目安 b) 常任・特別委員会(所管事項の質問を除く)
		質問事前通告制度	3 本会議...あり 委員会...なし
		i議員間討議 明文化	4 政策研究のための常任委員会(別紙1:要領参考)
		委員会での委員外委員の発言	5 委員長の許可を得た場合
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	6 概要はホームページにおいて閲覧できる。または、議会図書館においても閲覧できる
27	大阪府	平成20年度1年当たり2人分公務調査費交付額	1 会派1人あたり1,200,000円 議員1人あたり5,880,000円
		平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	2 議員により4段階(7,000円9,000円12,000円15,000円)
28	兵庫県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	2 議員の居住地により12区分し2,500円~19,000円の招集交通費を支給
		委員会質問時間 (実際)	3 委員会によって、次の通り取扱いが異なる。なお、予算、決算以外の特別委員会については回答日現在で設置されているものについてのみ記載した。 予算特別委員会及び決算特別委員会 :部局別審査及び統括審査を行っている。部局別審査の際の質問時間(答弁ふくむ)については、質問延べ時間数を委員数で除して委員1人当たり時間数をもとめ、それに会派別委員数を乗じて各会派の持ち時間を算出している。また、総括審査については所属議員数が6人以上の会派(=交渉会派)に対し、各60分の質問時間(答弁含む)を割り振っている。 行財政構造改革調査特別委員会(平成19年度の取扱い) :項目別調査については会派ごとの委員数に応じ、質問時間を割り振っている。また各会派の意見開陳については交渉会派各60分、所属議員4人以上6人未満の会派に30分とし、その他の小会派または無所属議員の質問、意見開陳については委員外議員としての発言の申し出があった場合、一定時間これを認めてる。 常任委員会及び少子化対策調査特別委員会 :質問時間の制限は設けていない。
		議員間討議の現状	4 「議員間討議」が如何なる形態のものをいうのか趣旨が不明の為、回答しかねます
		i議員間討議 明文化	5 議員間討議は明文規定がなければ実施できない性格のものではないと考え
		委員会議事録	6 a:予算決算委員会 b:常任委員会及び特別委員会
		委員会での委員外委員の発言	7 委員長の許可が必要
		定例会一般質問者数の制限	8 一般質問の会派別質問者数については年間の総質問者数から会派別質問者数を算出しこれを基準に調整を行い、人数を定める>といったルールに基づいて定例会毎に得割り振る。
		視察報告書の公開 -会派	9 会派視察の報告書の作成については、議会事務局は関与していないため、視察報告書自体が議会事務局には存在しない。よって情報公開請求しても当該文書を保有していないものとして閲覧できない。その他議会事務局が保有する視察報告書は、基本的に情報公開請求により閲覧することが可能である。 上記 ) )については情報公開による閲覧の可否を審査することを条例で定めている。
		政務調査費 領収書の添付	1 1件5万円以上の支出(事務所費、事務費、人件費を除く)にかかる領収書の写しの添付。
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	10 マスコミ等が傍聴可能な議会運営委員会に於て、議案に対する各員は及び無所属議員の事前の態度が説明されている。

## 議会改革アンケート 回答 本文中のコメント

NO	議会名	項目	回答本文中のコメント
29	奈良県	定例会一般質問者数の制限	3 年間の会派別質問者数は、会派所属議員数から正副議長、監査委員及び各常任委員長の数を除いた人数を算出しこれを各定例会におおむね均等になるように調整を行い割り振る。
		平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 3000円 招集地から居住地までの距離が5キロメートルを増す毎に500円
		質問事前通告制度	2 本会議のみ
		視察報告書の公開 -会派	4 議員派遣されたもの。
		全員協議会の傍聴の可否	5 全員協議会は正規の会議ではないことから、自治法はじめ会議規則、委員会条例その他の関係法規の適用はなく、傍聴についても取り決めはない。過去に傍聴の申し出もない。但し、報道機関が入った例はある。
30	和歌山県	政務調査費 領収書の添付	1 5万円以上添付
		平成20年度予算1年当たり4人分(歳費額)報酬総額	2 報酬については、期末手当含む 議長15,330,625円 副議長 13,071,375円 議員 12,425,875円
		平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	3 別紙 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 (抜粋)
		質問事前通告制度	4 本会議のみ
		委員会での委員外委員の発言	5 現在、委員外委員なし
		定例会一般質問者数の制限	6 希望者が多い場合は、議会運営委員長が調整
		陳情の委員会への付託件数	7 委員会に付託せず、会派へ配付
31	鳥取県	議運構成員(会派所属議員数の要件)	1 議員定数の10分1以上
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	2 HP
32	島根県	政務調査費 領収書の添付	1 3万以上
		平成20年度予算1年当たり5人分(歳費額)報酬総額	2 議長:9,216,000 副議長:8,517,000 議員:7,854,000
		平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	3 宿泊なし7400+交通費 宿泊あり14800+交通費
		議長・副議長の在任期間(過去11年の平均)	4 議長:1.1 副議長:1
34	広島県	委員会質問時間 (実際)	1 a)予算特別委員会、決算特別委員会の総括審査 予算特別委員会:会派委員数×40分 決算特別委員会総括審査:1人20分以内(いずれも答弁時間を含む) b)その他の委員会
		質問事前通告制度	2 a)本会議、予算特別委員会、決算特別委員会 b)その他の委員会
		委員会での委員外委員の発言	3 委員数が1人である会派の委員が欠席する場合にのみ同一会派の議員を出席させることができる。
		定例会一般質問者数の制限	4 4年間の総質問者数172人(代表質問を含む)を次の通り配分 ・少数会派の質問機会を確保する観点から各会派2人ずつを配分し、残りを各会派の所属議員数に応じて比例配分する。 ・なお交渉会派が行う代表質問は、この配分された枠を使用して行う。
		議長・副議長の在任期間(過去12年の平均)	5 議長4年 副議長1年 現在議会期の途中であり、前議会期及び前々議会期の8年間の平均で計算
		視察報告書の公開 -会派	6 b)会派が行う視察 c)情報コーナー、HP(平成19年7月以降実施の海外行政視察・実績なし)
		陳情の件数(H15-H21)	7 陳情は付託していないが、委員会へ送付し質問の参考としている。
35	山口県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 招集地から25km未満の地に居住6,400円、25km以上50km未満10,300円、50km以上13,600円
		首長が議員に対して質問できるか	2 委員会
		文書での質問(質問趣意書)	3 質問項目のみ
		議運構成員(会派所属議員数の要件)	4 但し書き適用で、現在2人
		定例会一般質問者数の制限	5 交渉会派については、各定例会ごとに会派の人数に応じて何人以内という割当があるが、非交渉会派については、希望者全員が行うことができる。
		議長・副議長の在任期間(過去13年の平均)	6 議長4年、副議長1年8ヵ月
		視察報告書の公開 -会派	7 報告書を事務局で保管していないため
		全員協議会の傍聴の可否	8 報道機関は可
36	徳島県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 市内8千円 往復100km未満11千円 往復100km以上16千円

## 議会改革アンケート 回答 本文中のコメント

NO	議会名	項目	回答本文中のコメント
		首長が議員に対して質問できるか	2 事例がなく、出来ないという取り決めも無い。
		質問事前通告制度	3 本会議において通告制度あり。委員会はなし。
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	4 議会のホームページ
37	香川県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 8,000～12,000
38	愛媛県	委員会での委員外委員の発言	3 オブザーバーの場合
		定例会一般質問者数の制限	4 一般質問の年間の総質問者数から一人年2回回らないで各会派に質問者の希望をとりオーバーする場合には調整する。
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	5 (議運の配布資料で)マスコミ、一般傍聴者に公表
		平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 基準額3000円10kmごとに370円を加算
		質問事前通告制度	2 本会議のみ
39	高知県	政務調査費の支給対象	1 その他(会派議員1人当たり1680千円、議員一人当たり1680千円)
		政務調査費 領収書の添付	2 一部義務づけている
		平成20年度予算1年当たり6人分(歳費額)報酬総額	3 13,148.850円 議長・副議長をのぞく。当初予算。
		平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	4 全議員の合計333,000円 議員の自宅から議事堂までの距離に応じ定額を支給しているため議員により支給額が異なる。
		質問事前通告制度	5 本会議
		質問事前調整	6 本会議
		視察報告書の公開 -会派	7 議長に報告書として提出されていない。(会派の文書は情報公開の実施機関(議会)の管理する公文書ではないため。)
40	福岡県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 1万～2万円
		質問事前通告制度	2 本会議
		議運構成員(会派所属議員数の要件)	3 各会派の所属議員数の比率(ドント式)により、これを各会派に割り当て選出
		定例会一般質問者数の制限	4 希望すれば制限なくできる(但し、会派の持ち時間内)
		議長・副議長の在任期間(過去14年の平均)	5 議長:平均1年3月、副議長:平均1年
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	6 情報公開請求すると閲覧できる
		視察報告書の公開 -会派	7 情報公開条例に定める公文書については、請求があれば閲覧できる
41	佐賀県	委員会での委員外委員の発言	1 委員長の許可を必要とする
		議長・副議長の在任期間(過去15年の平均)	2 議長:2年、副議長:1年
		議員による新規議案	3 県民投票条例案等含む
		視察報告書の公開 -会派	4 公文書ではないため
42	長崎県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 )議員の住所地から県庁までの距離25km未満9,200円、 )同25km以上50km未満14,600円、 )同50km以上16,300円+交通費実費、 )同100km以上(離党地区に限る)16,300+交通費実費
		議運構成員(会派所属議員数の要件)	2 現在議員申し合わせにより3人以上で運用している。
		定例会一般質問者数の制限	3 「一般管理の年間の会派別質問者数については、年間質問者数から会派節分率により会派別質問者数を算出し、これを基準に調整を行い、人数を定める」といったルールに基づいて定例会毎に割り振る
		議長・副議長の在任期間(過去16年の平均)	4 議長2年、副議長1年
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	5 情報公開しなくても議会図書館において閲覧できる。
		視察報告書の公開 -会派	6 情報公開請求すると閲覧できる。情報公開請求しなくても議会図書館(概要)において閲覧できる。
43	熊本県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 地域に応じて11段階で支給(12000～34300円)
		首長が議員に対して質問できるか	2 不明:事例なし
		視察報告書の公開 -会派	3 海外視察はHP
		全員協議会の傍聴の可否	4 原則
44	大分県	政務調査費 領収書の添付	1 H20年度分から
		平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	2 基準額3000円+交通費実費
		議員間討議の現状	3 b or c(場合による)

## 議会改革アンケート 回答 本文中のコメント

NO	議会名	項目	回答本文中のコメント
		定例会一般質問者数の制限	4 任期中の総質問者数から会派按分率により会派別質問者数を算定
		視察報告書の公開 -会派	5 議会図書館(海外派遣分)
		陳情の件数(H15 - H22)	6 陳情は委員会に付託せず回付
45	宮崎県	政務調査費の支給対象	1 会派1,200,000円 議員個人2,400,000円
		平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	2 5,000～13,000円
		定例会一般質問者数の制限	3 各会派から質問予定者数を開会日の10日前までに議運に申し出、議運が質問日程を調整することとしている。
		視察報告書の公開 -会派	4 海外行政調査については、図書情報センター及びホームページにて公開することとしている。
46	鹿児島県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 5000～11600(60km以上又は離島に居住する議員は、交通費に相当する旅費を別途支給する)
		質問事前通告制度	2 本会議、予算特別委員会のみ
		議員間討議 明文化	3 議会運営委員会申し合わせ事項による。
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	4 視察の報告書は作成していない
		視察報告書の公開 -会派	5 海外行政研修視察については当議会HP。但し平成19年度以降、海外行政研修視察は休止している。
47	沖縄県	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 8,000円、11,500円、15,000円、16,300円
		質問事前通告制度	2 本会議
		議運構成員(会派所属議員数の要件)	3 なし。会派所属議員数の比率に応じて配分
		委員会での委員外委員の発言	4 代理出席可
		議会選出監査委員の在任期間(過去10年の平均)	5 約4年
48	札幌市	定例会一般質問者数の制限	1 一会派年間持ち時間は、基本時間90分+議員数×10分を定例会ごと60分を上限として持ち時間の中で各会派調整をする
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	2 議会図書室
49	仙台市	質問事前通告制度	3 本会議で発言する場合は発言通告書項目を提出している。
		定例会一般質問者数の制限	5 会派ごとの持ち時間制をとっている
		視察報告書の公開 -会派	6 公費支出を伴うものに限る。
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	7 仙台市議会だより HP
		平成21年度費用弁償 (a)定額制(円)	1 10000
		委員会質 時間制限(明文化)	2 予算・決算等審査特別委員会については、全員構成(決算は監査委員2名を除く)で審査を行っている関係上、会派所属議員で按分した時間を設けて
		議員間討議の現状	4 委員会の中で、意見書(案)を協議する場合を除く。
51	千葉市	費用弁償給付せず	1 H20年4月より
		質問事前通告制度	2 本会議のみ
		委員会での委員外委員の発言	3 委員会が発言を求めた場合又は委員会外議員からの申し出に対し、委員会が許可した場合に発言できる。
		定例会一般質問者数の制限	4 人数の制限はないが、会派の持ち時間に制限される。
		視察報告書の公開 -会派	5 会派視察等の報告書は各会派で保管しており、私文書であるため。
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	6 HP
52	横浜市	委員会質 時間制限(明文化)	1 予算決算特別委員会は除く
		委員会質問時間 (実際)	2 予算決算特別委員会においては、各委員会の会議時間を議員数で割り、一人当たりの持ち時間を求めた後、各会派の人数を乗じて会派の持ち時間を決め、持ち時間内で質問を行う。
		質問事前通告制度	3 本会議及び予算決算特別委員会のみ
		質問事前調整	4 本会議及び予算決算特別委員会のみ
		委員会での委員外委員の発言	5 委員会の許可を得る必要がある。
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	6 市民情報センター及びHP
		視察報告書の公開 -会派	7 19年度実施分以降



## 議会改革アンケート 回答 本文中のコメント

NO	議会名	項目		回答本文中のコメント
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	8	HP、議会だより
		全員協議会の傍聴の可否	9	議会棟内においてモニター視聴が可能。
53	川崎市	陳情の委員会への付託件数	2	分割付託2件、付託前取下げ1件、付託せず3件
		請願の委員会への付託件数	3	分割付託2件
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	1	会派毎の公表
54	新潟市	質問事前通告制度	2	本会議のみ
		定例会一般質問者数の制限	3	各定例会の一般質問の日数は3日間とし、一般質問者数は20人以内( )とする。 なお、各会派の質問者数は各会派構成員数の割合によって算出した数を参考に協議、決定する。 ただし、非交渉会派及び会派に属さない議員については、別途協議する。 各日の本会議の総時間(開議時刻～午後5時30分までの時間)から休憩時間を除き、質問と答弁の割合を6対4として質問総時間を算出し、質問時間の30分で除して得た数 {1,140分(総時間) - 180分(休憩時間)} × 6 ÷ 10 = 576分(質問総時間) 576分(質問総時間) ÷ 30分(質問時間) = 20人
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	4	市政情報室、市立図書館、市議会ホームページ
		視察報告書の公開 -会派	5	平成19年度(H19.5～20.3) 政務調査費の収支報告書への添付書類として、市政情報室及び、議会事務局
		全員協議会の傍聴の可否	6	報道関係者のみ
		平成22年度費用弁償 (a)定額制(円)	1	5000
55	静岡市	定例会一般質問者数の制限	1	各定例会で会派の持ち時間の範囲内であれば何人でもできる。
		視察報告書の公開 -会派	2	該当視察無し
56	浜松市	議員間討議の現状	1	委員会で行われており、議事録に残している
		定例会一般質問者数の制限	2	議会運営に関する申合せにより、一般質問者数は次期定例会の日程を協議する運営委員会の開催7日前までに事務局まで申し出た人数とされています。ただし、同申合せにより、質問日数は1定例会につき3日以内とされているため、一般質問の数が多い場合、日程に収まる範囲に会派間で調整し決定することになります。
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	3	情報公開請求すると閲覧できる。
57	名古屋市	政務調査費 領収書の添付	1	1件につき10,000円以上の支出について
		平成23年度費用弁償 (a)定額制(円)	2	10000
		質問事前通告制度	3	本会議においてはあがるが、委員会においてははない
		質問事前調整	4	当方としては把握していない
		議運構成員(会派所属議員数の要件)	5	これに満たないもので他会派のすべてが会派と認めるものを含む。
		委員会での委員外委員の発言	6	委員長が特に許可した場合に限り、意見を述べる事が出来る
		定例会一般質問者数の制限	7	会派別持ち時間制の導入により、会派(所属議員が一人の場合を含む)ごとの「人数」でなく、「時間」で制限を設けている
		視察報告書の公開 -会派	8	議決に基づく議員派遣
		全員協議会の傍聴の可否	9	その都度議会運営委員会に諮って決定することとしているが、平成15年度以後の事例はいいずれも傍聴可だった。
58	京都市	平成20年度1年当たり3人分政務調査費交付額	1	6,480千円(会派政務調査費 1,680千円/人、議員政務調査費4,800千円/人)
		政務調査費の支給対象	2	その他(議員及び会派)
		政務調査費 領収書の添付	3	写し
		平成20年度予算1年当たり7人分(歳費額)報酬総額	4	議長 報酬13,440,000円 + 期末手当 5,440,400円 = 18,880,400円 副議長 報酬12,360,000円 + 期末手当 5,003,225円 = 17,363,225円 議員 報酬11,520,000円 + 期末手当 4,663,200円 = 16,183,200円
		平成24年度費用弁償 (a)定額制(円)	5	一律 5,000 円 登庁1回当たりではなく、本会議、特別委員会、常任委員会、市会運営委員会、市会運営委員会理事会に出席した場合、日額で支給している。

## 議会改革アンケート 回答 本文中のコメント

NO	議会名	項目	回答本文中のコメント
		委員会質問時間 (実際)	6 a 予算・決算特別委員会の局別質疑では、1日の質疑時間360分(議案説明がある場合は336分)を会派の所属委員数で按分し、各委員は所属会派の持ち時間の範囲内で質問を行なう。(ただし、普通予算・決算特別委員会では、各委員の質問時間をおおむね30分以内とし、また、市長総括質疑においては、おおむね20分以内としている) b 常任委員会では各委員の質問時間の制限は設けていない。
		定例会一般質問者数の制限	7 会派の代表制による一般質問としており、定例会ごとに、各会派の所属議員数により会派の質問時間を決定している。 各会派は、持ち時間の範囲内で質問者の人数、時間を決定している。
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	8 情報公開請求しなくても(市会情報公開コーナー)において閲覧できる。
		視察報告書の公開 -会派	9 会派視察に係る報告書が公文書として存在しないため。c...海外行政調査情報公開請求しなくても市会情報公開コーナーにおいて閲覧できる。
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	10 広報紙「京都市会だより」及びホームページ)
59	大阪市	政務調査費の支給対象	1 会派・議員・会派及び議員から選択
		政務調査費 領収書の添付	2 1件あたり5万円以上
		平成20年度予算1年当たり8人分(歳費額)報酬総額	3 ・議員報酬月額102万円×12月=12,240,000 ・期末手当102万×4.5月×1.2=5,508,000
		費用弁償給付せず	4 平成18年度より廃止
		委員会質問時間 (実際)	5 各会派の申し合わせにより時間を定めることもできる
		質問事前通告制度	6 本会議のみ
		文書での質問(質問趣意書)	7 原則文書質問しか認めていないが、特に必要があるときは、市会の議決により口頭質問を認めている。
		委員会での委員外委員の発言	8 提出案件にかかる当該常任委員長の出席はある
		定例会一般質問者数の制限	9 一般質問は行なっていない
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	10 市会図書室
		視察報告書の公開 -会派	11 b(会派視察、ただしホームページで公開している会派もあり) c(市会図書室)
60	堺市	委員会質 時間制限(明文化)	1 含む場合と含まない場合がある。 予算・決算審査特別委員会のみ会派の持ち時間に答弁時間を含む。
		委員会質問時間 (実際)	2 予算・決算審査特別委員会の総括質疑については、「12分×会派等構成議員数」以内(答弁時間を含む。ただし、2人会派及び会派に属さない委員については答弁時間を含まない。)を会派の持ち時間とする。常任・特別委員会については、会派ごとの委員数に係わらず30分以内とし、答弁時間は含まない。
		質問事前通告制度	3 本会議については、規則に基づく。委員会については、事実上の通告を行っている。
		議員問討議の現状	4 c)議員提出議案のみ e)議員提出議案のみ
		委員会議事録	5 b)(議会運営委員会のみ。ただし、付託案件がある議会運営委員会については a となる)
		議運構成員(会派所属議員数の要件)	6 1 所属議員が15人以上の会派については、4人 2 所属議員が10人以上14人以下の会派については、3人 3 所属議員が6人以上9人以下の会派については、2人 4 所属議員が3人以上5人以下の会派については、1人 5 所属議員が2人の会派に属する議員及び会派に属さない議員については、これらの議員のすべてを代表して1人
		委員会での委員外委員の発言	7 委員外議員は、発言できる。傍聴議員は、発言できない。
		議長・副議長の在任期間(過去17年の平均)	8 議長:10.9月 副議長:1年(どちらも要綱上の在任期間は1年。議長については1年に満たない在任期間の者が2名あり)
		議会選出監査委員の在任期間(過去11年の平均)	9 1.1年(要綱上の在任期間は1年。2年連続で選任された者が2名あり)
		視察報告書の公開 -会派	10 政務調査費に係る視察については、閲覧できない。
		陳情の件数(H15 - H23)	11 請願からの切りかえ3件を含む)本市では、陳情については委員会での審査のみを行い、本会議には上程していない。(参考)606件のうち意見書採決を求めるもの:125件

## 議会改革アンケート 回答 本文中のコメント

NO	議会名	項目	回答本文中のコメント
		請願の件数(H15 - H19)	12 陳情に切りかえた3件を含む
61	神戸市	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない一実費	1 8000～14000円
		委員会質問時間 (実際)	2 a)予算特別委員会・決算特別委員会のみ[1. 本会議における発言時間(1)発言に充当できる時間(以下「発言充当時間」という)は、2日間で行う当初予算質疑、決算質疑及び事案外質問(第4回定例会市会に限る)については600分、1日で行うその他の議案質疑(人事関係案件、議員提出議案及び臨時会における議案に対する質疑は除く)及び議案外質問(第4回定例会市会を除く)については300分とする。(2)発言充当時間は、会派割り時間(発言充当時間の3分の1に相当する時間)と議員数割り時間(発言充当時間の3分の2に充当する時間)に区分する。(3)各会派(無所属議員を含む以下同じ)の持ち時間は、会派割り時間を交渉会派は5、非交渉会派は3、無所属議員は2の比率により按分した時間と議員数割り時間を所属議員の数により按分した時間を合算した時間(5分単位とし、単位未満の端数が大きい会派から順に、各会派の持ち時間の合計が発言充当時間に達するまで、それぞれ5分を加えた時間)とする。(4)各会派の餅時間には、再質疑、再質問及び答弁にかかる時間を含む。(5)討論にかかる各会派の持ち時間は、原則として10分程度とする。(6)人事関係案件、議員提出議案及び臨時会における議案に対する質疑にかかる各会派の持ち時間は、この算出方法を基本として、その都度決定する。2. 予算・決算特別委員会における発言時間 各会派の持ち時間は、1の(1)から(4)までの規定を準用する。]b) 予算特別委員会・決算特別委員会以外
		質問事前通告制度	3 本会議のみ。議長に質問の要旨を通告
		委員会議事録	4 b)市会運営委員会は要約
		定例会一般質問者数の制限	5 会派代表制(14人以下会派は1人、15人以上会派は2人以内)を採っている。
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	6 市会図書室
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	7 予算案、決算のみ 公表方法:市会広報紙に予算案・決算に対する各会派の賛否一覧を掲載している。また、各議案に対する各会派の意見表明の内容は委員会記録として記載するとともにHPで公開している。
		陳情の件数(H15 - H24)	8 内4件は陳情者による取り下げ。
		全員協議会の傍聴の可否	9 市政記者のみ
62	広島市	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない一実費	1 住居と議事堂の直線距離が8キロ以内日額5000円 8キロ超日額8000円
		委員会質 時間制限(明文化)	2 常任委員会においては、基本的には制限なく発言できるが、委員の付託案件外の事項に対する発言や委員外議員の発言については、発現予定時間を記載した発言通告書を提出することとしている。予算特別委員会については、質疑の時間を制限している(会派割当制:市議会会議規則第61条但し書き)。決算特別委員会については、時間制限なく発言できるが、発言予定時間を記載した発言通告書を提出することとしている。議会運営委員会については、発言時間の制限はない。
		委員会質問時間 (実際)	3 全上
		首長が議員に対して質問できるか	4 会議規則等に規定がない。
		質問事前通告制度	5 a)本会議、予算特別委員会、決算特別委員会、常任委員会(委員の付託案件外の事項に対する発言や委員外議員の発言についてのみ提出)b)議会運営委員会
		質問事前調整	6 議会事務局の関知するところではない。
		委員会での委員外委員の発言	7 委員長の許可を得て行うことができる。
		定例会一般質問者数の制限	8 3人未満の会派・議長許可がひつよう。3～6人会は…1人、7～12人会派…2人以内。13～18人会派…3人以内。19人～…4人以内。
		議員、議員自身に関する提案 改正議案	9 廃止を含む
		議員による改正議案	10 廃止
		視察報告書の公開 -会派	11 議会図書室で閲覧できる。海外行政視察の場合。
		陳情の件数(H15 - H25)	12 付託していない。全議員へ陳情内容を記載した文書表を配布している。
		陳情・請願に対する参考人制度・公聴会制度の実施の有無	13 請願については、初審査時に請願者による趣旨説明を実施している。
		全員協議会の傍聴の可否	14 申請があった場合、許可するかどうか会議に諮る。

## 議会改革アンケート 回答 本文中のコメント

NO	議会名	項目	回答本文中のコメント
63	北九州市	平成20年度費用弁償 (b)定額制でないー実費	1 [費用弁償] 議事堂から住居までの直線距離が3km未満日額 7,000円以内 議事堂から住居までの直線距離が3km以上11km未満日額 8,000円以内 議事堂から住居までの直線距離が11km以上日額10,000円以内 正副議長が往復公用車を利用した場合は半額に減額して支給 駐車章受領議員は1,000円減額して支給
		委員会質問時間 (実際)	2 例外として、予算特別委員会及び決算特別委員会のみ時間制限をもうけている。 ア)予算特別委員会及び決算特別委員会(各3分科会)の局別審査においては、会派の持ち時間の範囲内で行うこととし、1分科会に対し各会派の1日の持ち時間は、答弁を含め次のとおりとしている。 会派持ち時間 = 20分 + 4分 × 会派所属議員数 ただし、1人会派及び無所属議員は20分以内 イ)予算特別委員会及び決算特別委員会の市長質疑は、1分科会につき、おおむね2時間で実施しており、各会派の持ち時間は答弁を含め次のとおりとしている。 会派の持ち時間(4人以上の会派) = $120分 \div 4人以上の会派数$ 3人以下の会派及び無所属議員は、その2分の1
		質問事前通告制度	3 常任委員会及び特別委員会(予算特別委員会及び決算特別委員会の市長質疑を除く)は通告制度がない。
		委員会議事録	4 作成しており、委員会を録音したミニディスクと、委員会の概要を記載した文書をもって議事録としている。
		委員会での委員外委員の発言	5 議会運営委員会の委員が委員会に出席できないときは、その会派に属する議員の中から委員外議員の出席を求めるものとする。ただし、この場合、委員外議員は討論及び採決に加わることができない。
		定例会一般質問者数の制限	6 所属議員4人以下の会派は 1人以内 所属議員5人以上7人以下の会派は 2人以内 所属議員8人以上10人以下の会派は 2.5人以内 所属議員11人以上の会派は 3人以内 ただし、端数の0.5人については、質疑の0.5人と合わせ、質疑又は一般質問のいずれかにおいて1人発言することができる。
64	福岡市	平成20年度1年当たり4人分政務調査費交付額	1 無所属議員は3,120,000
		平成20年度予算1年当たり9人分(歳費額)報酬総額	2 報酬:880千円 × 12ヶ月 = 10,560千円 期末勤勉手当:880千円 × 1.45(加算率) × 3.35(支給率) = 4,274,6千円 合計:14,834,600円
		平成20年度費用弁償 (b)定額制でないー実費	3 議員住所から議事堂までの距離に応じて支給(日額) 5km未満1千円 5km以上10km未満2千円 10km以上3千円
		委員会質問時間 (実際)	4 a 条例予算・決算特別委員会(總會質疑) 会派基本時間(会派割)と個人割(所属議員数)により各会派の持ち時間を設定している。 b 常任委員会、調査特別委員会、条例予算・決算特別委員会(分科会)
		議員間討議の現状	5 c、e 議員提出議案について行われている。
		委員会での委員外委員の発言	6 ・委員長が必要と認めるときは、当該議員の発言を求めることができる。 ・当該議員から発言の申し出があったときは、委員長は委員の発言終了後、許可する。
		定例会一般質問者数の制限	7 会派持ち時間内であれば何人でも可。
		陳情の件数(H15 - H26)	8 所管委員会への報告のみ。
		陳情・請願に対する参考人制度・公聴会制度の実施の有無	9 請願者の口頭陳述の機会あり。
		全員協議会の傍聴の可否	10 全員協議会を開催した例がない。 議員総会を開催した際に傍聴を可とした。
65	函館市	政務調査費 領収書の添付	1 会派保管文書として、支出に関する証拠書類の整理を義務付けている。
		質問事前通告制度	2 本会議、予算・決算特別委員会
		議員間討議 明文化	3 申合せにより「委員同士の協議を促進する」旨を規定している。
		委員会議事録	4 閉会中は要約
		委員会での委員外委員の発言	5 委員会の許可が必要。

## 議会改革アンケート 回答 本文中のコメント

NO	議会名	項目	回答本文中のコメント
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	6 議会HP
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	7 議会報
66	旭川市	政務調査費の支給対象	1 1人会派を含む
		平成20年度費用弁償総支出決算額	2 会議参加に係る費用弁償は、平成19年2月21日廃止済み。
		質問事前通告制度	3 本会議
		委員会議事録	4 a)予算、決算及び補正予算に関する特別委員会、b) aを除く(委員会)
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	5 議会事務局
		視察報告書の公開 -会派	6 議会が議員を派遣する単独行政視察の報告書は、議会図書室において閲覧可能。政務調査費による視察の報告書は、会派保管となっており、対応は各会派の扱いとなる。
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	7 旭川市議会報に掲載
67	青森市	政務調査費の支給対象	1 会派及び無所属議員
		平成25年度費用弁償 (a)定額制(円)	2 5000
		委員会質 時間制限(明文化)	3 議会運営委員会で申し合わせをしている。なお、時間制限には回答時間も含まれている。(制限しているのは、予算特別委員会、決算特別委員会のみ)。
		委員会質問時間 (実際)	4 会派に属する議員数によって、質問時間を割り振っている。
		質問事前調整	5 ただし通告を受けた項目について担当課が内容の聞き取りを行っている。
		議員間討議の現状	6 議会運営委員会のみ。他は常任委員会の請願・陳情審査時に理事者との質疑応答を経てなされる場合もある。
		委員会議事録	7 議案審査部分については全発言作成しているが、理事者側からの報告案件については要約で作成している。
		委員会での委員外委員の発言	8 委員長の許可により発言できる。
		視察報告書の公開 -会派	9 一般行政視察のみ
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	10 記名投票を除く
68	盛岡市	平成20年度予算1年当たり10人分(歳費額)報酬総額	1 議長11,390,220 副議長10,332,900 議員9,884,340
69	秋田市	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 バス運賃相当額
		質問事前通告制度	2 本会議
		質問事前調整	3 本会議
		定例会一般質問者数の制限	4 発言の公平化を図り、1人年1回の発言機会が持てることを基準として各会派に一定例会当たりの質問者数を配分している。(一定例会当たり、10人)また、一般質問予定者が、事情により質問ができない場合は、原則として会派内で調整する。
70	郡山市	視察報告書の公開 委員会視察報告書	1 市政情報センター
		陳情の件数(H15 - H27)	2 陳情は、平成16年6月定例会より常任委員会へは付託しない。
71	いわき市	平成20年度予算1年当たり11人分(歳費額)報酬総額	1 議長 11,172,000円 副議長 10,533,600円 議員 10,054,800円
		平成21年度費用弁償総支出決算額	2 見込み
		質問事前通告制度	3 本会議 a、委員会 b
		質問事前調整	4 本会議 a、委員会 b
		委員会議事録	5 説明は除く
		委員会での委員外委員の発言	6 委員長の許可を要する
72	宇都宮市	平成20年度予算1年当たり12人分(歳費額)報酬総額	1 報酬8,040,000+期末手当3,577,800(議長・副議長報酬は別途)
		平成22年度費用弁償総支出決算額	2 日当10,065,000 + 旅費14,186,700
		平成26年度費用弁償 (a)定額制(円)	3 5000
		質問事前通告制度	4 本会議のみ
		議員間討議の現状	5 特別委員会
		定例会一般質問者数の制限	6 1定例会4日以内、1日4人以内(議運申し合わせ)
		視察報告書の公開 -会派	7 平成20年度分を平成21年度から
		陳情の件数(H15 - H28)	8 上程前に取り下げられたものも含む

## 議会改革アンケート 回答 本文中のコメント

NO	議会名	項目		回答本文中のコメント
73	川越市	政務調査費の支給対象	1	1人会派含む
		平成23年度費用弁償総支出決算額	2	決算見込額
		平成27年度費用弁償 (a)定額制(円)	3	2900
		視察報告書の公開 -会派	4	議会として保存していない。
74	船橋市	委員会質問時間 (実際)	1	当初予算のときの予算特別委員会及び決算特別委員会のみは、委員会で協議の上、質問時間を定めている。
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	2	会派のみ、会議録や議会報、ホームページで
76	横須賀市	質問事前通告制度	1	本会議のみ
		委員会での委員外委員の発言	2	委員会の許可を得た場合のみだが、不許可とした事例なし。
		議会選出監査委員の在任期間(過去12年の平均)	3	1年(平成19年から2年)
		全員協議会の傍聴の可否	4	全員協議会の性質により、その都度、議会運営協議会に諮って決定
77	相模原市	委員会質 時間制限(明文化)	1	回答時間を含む
		委員会議事録	2	全文記録に近い
		委員会での委員外委員の発言	3	許可が必要
		定例会一般質問者数の制限	4	正副議長と監査委員を除いた議員の半数。定例会前の議運において、各会派及び無所属議員からの申告により、質問者数を確定する。この場合、6月、9月及び12月、3月の2定例会を単位として決定する。なお、申告された人数について、議事運営に支障が生ずる場合は、質問者数の調整をする。2定例会において、同一人が質問することは差し支えないこととする。
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	5	市議会だよりにて会派単位で掲載。
78	富山市	政務調査費 領収書の添付	1	写し
		平成28年度費用弁償 (a)定額制(円)	2	日額4000
		定例会一般質問者数の制限	3	1定例会につき一般質問者数は12人
		議長・副議長の在任期間(過去18年の平均)	4	約1年(平成17年の市町村合併以降の平均在任期間)
		議会選出監査委員の在任期間(過去13年の平均)	5	約1年(平成17年の市町村合併以降の平均在任期間)
		議員による条例提案数・議員、議員自身に関する提案	6	H15,16年度分については合併前の旧富山市の集計分による
		議員、議員自身に関する提案 改正議案	7	H15,16年度分については合併前の旧富山市の集計分による
79	金沢市	平成29年度費用弁償 (a)定額制(円)	1	4000
80	岐阜市	平成24年度費用弁償総支出決算額	1	見込み
		平成30年度費用弁償 (a)定額制(円)	2	5000
		質問事前通告制度	3	本会議
		質問事前調整	4	執行部が任意個別に行っている
		委員会での委員外委員の発言	5	委員会で認められた場合
		陳情の委員会への付託件数	6	議長から回付
		全員協議会の傍聴の可否	7	傍聴許可を諮る
81	長野市	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1	居住地が招集地から10km未満3000円10km以上3500円(日額)
		質問事前通告制度	2	本会議のみ
		質問事前調整	3	議会事務局では行っていない。
		委員会での委員外委員の発言	4	委員長の許可が必要。範囲は質疑のみ。
		定例会一般質問者数の制限	5	代表質問:5人以上の議員が所属する会派のみ各1名。個人質問:質問者数に制限なし 会派割り振り時間内で各会派内において、調整している。個人質問の質問時間については、総時間を会派(無所属議員を含む)ごとに、正副議長を除いた(3月及び12月定例会では、代表質問者も除く)会派所属議員数の比率により配分し、その時間に1分未満の時間があるときは切り上げる。3月定例会にあつては15時間、12月定例会にあつては10時間、6月定例会及び9月定例会にあつては13時間(改選期の9月定例会は9時間)の総時間でおこなわれる。
		陳情の委員会への付託件数	6	議場配布のみ。
全員協議会の傍聴の可否	7	原則公開。		

## 議会改革アンケート 回答 本文中のコメント

NO	議会名	項目	回答本文中のコメント
82	豊橋市	委員会質問時間 (実際)	1 予算・決算特別委員会(区分毎、30分をめぐり)を除く。
		質問事前通告制度	2 本会議のみ
		視察報告書の公開 -会派	3 来年度から閲覧可能となる。
83	岡崎市	政務調査費 領収書の添付	1 写し
		委員会質 時間制限(明文化)	2 回答時間を含む。
		委員会質問時間 (実際)	3 会派ごとの委員数によって質問時間を割り振っている。1会派90分若しくは50分、無所属議員10分(3月定例会会期中の常任委員会のみ)。
		委員会議事録	4 a)作成している、全発言作成である(開会中) b)作成しているが、要約である(閉会中)
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	5 市議会だより
84	豊田市	平成25年度費用弁償総支出決算額	1 内、会議出席に係る分907,740円
		平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	2 1kmあたり30円を乗じて得た額の往復分(2km未満は支給しない)。
		委員会での委員外委員の発言	3 議運における許可が必要。
		定例会一般質問者数の制限	4 1定例会あたりの会派割当時間は10分+20分×会派所属議員数 1人あたり30分～60分の10分単位で会派内で調整。
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	5 市政情報コーナー
		視察報告書の公開 -会派	6 会派の判断に基づき公開している。
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	7 会派ごとの賛否を議会だよりに掲載
		陳情の件数(H15 - H29)	8 陳情は付託されず、委員会に送付されるのみ。採決はしない。
85	高槻市	議案に対する各会派・議員の賛否の公表	1 挙手採決のため確認できない。
		陳情の件数(H15 - H30)	2 委員会付託なし。
86	東大阪市	政務調査費 領収書の添付	1 各会派においては領収書を保管し事務処理されている。但し、領収書を義務付けることについては検討委員会で検討中。
		平成20年度予算1年当たり13人分(歳費額)報酬総額	2 議長 9,600,000 副議長 8,880,000 議員 8,400,000 東大阪市・費用弁償及び期末手当に関する条例第3条第2項分 140,000
		質問事前通告制度	3 本会議のみ
		質問事前調整	4 理事者側で答弁調整等対応(議会事務局では把握していない)
		委員会での委員外委員の発言	5 委員会の許可が必要
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	6 議会だよりにて会派ごとの賛否を公表
		陳情の件数(H15 - H31)	7 参考回付のみ
87	姫路市	平成20年度予算1年当たり14人分(歳費額)報酬総額	1 定額制をとっている 6,500・7,500(7km以上)円(公用車利用者 4,000円)
		平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	2 定額制をとっている 6,500・7,500(7km以上)円(公用車利用者 4,000円)
		陳情の件数(H15 - H32)	3 付託でなく委員会へ送付する。
88	西宮市	陳情の委員会への付託件数	1 ほか取下げ11件、議長供覧3件
		請願の委員会への付託件数	2 ほか取下げ1件
89	奈良市	政務調査費の支給対象	1 一人会派含む
		政務調査費 領収書の添付	2 写し
		委員会質問時間 (実際)	3 当日の委員会予定時間の範囲で質問者数に応じて質問時間が調整される。
		質問事前通告制度	4 本会議のみ
		質問事前調整	5 事務局は関与しないが、議員と理事者との間で調整が行われている。
		委員会での委員外委員の発言	6 申し合わせにより、議会運営等の協議に限り、会派の委員が全員出席できないときは、その所属会派の他の議員の委員外議員発言を認める。
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	7 委員会視察を行っていない。
		視察報告書の公開 -会派	8 政務調査活動で行っており、視察報告書の提出を義務付けていない。
90	和歌山市	政務調査費の支給対象	1 1人会派含む
		平成26年度費用弁償総支出決算額	2 18年度決算

## 議会改革アンケート 回答 本文中のコメント

NO	議会名	項目	回答本文中のコメント
		平成31年度費用弁償 (a)定額制(円)	3 5000 本会議、議運、常任、各特別委員会への出席(重複支給はしない)
		質問事前通告制度	4 本会議のみ
		委員会での委員外委員の発言	5 会派内もしくは会派間で調整している。
91	岡山市	平成20年度予算1年当たり15人分(歳費額)報酬総額	1 議長 14,739,000 副議長 13,35,000 議員 12,312,000
		費用弁償給付せず	2 平成20年4月から
		質問事前通告制度	3 b) 委員会
		質問事前調整	4 b) 委員会
		文書での質問(質問趣意書)	5 b) 委員会
		視察報告書の公開 -会派	6 政務調査費による視察は除く。
92	倉敷市	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 5,000~6,000
93	福山市	平成27年度費用弁償総支出決算額	1 平成19年6月2日廃止
		質問事前通告制度	2 本会議で行われる代表質疑、個人質疑および一般質疑ではあるが委員会ではありません。
		質問事前調整	3 議会事務局では行っていません。
		委員会での委員外委員の発言	4 委員会条例の規定による。
		定例会一般質問者数の制限	5 具体的に から の制限があります。 一般質問は、議案に対する質疑とあわせて許可するものとする。 会派に属する議員の一般質問は、会派の申し出により、所属議員6人以上の会派は1人(3人ふえるごとに1人を加える)が行うことができる。また、所属議員5人の会派については、6月、9月、12月及び翌年の3月の4定例会のうち、1回に限り1人が行うことができる。
		視察報告書の公開 -会派	6 政務調査費での市外視察は市制情報室)
		陳情の件数(H15 - H33)	7 陳情書またはこれに類するもので、その内容が請願に適合するものについては、請願書の例により処理しています。
94	下関市	政務調査費の支給対象	1 1人会派を含む
		平成20年度予算1年当たり16人分(歳費額)報酬総額	2 議長 11,036,250円 副議長 9,973,500円 一般議員 9,237,750円
		平成28年度費用弁償総支出決算額	3 日額旅費 8,252,000円 視察旅費 15,785,612円
		平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	4 議事堂から自宅までの直線距離に応じ次のとおり 20km未満 4,000円 20km以上30km未満 5,000円 30km以上 6,000円
		質問事前通告制度	5 本会議のみ。委員会は「なし」。また質疑に関しては本会議、委員会とも「なし」。質疑に関しては「なし」。
		質問事前調整	6 本会議のみ。委員会は「なし」。また質疑に関しては本会議、委員会とも「なし」。質疑に関しては「なし」。
		議長・副議長の在任期間(過去19年の平均)	7 議長2年副議長1年新市発足(H.17.2.13)以降
		議会選出監査委員の在任期間(過去14年の平均)	8 1年 新市発足(H.17.2.13)以降
		議員による条例提案数・議員、議員自身に関する提案	9 新市発足(H.17.2.13)以降
		陳情の件数(H15 - H34)	10 新市発足(H.17.2.13)以降
		陳情の委員会への付託件数	11 86件中74件は所管の委員会へ審査の参考として送付
		全員協議会の傍聴の可否	12 記者のみ可
95	高松市	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1 ・招集地から4 <sup>km</sup> 未満に住所 6000円 ・招集地から4 <sup>km</sup> 以上に住所 6500円 ・公用車(これに相当するものをふくむ) 3000円
		定例会一般質問者数の制限	2 定例会毎の一般質問者数の制限はないが、1人年度2回を原則とする(3月定例会は一般質問ではなく、質疑となる)
96	松山市	平成32年度費用弁償 (a)定額制(円)	1 1500
		委員会での委員外委員の発言	2 委員長が許可した場合、発言できる
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	3 HP上で概要のみ
97	高知市	平成20年度予算1年当たり17人分(歳費額)報酬総額	1 報酬 7,020,000 期末手当 2,231,700



## 議会改革アンケート 回答 本文中のコメント

NO	議会名	項目		回答本文中のコメント
		費用弁償給付せず	2	H17年度より凍結中
		定例会一般質問者数の制限	3	定例会毎の一般質問者数は制限していないが、各会派の年間個人質問者数は申し合わせにより算出している。
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	4	情報公開しなくても議会事務局において閲覧できる。平成17年度から委員会視察を実施していない。
		視察報告書の公開 -会派	5	情報公開しなくても議会図書室において閲覧できる(政務調査費での視察の
		全員協議会の傍聴の可否	6	公開していない(ただし議長は会議にはかつて公開しまたは特定的人物に傍聴させることが出来る)。
98	久留米市	平成33年度費用弁償 (a)定額制(円)	1	5300
		定例会一般質問者数の制限	2	会派所属人数の半数まで
99	長崎市	定例会一般質問者数の制限	1	定例会毎に、会派持ち時間(会派所属人数×30分)の範囲内で人数調整をして行う。
100	熊本市	平成20年度費用弁償 (b)定額制でない-実費	1	5000~7000円 議会棟から当該市議会議員の住所までの直線距離の区分に応じ支給する。(公用車利用は1/2支給) 4km未満 日額5000円 4km以上8km未満 日額6000円 8km以上 日額7000円
		質問事前通告制度	2	本会議のみ
		質問事前調整	3	事務局は把握していないが、執行部によって議員個人との調整がされている場合もある。
		委員会での委員外委員の発言	4	議運での了承が必要。
		陳情の件数(H15-H35)	5	陳情は参考送付
		全員協議会の傍聴の可否	6	本市における全員協議会は、執行部により新年度予算を説明する場として開催されており、傍聴については事例もなく取り決めもない。
101	大分市	平成34年度費用弁償 (a)定額制(円)	1	7000
		質問事前調整	2	執行部側は質問する議員に対し、質問事項について個別に協議しているようです。
		委員会議事録	3	逐語記録に近い形です。
		委員会での委員外委員の発言	4	発言の申し出があった時は委員会がその可否を決めることとしています。
		視察報告書の公開 委員会視察報告書	5	HP
		視察報告書の公開 -会派	6	HP
102	宮崎市	定例会一般質問者数の制限	1	1日5人の4日間とし、質問者数が20人を超える場合は、議長において調整する。人数は各会派とも所属議員数の半数までとする。
103	鹿児島市	平成29年度費用弁償総支出決算額	1	決算見込
		平成35年度費用弁償 (a)定額制(円)	2	3000円 本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会出席時
		議案に対する各会派・議員の賛否の公表	3	議会だより

## 議会改革アンケート 回答【セールスポイント編】

NO	議会	当議会が他より優れているところ
2	青森県	①閉会中に各常任委員会を毎月1回開催している。 ②毎定例会において、一般質問の他に議案に対する質疑の日程を設けている。
3	岩手県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国に先駆けて政務調査費の全ての支出に、領収書添付を義務付けるなど、情報公開を積極的に進めている。</li> <li>・ 議長を除く全議員で構成する決算特別委員会及び予算特別委員会を設置し、総合的な審査を行っている。</li> <li>・ 上記2特別委員会において総括質疑の場を設け、知事の出席を求めている。</li> <li>・ 決算に係る議会の審査結果を翌年度の当初予算に反映させるため、普通会計決算に係る議会の審査を前倒して9月定例会に行っている。</li> <li>・ 十分な議案等審査を資するため、各定例会開会の概ね10日前に提出予定議案等説明会を開催している。</li> <li>・ 議会が、その果たすべき役割を全うし、県民の負託に応えていくために、議会に関する基本的事項を定</li> <li>・ 議員による政策提案条例がこれまで5条例制定されているが、更に、各会派が共同して政策提案条例を制定すべく積極的な検討を進めている。</li> <li>・ 本県では、マニフェストを掲げた選挙への取組みが積極的になされており、平成18年には3会派(民主・県民会議、自由民主クラブ、旧政和会)が第1回マニフェスト大賞を受賞している。</li> </ul>
4	宮城県	①議員による政策条例提案数が多い。 ②質問回数の制限がない。
5	秋田県	議会運営委員会に「議会改革に関する小委員会」を設置(平成19年9月)し、検討している。
6	山形県	議会の総意として県民の意向を踏まえた具体的な政策や施策を知事に直接提言する政策提言の取り組みを全国初として平成13年度から実施している。 本県議会では、予算の審議は常任委員会への分割付託し、詳細な審査を行った後正副議長を除く全議員で構成される予算特別委員会に再付託し、一体的、総合的な審議の充実を図っている。その他議案についても総合的な審査を行うため、常任委員会での審査後予算特別委員会に再付託している。
7	福島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報委員会(委員9名)を設置、開催し、議会広報活動について協議している。</li> <li>・ 議会改革検討委員会を設置し、「議会運営全体に関わる検討事項」について検討し、報告した。</li> <li>・ 2月定例会に、一般質問及び常任委員会で尽くせなかった問題、2つ以上の常任委員会にまたがる問題等を審査するため、全常任委員が出席する総括審査会を行っている。</li> <li>・ 県長期総合計画の「議決事件」への追加。</li> </ul>
8	茨城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各委員会において重点テーマを設定し、集中的な審査・調査を経て第4回定例会を目途に政策提言を行っている。</li> <li>・ 委員会による積極的な意見書等の議案提出を行っている(平成19年度実績10件)。</li> </ul>
9	栃木県	現在、議会活性化検討会において、議会活動のあり方や費用弁償の見直し等について検討を行っている。
10	群馬県	議会改革検討委員会を設置し、議会改革のために早急に検討すべき優先事項を第1次答申(都度、諮問事項に対する答申あり)として取りまとめ、当該答申に基づき、鋭意、議会改革に取り組んでいる。(成果例)一問一答・対面演壇方式の導入、選挙区割・定数の見直し等
17	石川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月、常任委員会を開催し、所管事項について調査している。</li> <li>・ 少数会派(一人会派)でも、希望すれば毎定例会、一般質問できる。</li> </ul>
20	長野県	本県議会は開かれた県議会に向けて議会改革を進めてきており、貴連絡会議による全国情報公開度ランキング(政務調査費関係)で、本県議会は4年連続で全国1位になっております。
21	岐阜県	議員定数の法定上限数からの減少率は全国トップクラス

## 議会改革アンケート 回答【セールスポイント編】

NO	議会	当議会が他より優れているところ
22	静岡県	<p>特別委員会による政策の提言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年から、従来の執行部に対する所管事務調査を中心とした準常任委員会的な調査から、参考人招致や先進事例視察を積極的に取り入れ委員間の討議により執行部に対する提言を中心とした報告書を取りまとめるよう運営方式を改善した。</li> <li>・委員会の報告は、従来は委員長による口頭の間接報告を2月定例会で行う形をとっていたが、平成19年から、付託調査事項を概ね1年で報告書に取りまとめることとした。</li> <li>・平成19年6月定例会において設置された4つの特別委員会は、平成20年4月に委員会報告書を議長あて提出し、5月臨時会において各委員長が執行部への提言を中心とする最終報告を行い、特別委員会の調査を終了した。</li> </ul> <p>平成20年6月定例会で新たな特別委員会が設置される予定である。</p>
23	愛知県	議会PRコーナーにおいて、大型画面・タッチパネル画面を導入し、画面上の簡単な操作で議会の各種情報を閲覧できるようにするなど、県議会についてより県民の関心と理解が得られるよう努めている。
24	三重県	平成18年12月議会基本条例制定
25	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員が希望すれば1人年間120分以内、1回30分以内であれば、人数の制限なく一般質問を行うことができる。</li> <li>・質問の方式として、一問一答、分割、一括方式のいずれかを議員が選択できる。</li> <li>・閉会中の委員会活動が活発である。</li> </ul>
26	京都府	<p>別紙参照。</p> <p>平成17年2月から、本会議及び委員会(各常任・特別、予算特別・決算特別(部局別審査を含む))の審議状況について、府議会ホームページでライブ中継及び録画配信を実施。委員会については、全国の都道府県初の取組であった。</p>
28	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会役員の配分や本会議における代表・一般質問機会の付与などについて、各会派の所属議員数に応じて適切な取扱いを行うとともに、本会議における討論や委員会運営についても、多数会派、少数会派のいずれにも配慮した公正・中立な対処を図っている。</li> </ul>
29	奈良県	<p>議会の審議内容については、従来のテレビ中継に加えて、インターネットにより、予算審査特別委員会、決算審査特別委員会の全委員会を中継および録画で動画配信を行っている。(※各常任委員会および各特別委員会については、現在録画配信のみを行っているが、今年の6月定例会からは、中継でも配信。)</p> <p>また、議会広報紙(議会だより・こんにちには県議会です。)についても充実をはかり、住民に開かれた県議会を目指している。</p>
31	鳥取県	<p>議場では、事前に根回し無しの活発な議論が展開されている。代表質問では、1議員が1日かけて質問を行い、一般質問では人数制限を設けず、毎定例会6日間で20数名が行っている。執行部提出議案についても、議論しておお意見の相違が見られれば、議会が責任を持って修正又は附帯意見を付すなど日常的に行われている。また、議員提案の政策条例の成立も多い。最近では、特に現場の声を県政に活かすために、委員会などの現地調査、意見交換、勉強会を積極的に実施している。</p>
34	広島県	常任委員会を毎月開催し、適時執行部から報告書を求め、時宜を得た政策提言を行うとともに、特別委員会における議論をもとに提言をまとめ、特に重要な事項については執行部から処理状況報告を求めることとしている。
35	山口県	<p>①少数会派の発言権を最大限確保している。(毎定例会一般質問が可能)②毎定例会の代表質問を民放3社によりテレビ中継している。③政務調査費について領収書を全て公開。④正・副議長の短期交代なし。⑤参考人制度を積極的に取り入れている。⑥インターネットで本会議の映像配信と同期して、会議録テキストをスクロール表示している。</p>
36	徳島県	会期中いつでも文書で質問ができる「文書質問制度」を採用している。
37	香川県	会期中の常任委員会のインターネット中継
40	福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者会議を会議規則の中で規定していること。</li> <li>・毎定例会代表質問を行っていること。</li> <li>・一般質問では会派の持ち時間制(8分×所属議員数)とし、持ち時間内であれば質問者1人当たりの発言時間を制限していないこと。</li> </ul>
46	鹿児島県	超党派で政策提言するなど、政策立案機能の強化に取り組んでいる。

## 議会改革アンケート 回答【セールスポイント編】

NO	議会	当議会が他より優れているところ
47	沖縄県	希望すれば全員(代表質問を行った議員を除く)、各定例会毎に一般質問を行うことができる。このため、一般質問数が多く、議会の活性化につながっている。住民の方から寄せられた要望書(陳情書)は、基本的に所管の委員会に付託して審査を行っている。
53	川崎市	陳情についても、原則として委員会審査を行なっている。
54	新潟市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請願と陳情は同じ取り扱い。</li> <li>・ 委員会(議会運営委員会含む)の傍聴者にも資料を配付している。</li> <li>・ 地域FMラジオによる本会議の録音放送。</li> </ul>
55	静岡市	7-(2)に関し、参考人制度を準用し、提出者の趣旨説明及び提出者と委員の質疑応答ができることとしている。許可制だが、求めを断った例はほとんどない。すべての委員会・協議会を原則公開としている。(記録も自由閲覧)
56	浜松市	付託委員会とは別に、定例会の会期に入る前に、市当局からの事業等の報告を受けるため、事前委員会と称して常任委員会を開催している。
58	京都市	<p>平成16年3月から平成20年3月にかけて、3次にわたって市会改革検討小委員会を設置し、議会機能の充実、開かれた魅力ある市会の推進等の改革に取り組むなど、市民に信頼される議会づくりを進めている。主な改革内容は、次のとおりである。</p> <p>(議決権の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法第96条第2項に基づき、京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例を制定(開かれた市会の推進)</li> <li>・ 常任委員会のモニターテレビ放映</li> <li>・ 本会議の全日程及び予・決算特別委員会の市長総括質疑のインターネットによる生中継・録画放映の実施</li> <li>・ 親子議場見学会の実施</li> </ul> <p>(その他の改革)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務調査費の支出に係る領収書等の全部公開</li> <li>・ 費用弁償支給額の削減</li> <li>・ 京都市会議員政治倫理条例の制定(「口利き」を一切しない旨をはじめ、議員が遵守すべき政治倫理について定めた。)</li> </ul>
60	堺市	<p>堺市では、これまでに次のような議会活性化・議会運営等の改善に取り組んできました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 費用弁償を廃止(平成16年4月～) 【内容】本会議等への出席の際の費用弁償を平成16年3月31日をもって廃止する。</li> <li>2 会議録検索システムのインターネット上での公開(平成16年4月～) 【内容】平成3年以降の本会議・委員会会議録を堺市議会のホームページ上で公開する。</li> <li>3 本会議の本庁舎内テレビモニター放送(平成16年4月～) 【内容】本会議の様態を本庁1階の市民課待合室及びエントランスホールの2ヶ所で生放送する。</li> <li>4 本会議傍聴席における聴覚障害者のための手話通訳者の配置(平成16年4月～) 【内容】希望する本会議の15日前までに申し出ることにより、手話通訳者を配置する。</li> <li>5 本会議傍聴席における聴覚障害者のための要約筆記用の機の配置(平成16年4月～) 【内容】必要とする者の申し出により、要約筆記用の機を設置する。</li> <li>6 本会議傍聴席における親子室の設置(平成16年4月～) 【内容】傍聴席に遮音設備を施した親子室を設置する。</li> <li>7 本会議傍聴席における聴覚障害者用の受信機・イヤホンの貸し出し(平成16年4月～) 【内容】聴覚障害者の申し出により貸し出しを行う。(受信機・イヤホンは10台用意)</li> <li>8 本会議傍聴席における車椅子用駐車スペースの設置(平成16年4月～) 【内容】傍聴席に車椅子を4～5台駐車できるスペースを設置する。</li> </ol>

## 議会改革アンケート 回答【セールスポイント編】

NO	議会	当議会が他より優れているところ
		9 委員会の傍聴人数の見直し(平成17年5月～) 【内容】委員会(議会運営委員会を除く)の傍聴人数を5人から10人に増やす。 10 本会議傍聴人への発言通告書の配布(平成18年2月～) 【内容】本会議の傍聴人に対し、議事日程に加えて発言通告書も配布する。 11 委員会傍聴人への発言通告書の配布(平成19年5月～) 【内容】委員会の傍聴人に対し、審査順序表に加えて発言通告書も配布する。 12 本会議の傍聴定員について(平成19年5月～) 【内容】親子室席、車椅子席での傍聴者は、80人の傍聴定員に含めないこととする。 13 政務調査費の提出書類について(平成20年4月～) 【内容】収支報告書に領収書(1円以上)等証拠書類を添付することを義務付ける。
61	神戸市	・請願・陳情に関する口頭陳述制度を設けていること。 ・委員会において議題に関係ない一般質問ができること。 ・陳情についても原則としてすべて審査していること。
64	福岡市	(設問の「自己評価」は難しいため、)他の地方議会の視察やマスコミ等に取り上げられることが多い事項を挙げると、次のようなものがある。 (1) 議員提出条例案の内容と量 本市議会では、議員提出による条例制定が盛んに行われており、内容としても、市長から提出されにくい議会の監視機能強化に係る条例や各局横断的な政策条例のほか、市長が提出した条例案に対する対案やそれに対する修正案の提出など多様であり、それらに伴う議員同士の議論も行われていること。 (2) 議会活性化推進会議 本市議会では、議会活性化推進会議を設置し、本市議会の諸課題について広範かつ詳細な検討を行っており、これまでに、結論を得た20項目について同会議が議長に報告しており、市議会としても、同会議の報告を踏まえた諸課題の見直しを進めていること。
68	盛岡市	・政務調査費の事務マニュアルを作成し、用途の透明性を高めた。 ・報酬及び費用弁償の額を減額改定し、他都市又は地域実態との権衡を図った。 ・議員定数の見直しを行うための勉強会を開催する予定。
69	秋田市	開かれた議会を目指し、広報誌以外に、ケーブルテレビ、インターネット等を利用して、情報公開、情報発信に努めている。
75	柏市	当市議会は、1議員の通告項目数が多く、質問のヒアリングに多大な時間を要していた。平成20年6月から質問のヒアリングにおいて、議員から日時を指定してもらい、職員は順番表に記載し、相互に連絡し合い、無駄に待機させない(しない)よう努力している。
76	横須賀市	◆開かれた議会に向けて、以下のものを実施している ・全国初の本会議インターネット中継 ・委員会のインターネット中継(平成20年4定からの予定) ・議場見学 ・市議会シンボルマークの策定 ・本会議における手話通訳の通年実施 ◆市民の議会へのアプローチが容易になるよう、会議条例の制定を初めとした議会関係条例・規則の整備 ◆議員の任期中、議会改革に関する検討組織を立ち上げるよう任期の最後に申し送りをしている(現在、第3次議会制度検討会設置)
78	富山市	平成19年度に本市議会が議会改革として取り組んだ実績については、以下の通りです。 ・一般質問における一問一答方式の導入。(平成19年6月定例会から導入) ・議会ホームページのリニューアル。(平成19年10月より、見やすく変更)・議員定数の見直し。(次回一般選挙(平成21年4月実施予定)より、議員定数を46人から42人に見直し) ・政務調査費の収支報告書について、すべての支出に係る領収書の写しの添付を義務化。(平成20年度より適用)
79	金沢市	平成18年度から常任委員会を毎月開催し、委員会の機能強化と議会の活性化に努めている。
80	岐阜市	各定例会すべてをインターネットで生中継(生・録画)しているほか、質問(質疑)日(4日間のうち)2日間は県全域をカバーする民放テレビ局による生中継を行っている。

## 議会改革アンケート 回答【セールスポイント編】

NO	議会	当議会が他より優れているところ
81	長野市	・市民の目線に立った議会運営を行うよう、議会活性化の取り組みを精力的かつ継続的に行っている。取り組みの主なものとしては、正副議長選挙にかかわる所信表明会の開催、委員会の意見交換会の開催、参考人招致の実施などがあげられる。最近では、本会議の個人質問における一問一答方式の施行などを決定した。
82	豊橋市	・常任委員会の閉会中の調査研究活動 4常任委員会所管の懸案事項や課題を取り上げ、閉会中に年間2～3回委員会を開催し、調査研究を行う中で、各委員会からの意見等を市政執行に反映できるように取り組んでいる。
83	岡崎市	○毎月1回委員会の開催(開会中の継続調査の議決をした事件及び陳情の審査のため、閉会中に毎月1回常任委員会を開催することを申し合わせている。 ○本会議のほか委員会も原則公開としている
84	豊田市	・毎年度議会の改革に関する委員会を設置し、議会の活性化に努めている。 ・政務調査費の支出について、導入時から領収書等の証拠書類添付を義務付け、厳格に運用している。
86	東大阪市	平成20年3月定例会より、本会議及び委員会に議事録作成支援システムを導入し、本格稼働に向け努めている。
88	西宮市	会議規則において、質疑・質問の回数を制限していない。
92	倉敷市	地場産業のPRのため、平成19年9月にジーンズ議会を開催。
93	福山市	委員会の公開、委員会資料(閲覧用)の提供、本会議のインターネット中継等開かれた議会となるよう努めている。
94	下関市	インターネットによる本会議のライブ・録画中継、会議録(委員会記録含む)の公開、また、正副議長の選出について立候補制を採用するなどしている。
96	松山市	平成16年12月より議会改革特別委員会を設置し、議会改革の具体的項目に関する調査・研究をしている。
99	長崎市	・長崎市議会議員政治倫理条例を平成15年に制定。他都市と比べて特徴的な点は、議員は、議員の配偶者、二親等以内の親族及びこれらの者が役員をしている企業等が市に対する請負(下請負を含む)を辞退する届を提出するよう努めること、議員は市から補助金等の交付を受けている社会福祉法人又は学校法人の有償の役員に就任しないように努め届出ることをそれぞれ規定している。 ・請願・陳情において、参考人制度を積極的に採用している。 ・委員会審査の原則公開(傍聴可) ・本会議のケーブルテレビ生中継。 ・市議会ホームページでのインターネット生中継及び録画放送。
101	大分市	現在、地方分権等調査特別委員会において、議会改革に関する事項について協議を続ける一方、昨年10月に、本市議会議員全員を構成員とする大分市議会議員政策研究会を立ち上げ、議会基本条例の制定を目指して、現在検討を重ねているところです。
103	鹿児島市	・市民に開かれた議会を目指し、本会議における一問一答方式・対面式の導入(平成14年3月～)。 ・議員の資質向上を図るため議員研修会の開催(平成8年～)。

議会改革アンケート 回答【セールスポイント編】

NO	議会	当議会が他より優れているところ
26 の 2	京都府  (別紙)	<p>京都府議会では、平成15年に、これからの府議会のあるべき方向を検討するため、議会運営委員会に2つの研究会を設け、議会改革の取組を精力的に行い、一定の成果を上げてきたところであり、更に今期におきましても、「改革に終着点はない」という考えのもとに、議長から、議会運営委員長に対し、更なる議会改革を推進するための諮問を行い、昨年7月に、議運の下に2つの検討分科会、すなわち政務調査費や委員会審議の透明化を図る「府民に分かりやすい議会のあり方検討分科会」と、政策提言力の強化などを図る「新たな議会運営のあり方検討分科会」を設置し、議会改革の取組を更に進めました。</p> <p>昨年からの主な取組みとしましては、活発な議会審議に向けては、これまでも委員会での一問一答方式の導入や参考人制度の積極的な活用などを行ってきたが、昨年5月には、新たな政策課題への的確な対応や、産業振興と雇用対策など密接に関連する分野を一体的に審議できるようにと、51年ぶりに、常任委員会を再編し、6つありました常任委員会の数を7つに増やしたところであり、さらに、今年度からは、5月臨時会を毎年開催して、委員の改選も行うことにいたしました。これにより、行政の事業年度に即した形で委員会の体制を整えることができるとともに、委員会の任期も平準化されることとなり、委員会活動の一層の充実が図られることとなります。</p> <p>また、従来、知事の専決処分として処理されていた案件についても、議案として審議できるようになるなど、議会の機能強化が、一層、図られるものと考えております。</p>
	京都府  (別紙)	<p>また、府民に身近な議会を目指す取組みとして、府議会においては、これまでも、地元テレビ局から常任委員会方式で放送する広報番組「テレビ常任委員会」に取り組むほか、委員会の公開に関し、本会議と各委員会のインターネット中継の実施など、委員会公開に係る様々な取組みを行ってきたところですが、今後は、更なる公開を図るため、委員会室における委員会の直接傍聴と、委員会記録のホームページによる公開を、今年の6月定例会から実施する予定としております。</p> <p>さらに、政策提言機能の強化を目指す取組みとして、本府議会では、政策の決定、監視にとどまらず、有権者により近い立場から住民の多様な意見を府政に反映させるため、これまでも、政策研究のための常任委員会の開催や、事務局に政策法務室を設置するなど、政策提言機能の強化を進めてきましたが、今年の2月定例会においては、議会の機能強化に関する内容も含んだ政策的な条例を2件、議員提案により制定したところです。一つは、京都府が、府政に係る基本的な計画を策定するに際しては、議会の議決を必要とすることなどを定めた「京都府政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」であり、もう一つは、府が出資法人の健全な運営の確保を図るため、経営評価の実施を法人に求めることなどを定めた「京都府の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」です。これらの条例の制定により、執行部に対する議会の関与がよりの確に図られるものと期待しております。</p> <p>さらに、今後は、「委員会による政策提言機能の強化」についても、検討を行うことといたしております。このほか、議会機能の強化に向けた取組みとしては、政務調査費の透明性の向上を図るために、昨年12月定例会において、領収書の全件添付や活動報告書の提出を義務づける内容で、「政務調査費交付条例」を改正したところであります。</p> <p>以上、昨年の議員改選後、本府議会において検討が行われ、実現に至りました議会改革の取組みを中心に紹介させていただきました。</p>

## 議会改革アンケート 追加調査 回答

議会名	質問の事前通告制度 義務づけか任意か
北海道	義務付け
青森県	義務付け
岩手県	義務付け:本会議のみ要旨を通告。任意:予算特別委員会及び決算特別委員会のみ要旨を任意提供。常任委員会はなし
宮城県	義務付け:質問要旨のみ(本会議、予算・決算特別委員会)
秋田県	義務付け
山形県	義務付け
福島県	義務付け:委員会を除く
茨城県	義務付け:ただし質問の事前通告制度は本会議及び予算特別委員会のみ
栃木県	義務付け
群馬県	義務付け
埼玉県	義務付け:本会議、予算特別委員会
千葉県	義務付け
東京都	義務付け
神奈川県	義務付け
新潟県	義務付け
富山県	本会議と予算特別委員会は事前通告制度がありまして、義務付けです。
石川県	義務付け
福井県	義務付け
山梨県	本設問については、前回の解答では「bなし」と回答したところですが、山梨県は一部質問事前通告制をとっていますので、「aあり」に訂正をお願いします。「義務付け」本会議における質疑、予算特別委員会の総括審査については通告制をとっている。
岐阜県	義務付け
長野県	質問の事前通告制度について、会議における発言については、長野県議会議事規則で次のように定めている。なお、第三項の要旨は、通常「県政一般について」としている。第66条 会議において発言しようとする議員は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合は、この限りでない。2 発言通告書は、議長の定める期間内に提出しなければならない。期間を過ぎて提出したものについては、議長がその許否を決める。3 発言通告書には、質問及び質疑についてはその要旨を、討論については反対、賛成の別を記載しなければならない。執行部に対する具体的な質問内容については、議員が任意で対応している。
静岡県	義務付け
愛知県	義務付け:6月13日付けの回答内容-本会議a、委員会b
三重県	義務付け
滋賀県	義務付け:本会議、決算特別委員会の総括的質疑質問および予算特別委員会の全体質疑のみ
京都府	義務付け
大阪府	義務付け
兵庫県	前回、b)なしとして回答しました。
奈良県	義務付け
和歌山県	義務付け 質問の事前通告制度があるのは、本会議のみ
鳥取県	義務付け
島根県	義務付け
岡山県	義務付け(本会議、委員会は事前通告制をとっていない。)
広島県	本会議:標準議事規則と同様に会議規則で発言通告制を採用している。予算特別委員会、決算特別委員会:協議により発言通告書を提出することが、通例となっている。
山口県	義務付け
徳島県	義務付け
香川県	任意
愛媛県	義務付け
高知県	義務付け
福岡県	義務付け:本会議
佐賀県	義務付け:本会議 任意:委員会
長崎県	義務付け
熊本県	義務付け
大分県	義務付け
宮崎県	義務付け
鹿児島県	義務付け
沖縄県	義務付け



## 議会改革アンケート 追加調査 回答

議会名	質問の事前通告制度 : 義務づけか任意か
札幌市	義務付け
仙台市	b)のなしと回答しています。
さいたま市	義務付け
千葉市	義務付け
横浜市	義務付け
川崎市	義務付け 質問の事前通告制度についての補足説明(川崎市) 本市では、質問の事前通告については、質問しようとする者は、代表質問、一般質問、予・決算審査特別委員会それぞれにおいて、議長あてに通告書を提出しております。具体的な取り扱いについては、下記のとおりです。代表質問の発言通告は、質問者の氏名、議案及び報告については、番号、施政方針については、その旨を記載した発言通告書を提案説明日から起算して4日後の午後3時までに提出する。一般質問の通告は、所定の通信用紙に、発言の要旨及び答弁者を具体的に記載し、発言の取り扱いを決める議会運営委員会の日の前々日午後3時までに提出する。予算審査特別委員会で発言しようとする者は、氏名、会派内の順位を記載した発言通告書を、開催日の前々日午後3時までに提出する。決算審査特別委員会で発言しようとする者は、氏名、会派内の順位を記載した発言通告書を、議案研究日の2日目の午後3時までに提出する。
新潟市	義務付け
静岡市	義務付け
浜松市	義務付け:浜松市議会会議規則第59条第2項に規定 浜松市議会会則 第59条第2項「質問者は議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通知しなければならない。
名古屋市	義務付け
京都市	義務付け
大阪市	義務付け:本会議のみ
堺市	義務付け:堺市議会会議規則に基づく。なお、委員会については、規程はないが事実上の通告を行っている。
神戸市	義務付け
広島市	義務付け:本会議(会議規則) 予算・決算特別委員会(委員会決定) 常任委員会(申合せ)
北九州市	義務付け
福岡市	義務付け
函館市	義務付け

## 議会改革アンケート 追加調査 回答

議会名	質問の事前通告制度 : 義務づけか任意か
旭川市	義務付け
青森市	義務付け
盛岡市	義務付け
秋田市	義務付け
郡山市	義務付け
いわき市	義務付け
宇都宮市	義務付け
川越市	義務付け
船橋市	義務付け:本会議について
柏市	義務付け
横須賀市	義務付け
相模原市	義務付け
富山市	義務付け
金沢市	義務付け
長野市	義務付け
岐阜市	義務付け
豊橋市	義務付け
岡崎市	義務付け
豊田市	義務付け
高槻市	なし:本市は、議案質疑に対しては、通告制はとっていないが、一般質問と代表質問は、通告制をとっている。
東大阪市	義務付け
姫路市	義務付け:本会議質問については通告制
西宮市	義務付け:会議規則上、発言については「あらかじめ議長に「発言通知書を提出しなければならない」旨規定していますが、同規則により、通告した者がすべて発言を終った後には発言を求めることができる旨の規定(標準市議会会議規則も同様)もあります。本市議会の実態上、通告をせずに発言をする例は多々あります。したがって、制度的には「義務付け」ですが、実態的に
奈良市	義務付け
和歌山市	義務付け
岡山市	本会議:義務付け 委員会:義務付けなし
倉敷市	義務付け
福山市	義務付け(参考:福山市議会会議規則第50条1項 会議において発言する議員は、事前に議長に発言通知書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。)
高松市	義務付け
松山市	義務付け
高知市	義務付け
久留米市	義務付け 本会議の一般質問のみ事前通告しており、委員会は事前通告制度はありません
長崎市	義務付け
熊本市	義務付け
大分市	義務付け
宮崎市	義務付け
鹿児島市	義務付け

人口1人当たり議員にかかる費用

議会名	1. 人口 (千人)	議員定数 実定数	3. 議会（議員）にかかる経費					
			(1) 政務調査費 交付額(円)	(2) 報酬総額 (歳費額)(円)	(3) 費用弁償 総支出決算額 (円)	費用弁償議員 1人当たり額	議員1人あたり年 間(政務調査費 +報酬+費用弁 償)額	人口1人あ たりの(政務 調査費+費用 弁償+報酬) 額
	(08年4月2 日現在)	(名)	1年当たり1人 分 平成20年度	1年当たり1人 分 平成20年度予 算	平成19年度	平成19年度		
北海道	5,572	106	6,360,000	14,026,500	234,470,310	2,211,984	22,598,484	430
青森県	1,399	48	3,720,000	12,811,500	35,343,690	736,327	17,267,827	592
岩手県	1,355	48	3,720,000	12,795,475	48,869,700	1,018,119	17,533,594	621
宮城県	2,339	61	4,200,000	13,958,700	52,128,625	854,568	19,013,268	496
秋田県	1,112	45	3,720,000	9,126,000	35,874,200	797,204	13,643,204	552
山形県	1,191	44	3,720,000	12,360,000	45,869,155	1,042,481	17,122,481	633
福島県	2,058	58	4,200,000	13,433,500	44,828,020	772,897	18,406,397	519
茨城県	2,964	65	3,600,000	13,350,000	42,827,700	658,888	17,608,888	386
栃木県	2,011	50	3,600,000	13,991,725	41,979,000	839,580	18,431,305	458
群馬県	2,011	50	3,600,000	13,991,725	18,703,078	374,062	17,965,787	447
埼玉県	7,116	94	6,000,000	15,626,902	75,379,320	801,908	22,428,810	296
千葉県	6,123	95	4,800,000	14,942,400	20,660,760	217,482	19,959,882	310
東京都	12,838	127	7,200,000	17,706,775	53,994,000	425,150	25,331,925	251
神奈川県	8,917	107	6,360,000	16,878,000	11,829,343	110,555	23,348,555	280
新潟県	2,394	53	3,960,000	12,980,275	52,723,642	994,786	17,935,061	397
富山県	1,101	40	3,600,000	13,148,850	19,219,100	480,478	17,229,328	626
石川県	1,168	46	3,600,000	13,148,850	23,039,500	500,859	17,249,709	679
福井県	814	40	3,600,000	12,868,050	20,108,800	502,720	16,970,770	834
山梨県	873	38	3,360,000	12,495,600	28,963,800	762,205	16,617,805	723
長野県	2,174	58	3,480,000	13,604,002	41,087,314	708,402	17,792,404	475
岐阜県	2,097	46	3,960,000	14,139,000	31,489,494	684,554	18,783,554	412
静岡県	3,793	74	5,400,000	14,160,300	15,807,417	213,614	19,773,914	386
愛知県	7,366	104	6,000,000	16,469,777	123,267,800	1,185,267	23,655,044	334
三重県	1,856	51	3,960,000	14,392,200	43,444,205	851,847	19,204,047	528
滋賀県	1,396	47	3,600,000	13,328,070	23,874,900	507,977	17,436,047	587
京都府	2,632	62	6,000,000	16,175,871	19,686,590	317,526	22,493,397	530
大阪府	8,221	112	7,080,000	16,070,400	40,531,000	361,884	23,512,284	320
兵庫県	5,586	92	6,000,000	14,561,475	37,907,250	412,035	20,973,510	345
奈良県	1,406	44	3,600,000	13,216,280	8,804,500	200,102	17,016,382	533
和歌山県	1,046	46	3,600,000	12,425,875	21,013,000	456,804	16,482,679	725
鳥取県	596	38	3,000,000	12,709,368	35,199,467	926,302	16,635,670	1,061
島根県	726	37	3,600,000	11,426,800	26,489,312	715,927	15,742,727	802
岡山県	1,948	56	4,200,000	14,160,300	48,351,400	863,418	19,223,718	553
広島県	2,865	66	4,200,000	13,290,032	54,907,550	831,933	18,321,965	422
山口県	1,465	49	4,200,000	14,160,300	24,135,000	492,551	18,852,851	631
徳島県	795	41	3,000,000	12,995,850	23,270,000	567,561	16,563,411	854
香川県	1,002	45	3,600,000	13,486,000	36,373,000	808,289	17,894,289	804
愛媛県	1,443	47	3,960,000	13,823,150	33,899,750	721,271	18,504,421	603
高知県	785	39	3,360,000	13,148,850	22,162,000	568,256	17,077,106	848
福岡県	5,049	88	6,000,000	15,171,965	90,060,000	1,023,409	22,195,374	387
佐賀県	855	41	3,000,000	12,175,200	20,845,970	508,438	15,683,638	752
長崎県	1,440	46	3,600,000	13,584,957	58,794,775	1,278,147	18,463,104	590
熊本県	1,844	49	3,600,000	13,182,000	44,394,363	906,007	17,688,007	470
大分県	1,200	44	3,600,000	13,261,000	16,351,320	371,621	17,232,621	632
宮崎県	1,138	45	3,600,000	12,495,600	49,955,000	1,110,111	17,205,711	680
鹿児島県	1,722	54	3,600,000	12,103,200	50,031,255	926,505	16,629,705	521
沖縄県	1,370	48	3,000,000	12,129,600	45,269,020	943,105	16,072,705	563
札幌市	1,893	68	4,800,000	14,497,450	12,020,000	176,765	19,474,215	700
仙台市	1,025	60	4,200,000	13,968,300	39,870,000	664,500	18,832,800	1,102
さいたま市	1,204	64	4,080,000	13,545,495	0	0	17,625,495	937
千葉市	941	54	3,600,000	13,351,800	23,640,000	437,778	17,389,578	998
横浜市	3,635	92	6,600,000	16,878,000	0	0	23,478,000	594
川崎市	1,380	63	5,400,000	14,051,900	16,242,540	257,818	19,709,718	900

人口1人当たり議員にかかる費用

議会名	1. 人口 (千人)	議員定数 実定数	3. 議会（議員）にかかる経費					
			(1) 政務調査費 交付額(円)	(2) 報酬総額 (歳費額)(円)	(3) 費用弁償 総支出決算額 (円)	費用弁償議員 1人当たり額	議員1人あたり年 間(政務調査費 +報酬+費用弁 償)額	人口1人あ たりの(政務 調査費+費 用弁償+報 酬)額
	(08年4月2 日現在)	(名)	1年当たり1人 分 平成20年度	1年当たり1人 分 平成20年度予 算	平成19年度	平成19年度		
新潟市	802	56	1,800,000	10,461,060	12,930,000	230,893	12,491,953	872
静岡市	710	54	3,000,000	11,496,420	66,930	1,239	14,497,659	1,103
浜松市	811	54	1,800,000	10,876,680	0	0	12,676,680	844
名古屋市	2,236	75	6,600,000	16,688,925	56,350,000	751,333	24,040,258	806
京都市	1,465	69	6,480,000	16,183,200	35,520,000	514,783	23,177,983	1,092
大阪市	2,644	89	7,200,000	17,748,000	0	0	24,948,000	840
堺市	835	52	3,600,000	13,572,000	0	0	17,172,000	1,069
神戸市	1,529	69	4,560,000	16,182,000	32,131,000	465,667	21,207,667	957
広島市	1,163	55	4,080,000	14,912,400	20,663,000	375,691	19,368,091	916
北九州市	983	64	4,560,000	14,698,200	28,804,000	450,063	19,708,263	1,283
福岡市	1,430	63	4,200,000	14,834,600	40,000,000	634,921	19,669,521	867
函館市	288	37	600,000	8,874,000	9,110,000	246,216	9,720,216	1,249
旭川市	355	36	960,000	8,899,200	0	0	9,859,200	1,000
青森市	308	41	1,080,000	10,102,680	8,610,000	210,000	11,392,680	1,517
盛岡市	298	42	600,000	9,884,340	8,052,000	191,714	10,676,054	1,505
秋田市	327	42	1,200,000	9,937,500	5,832,500	138,869	11,276,369	1,448
郡山市	335	40	1,560,000	9,935,225	8,166,000	204,150	11,699,375	1,397
いわき市	348	40	1,320,000	10,054,800	8,198,800	204,970	11,579,770	1,331
宇都宮市	507	50	1,440,000	11,617,800	24,251,700	485,034	13,542,834	1,336
川越市	334	40	960,000	9,987,840	5,420,100	135,503	11,083,343	1,327
船橋市	588	50	960,000	10,666,200	0	0	11,626,200	989
柏市	390	40	960,000	9,901,440	0	0	10,861,440	1,114
横須賀市	420	43	1,668,000	11,399,640	0	0	13,067,640	1,338
相模原市	706	46	1,200,000	11,294,525	1,430,060	31,088	12,525,613	816
富山市	417	48	1,800,000	10,114,500	7,132,000	148,583	12,063,083	1,389
金沢市	455	40	2,370,000	11,182,300	6,276,000	156,900	13,709,200	1,205
岐阜市	421	44	2,160,000	11,791,200	5,197,000	118,114	14,069,314	1,470
長野市	381	39	1,164,000	10,114,500	15,260,480	391,294	11,669,794	1,195
豊橋市	384	40	1,080,000	9,533,880	0	0	10,613,880	1,106
岡崎市	375	40	600,000	9,726,777	0	0	10,326,777	1,102
豊田市	420	40	380,000	10,502,222	907,740	22,694	10,904,916	1,039
高槻市	359	36	840,000	11,444,400	0	0	12,284,400	1,232
東大阪市	508	46	2,400,000	12,138,000	0	0	14,538,000	1,316
姫路市	536	49	1,020,000	12,207,360	14,273,000	291,286	13,518,646	1,236
西宮市	476	45	1,800,000	11,964,600	0	0	13,764,600	1,301
奈良市	370	44	960,000	10,453,572	0	0	11,413,572	1,357
和歌山市	371	40	1,200,000	11,484,000	11,035,000	275,875	12,959,875	1,397
岡山市	695	53	1,620,000	12,312,000	19,276,500	363,708	14,295,708	1,090
倉敷市	478	45	1,980,000	11,573,400	11,672,000	259,378	13,812,778	1,300
福山市	463	46	1,560,000	11,049,000	548,000	11,913	12,620,913	1,254
下関市	290	38	600,000	9,237,750	8,252,000	217,158	10,054,908	1,318
高松市	416	51	1,200,000	9,740,160	14,720,000	288,627	11,228,787	1,377
松山市	513	45	1,224,000	9,980,460	9,703,000	215,622	11,420,082	1,002
高知市	341	44	1,080,000	9,251,700	0	0	10,331,700	1,333
久留米市	304	42	600,000	9,811,065	10,011,700	238,374	10,649,439	1,471
長崎市	448	44	800,000	10,409,175	0	0	11,209,175	1,101
熊本市	661	48	2,400,000	10,861,560	12,773,000	266,104	13,527,664	982
大分市	469	48	100,000	10,698,290	15,505,000	323,021	11,121,311	1,138
宮崎市	368	48	960,000	9,483,840	11,640,000	242,500	10,686,340	1,394
鹿児島市	603	50	1,800,000	10,948,560	10,884,000	217,680	12,966,240	1,075

## 政務調査費／政策条例提案数

議会名	議員 実定数  (名)	3. 議会（議 員）にかかる 経費	議会・議員自身に 関係する議案以外 の議案		H15-19 議員提案 政策条例本数 (新規＋改正)	議員提案政策条例あたり 政務調査費額 (政務調査費交付額× 議員実定数×5年)÷ (5年間の新規＋ 改正条例案)
		政務調査費 交付額(円)	・新規議 案	・改正議 案		
		1年当たり1人分 平成20年度	(本数)	(本数)		
高知県	39	3,360,000	5	2	7	93,600,000
島根県	37	3,600,000	7	0	7	95,142,857
和歌山県	46	3,600,000	5	1	6	138,000,000
鳥取県	38	3,000,000	1	3	4	142,500,000
岩手県	48	3,720,000	6	0	6	148,800,000
岐阜県	46	3,960,000	3	3	6	151,800,000
佐賀県	41	3,000,000	4	0	4	153,750,000
宮城県	61	4,200,000	8	0	8	160,125,000
香川県	45	3,600,000	4	1	5	162,000,000
福井県	40	3,600,000	4	0	4	180,000,000
三重県	51	3,960,000	3	2	5	201,960,000
滋賀県	47	3,600,000	2	2	4	211,500,000
栃木県	50	3,600,000	2	2	4	225,000,000
青森県	48	3,720,000	3	0	3	297,600,000
福島県	58	4,200,000	3	1	4	304,500,000
徳島県	41	3,000,000	2	0	2	307,500,000
長野県	58	3,480,000	2	1	3	336,400,000
大分県	44	3,600,000	2	0	2	396,000,000
宮崎県	45	3,600,000	2	0	2	405,000,000
山形県	44	3,720,000	2	0	2	409,200,000
熊本県	49	3,600,000	2	0	2	441,000,000
群馬県	50	3,600,000	1	1	2	450,000,000
広島県	66	4,200,000	3	0	3	462,000,000
京都府	62	6,000,000	3	1	4	465,000,000
愛媛県	47	3,960,000	2	0	2	465,300,000
東京都	127	7,200,000	4	5	9	508,000,000
茨城県	65	3,600,000	1	1	2	585,000,000
山梨県	38	3,360,000	1	0	1	638,400,000
兵庫県	92	6,000,000	2	2	4	690,000,000
埼玉県	94	6,000,000	4	0	4	705,000,000
沖縄県	48	3,000,000	1	0	1	720,000,000
石川県	46	3,600,000	1	0	1	828,000,000
長崎県	46	3,600,000	1	0	1	828,000,000
秋田県	45	3,720,000	1	0	1	837,000,000
神奈川県	107	6,360,000	4	0	4	850,650,000
鹿児島県	54	3,600,000	1	0	1	972,000,000
山口県	49	4,200,000	1	0	1	1,029,000,000
新潟県	53	3,960,000	1	0	1	1,049,400,000
岡山県	56	4,200,000	1	0	1	1,176,000,000
北海道	106	6,360,000	2	0	2	1,685,400,000
静岡県	74	5,400,000	1	0	1	1,998,000,000
福岡県	88	6,000,000	1	0	1	2,640,000,000
大阪府	112	7,080,000	1	0	1	3,964,800,000
千葉県	95	4,800,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
富山県	40	3,600,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
愛知県	104	6,000,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
奈良県	44	3,600,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
千葉市	54	3,600,000	12	11	23	42,260,870
仙台市	60	4,200,000	12	2	14	90,000,000
函館市	37	600,000	1	0	1	111,000,000
新潟市	56	1,800,000	2	1	3	168,000,000
大阪市	89	7,200,000	3	5	8	400,500,000
さいたま市	64	4,080,000	2	1	3	435,200,000
堺市	52	3,600,000	2	0	2	468,000,000

## 政務調査費／政策条例提案数

議会名	議員 実定数  (名)	3. 議会（議 員）にかかる 経費	議会・議員自身に 関係する議案以外 の議案		H15-19 議員提案 政策条例本数 (新規＋改正)	議員提案政策条例あたり 政務調査費額 (政務調査費交付額× 議員実定数×5年)÷ (5年間の新規＋ 改正条例案)
		政務調査費 交付額(円)	・新規議 案	・改正議 案		
		1年当たり1人分 平成20年度	(本数)	(本数)		
札幌市	68	4,800,000	3	0	3	544,000,000
北九州市	64	4,560,000	1	1	2	729,600,000
神戸市	69	4,560,000	2	0	2	786,600,000
静岡市	54	3,000,000	0	1	1	810,000,000
京都市	69	6,480,000	2	0	2	1,117,800,000
広島市	55	4,080,000	0	1	1	1,122,000,000
名古屋市	75	6,600,000	0	1	1	2,475,000,000
横浜市	92	6,600,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
川崎市	63	5,400,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
浜松市	54	1,800,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
福岡市	63	4,200,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
盛岡市	42	600,000	6	1	7	18,000,000
船橋市	50	960,000	5	8	13	18,461,538
大分市	48	1,200,000	2	3	5	57,600,000
福山市	46	1,560,000	0	4	4	89,700,000
柏市	40	960,000	2	0	2	96,000,000
東大阪市	46	2,400,000	2	3	5	110,400,000
下関市	38	600,000	1	0	1	114,000,000
横須賀市	43	1,668,000	1	2	3	119,540,000
秋田市	42	1,200,000	1	1	2	126,000,000
相模原市	46	1,200,000	2	0	2	138,000,000
岡山市	53	1,620,000	0	3	3	143,100,000
宇都宮市	50	1,440,000	1	1	2	180,000,000
川越市	40	960,000	1	0	1	192,000,000
奈良市	44	960,000	0	1	1	211,200,000
宮崎市	48	960,000	1	0	1	230,400,000
和歌山市	40	1,200,000	0	1	1	240,000,000
松山市	45	1,224,000	0	1	1	275,400,000
旭川市	36	960,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
青森市	41	1,080,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
郡山市	40	1,560,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
いわき市	40	1,320,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
富山市	48	1,800,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
金沢市	40	2,370,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
岐阜市	44	2,160,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
長野市	39	1,164,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
豊橋市	40	1,080,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
岡崎市	40	600,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
高槻市	36	840,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
姫路市	49	1,020,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
西宮市	45	1,800,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
倉敷市	45	1,980,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
高松市	51	1,200,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
高知市	44	1,080,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
久留米市	42	600,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
長崎市	44	800,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
熊本市	48	2,400,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
鹿児島市	50	1,800,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)
豊田市	40	380,000	0	0	0	算出できず(政策条例0のため)

平成20年5月 2 2 日

各議会担当者 各位

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目6番地41 リブビル 6階  
全国市民オンブズマン連絡会議 事務局長 弁護士 新海聡  
Tel.052-953-8052 FAX052-953-8050

## 議会改革に関するお問い合わせ

(送信枚数 5枚 本紙を含む)

前略

全国市民オンブズマン連絡会議では、今年8月30日、31日の両日、千葉市で開催する市民オンブズマンの全国大会で議会改革を取り上げる予定です。

当日は都道府県、政令市、中核市の議会を対象に実施したアンケート結果などをもとに、議会の現状と今後の課題の議論を展開したいと考えているところですが、その資料として、各議会に本お問い合わせをする次第です。

別紙アンケートをお読み頂き、6月13日までに全国事務局宛メール ([info@ombudsman.jp](mailto:info@ombudsman.jp))か FAX(052-953-8050)にてご返送下さい。

ご多忙中恐縮ですが、よろしくお願い致します。

## 質問ならびに回答用紙

議会名 ( )  
担当者の所属・お名前( )  
当連絡会議からのお問い合わせ先お電話番号 ( )

回答日時 平成20年 月( )日

回答日時の運用を前提として、所定の箇所に○を付して(記述式の場合には具体的に記述のうえ)お答え下さい。

- 1, 貴自治体の平成20年4月1日現在の人口 \_\_\_\_\_ 千人
- 2, 貴議会の議員定数(平成20年4月1日現在)法定\_\_\_\_名 実定数\_\_\_\_名
- 3, 議会(議員)にかかる経費について
  - (1) 平成20年度の1年あたりの1人分の政務調査費交付額(具体的にご記入下さい。)  
\_\_\_\_\_円
    - a) 支給対象は、会派、議員個人、その他( )
    - b) 領収書の添付は、義務付けている、 いない
  - (2) 平成20年度予算の1年あたりの1人分の(歳費額)報酬総額(具体的にご記入下さい。)  
\_\_\_\_\_円
  - (3) 平成19年度の貴議会の費用弁償の総支出決算額(具体的にご記入下さい)  
\_\_\_\_\_円
  - (4) 平成20年度予算の議員の登庁1回当たりの費用弁償の金額(a～cを選択のうえ、aについては具体的金額を、bについてはi, ii)を選択のうえお答え下さい。)
    - a) 定額制をとっている → 一律 \_\_\_\_\_ 円
    - b) 定額制をとっていない場合(i, ii)を選択の上お答え下さい。)
      - i) 実費を給付している
      - ii) 基準額を基礎として、実際の給付額を決定している  
→ 基準額 \_\_\_\_\_ 円
    - c) 登庁1回あたりの費用弁償は給付していない。

#### 4, 議員活動の活性化に関する制度について

##### (1) 委員会での質問の時間制限

- i) 委員会の諸規定で、質問時間制限を明文化していますか  
(a, bどちらかを選択して下さい。)

a) 定めている

時間制限には、回答時間を含む、 含まない  
(○をつけてください)



b) 定めていない

ii) 実際の委員会運営において質問時間制限をもうけていますか。

(慣行上の取扱も考慮のうえ、a, bどちらかを選択して下さい。aについては具体的に割り振り方についてお答え下さい。)

a) 会派ごとの委員数によって質問時間を割り振っている  
→どのように割り振っているか具体的にお答え下さい。

b) 時間制限なく質問できる

(2) 本会議、委員会での質問・質疑の際に、質問した議員に対し、首長(執行部)が質問できますか(a, bどちらかを選択して下さい。)

a) 可

b) 不可

(3) 質問の事前通告制度がありますか(a, bどちらかを選択して下さい。)

a) あり

b) なし

(4) 質問の事前調整(ヒアリング)の運用がありますか(a, bどちらかを選択して下さい。)

a) あり

b) なし

(5) 文書での質問(質問趣意書)制度がありますか(a, bどちらかを選択して下さい。)

a) あり

b) なし

(6) 議員間討議について

三重県議会基本条例(平 18.12.20 可決)15条は、「議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに前二条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする 2 議員は、議員会における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする」と規定し、議員間で討議がなされることを議員に求めています。このような、「議員間討議」の実態について質問します。

i) 貴議会の現状はつぎのいずれに該当しますか(a-eから選択して下さい。)

a) 議員間討議は行われていない

b) 委員会で行われているが、休憩とし議事録はとめている

c) 委員会で行われており、議事録に残している

d) 本会議で行われているが、休憩とし議事録はとめている

e) 本会議で行われており、議事録に残している

ii) 議員間討議について、条例や規則、要綱、先例集などで明文化されていますか

すか(a, bどちらかを選択のうえ、aについては具体的にお書き下さい。)

a)されている

→具体的に

b)されていない

(7)委員会の議事録は

a)作成している、全発言作成である、

b)作成しているが、要約である

c)作成していない

## 5, 議会運営の民主度

(1)議運の構成員(会派所属議員数の要件)

i) \_\_\_\_\_人以上

ii)委員外委員の発言について(a-cから選択して下さい。)

a)発言ができる

b)発言ができない

c)委員外委員の臨席はない

(2)定例会毎の一般質問者数の制限(a-cから選択下さい。cを選択された場合については具体的にご記入下さい。)について。

a)希望すれば制限なくできる

b)「一般質問の年間の会派別質問者数については、年間の総質問者数から会派按分率により会派別質問者数を算出し、これを基準に調整を行い、人数を定める」といったルールに基づいて定例会毎に割振る

c)制限があり、上記a、bのいずれでもない→具体的に

(3)実際の議長・副議長の在任期間の実績(過去 10 年間の平均在任期間)→年(年数をご記入下さい)。

(4)議会選出監査委員の実際の在任期間の実績(過去 10 年間の平均在任期間)→年(年数をご記入下さい)。

## 6, 議員(議会)活動の成果数

(1)議員による条例提案の数(平成15-19年度分でお答え下さい。)

・議会、議員自身に関する議案 新規議案 \_\_\_\_\_本 改正議案 \_\_\_\_\_本

・上記以外の議案 新規議案 \_\_\_\_\_本 改正議案 \_\_\_\_\_本

(2)視察の報告書が公開されているか

i)委員会視察の報告書について(a-cから選択してください。cを選択された場合には、具体的にご記入下さい。

a)情報公開請求すると閲覧できる。

b)情報公開請求しても閲覧できない

c)情報公開請求しなくても( )において閲覧できる。

ii)会派視察等、委員会視察以外の視察の報告書について(a-cから選択してください。cを選択された場合には、具体的にご記入下さい。

a) 情報公開請求すると閲覧できる。

b) 情報公開請求しても閲覧できない

c) 情報公開請求しなくても( )において閲覧できる。

(3) 各議案に対する各会派・議員の賛否が公表されているか

a) 公表している (公表方法 )

b) 公表していない

## 7, 住民参加

(1) 陳情・請願の委員会への付託(平成15-19年度分についてお答え下さい)

陳情 全 件中      件、 請願 全 件中      件

(2) 陳情・請願に対する参考人制度・公聴会制度の実施の有無(a, bどちらかを選択して下さい。)(平成15-19年度分についてお答え下さい)

a) あり 実施件数は 参考人制度      件・公聴会制度      件

b) なし

(3) 全員協議会の傍聴の可否(a, bどちらかを選択して下さい。)

a) 可

b) 不可

8, 「当議会が他より優れているところ」自己評価 貴議会のセールスポイント(努力している点)を自由にお書き下さい。

\* ご協力ありがとうございました。6月13日までに全国事務局宛メール([info@ombudsman.jp](mailto:info@ombudsman.jp))か FAX(052-953-8050)にてご返送下さい。また、お問い合わせ先についても同様に全国事務局宛にお願い致します。